

# 南部町地域福祉推進計画

南部町地域福祉計画

南部町地域福祉活動計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

南部町・南部町社会福祉協議会

## 南部町地域福祉推進計画 目次

南部町長あいさつ	1
南部町社会福祉協議会会長あいさつ	2
<b>第1章 計画の策定にあたり</b>	<b>3</b>
計画策定の趣旨	3
地域福祉とは	4
地域福祉に関する制度等の動き	5
<b>第2章 計画の概要</b>	<b>10</b>
法令上の位置付け	10
計画の策定に関して	12
町の各種計画における地域福祉計画の位置付け	13
<b>第3章 南部町を取り巻く現状</b>	<b>15</b>
人口・世帯及び地域の現状	15
南部町の地域福祉にかかわる活動状況	22
社会福祉協議会の活動状況	24
福祉的課題を抱えている人の現状	30
<b>第4章 本町の現状からみる地域福祉課題</b>	<b>33</b>
住民の生活課題（地域生活課題）	33
住民が福祉活動に取り組むための課題	34
専門職の支援に関する課題	36
<b>第5章 計画の基本的な考え方</b>	<b>37</b>
基本理念	37
基本原則	37
基本目標	38
計画の体系	39
重点的な取り組み	40
<b>第6章 計画（施策）の展開</b>	<b>44</b>
基本目標Ⅰ 住民参加の促進と福祉活動の活性化	46
基本計画1 小地域における福祉機能の強化	46
基本計画2 ボランティア・当事者団体活動の活性化	48
基本計画3 福祉学習の推進と担い手づくり	50
基本計画4 福祉活動促進のための基盤強化	52
基本目標Ⅱ 相談機能の強化と包括的支援体制の構築	54
基本計画1 共生型総合相談体制の構築	54
基本計画2 権利擁護機能の拡充	56
基本計画3 情報提供体制の充実	58
基本目標Ⅲ 保健・医療・福祉サービスの充実と質の向上	59
基本計画1 健康づくりの推進	59
基本計画2 保健・医療・福祉事業者間のネットワークと協働の推進	60

基本計画3	新たな社会資源の開発	61
基本計画4	福祉人材の確保と育成	63
基本目標IV	地域で安心して暮らせる基盤づくり	64
基本計画1	社会福祉法人等の地域貢献の促進	64
基本計画2	住み慣れた地域で暮らし続けるための支援	65
<b>第7章</b>	<b>計画の推進</b>	<b>67</b>
	計画の推進体制	67
	計画の進行管理	68
<b>資料編</b>		

# ごあいさつ



本町では、平成16年に「第1次南部町地域福祉計画（みんなであわせのきずな計画）」を策定し、住民と行政の協働によって地域福祉をすすめていくことを目標として、さまざまな施策に取り組んできました。

しかしながら、社会的孤立の広がりを背景に、生活課題が複雑化・深刻化するとともに、潜在化する傾向が強まっています。また、複合的な生活課題を抱えた世帯や制度の狭間にあつて既存の福祉サービス等を受けられない方の問題など、これまで経験しなかったような新たな福祉課題が生じているのも事実です。

こうした課題を積極的に把握し包括的に支援するためには、住民、行政、社会福祉協議会、地域振興協議会、企業・事業所、NPO法人等が、お互いの特徴と得意分野で活躍し連携を進め、住民と地域社会・コミュニティとのつながりを広く滑らかに張り巡らせた地域福祉を構築していく必要があります。

2015年の国連サミットで採択された国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」取り組みにするために、すべての人が参加したパートナーシップを通じて推進することを掲げており、これは本計画の理念「みんながいきいきと活躍し、心をつないで支えあう共生のまちづくり」とも共通します。本計画を通じて人口減少社会にあつても、誰も孤立させず一人として取り残さない地域共生社会の実現に取り組んでまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました策定委員の皆さま、ヒアリングや意見公募にご参加いただきました皆さまなど、たくさんの方々から貴重なご意見をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

南部町 町長 陶山 清孝

## ごあいさつ



このたび、南部町社会福祉協議会では、少子・高齢化・人口減少社会にあつて、更なる地域福祉の向上と地域共生社会を創り上げていくために、「地域福祉活動計画」を「南部町地域福祉計画」と一体的に策定いたしました。

これまでも行政施策と一体となり「安心して暮らせるまちづくり」を目標に地域福祉の推進に取り組んできましたが、今回からは南部町の地域福祉活動推進の原動力となる各地域振興協議会との連携を図ることの重要性を明確にし、今後の5年後を目指した取り組みの方向性と役割分担を明記した内容での計画となっています。

社会福祉協議会としては、今後新型コロナウイルス感染症が国内に蔓延し、社会経済活動が低迷し社会構造が大きく変わる中にあつて、生活課題が複雑化・深刻化するとともに、新たな生活課題を抱えた世帯や制度の狭間にあつて既存の福祉サービスが受けられない方の対策などより一層重要になってまいります。

本計画の基本理念である「みんながいきいきと活躍し、心をつないで支え合う共生のまちづくり」を実現するため、南部町や地域福祉推進団体とより一層連携を密にして町民の皆様との協力、参画いただきながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続け、人と人とのつながりを大切に、みんながいきいきと活躍できる地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、この計画策定にあたり、ご尽力を賜りました策定委員の皆さま、ヒアリングや意見公募に参加いただきました多くの方々から貴重なご意見をいただきましたことに心より感謝申し上げますとともに、日ごろより社会福祉協議会の運営にご支援いただいている町民の皆様へ改めてお礼申し上げ、今後とも一層のご協力お願いしてごあいさつと致します。

令和3年3月

社会福祉法人南部町社会福祉協議会 会長 藤友 裕美

# 第1章 計画の策定にあたり

## 1 計画策定の趣旨

現在の日本では、少子高齢化の進展に伴って福祉サービスを必要とする人々が増大していますが、そうした人々を受け止める家族の力は、小世帯や共働きによって脆弱化が進んでいます。また、暮らしの基盤である地域社会も、コミュニティ意識の変化や高齢化によってつながりが希薄になり、担い手不足が進み、支え合う力の弱体化が危惧されるようになっていきます。

さらに近年は、こうした変化を背景に、子どもや高齢者等への虐待、孤立死、いじめ、ひきこもり、非正規雇用や景気低迷を背景とする生活困窮者<sup>1</sup>の増加など、様々な社会問題が顕在化するようになっており、まちづくりの課題や住民の福祉に対するニーズも複雑化・多様化する傾向が見られます。こうした新たな地域課題を見据えつつ、将来に向けて誰もがいきいきと暮らせる地域社会を構築するためには、保健・医療・福祉等の制度によるサービスの充実とともに、弱体化しつつあるコミュニティ機能を再生し、住民相互の支え合い活動を活発に展開できるようにする必要があります。

このような社会状況を受けて、本町では、平成16年10月に「第1次南部町地域福祉計画（みんなでしあわせのきずな計画）」を策定し、「地域づくりはみんなが主役、安心して暮らせるまちを目指して」を将来像とし、住民と行政の協働によって地域福祉を進めていくことを目標として、様々な施策に取り組んできました。さらに平成19年には、住民が、自らが暮らす地域のあり方を考え、地域の力を結集して様々な活動に取り組み、魅力ある地域づくりを行う場として、7つの「地域振興協議会」が設置され、多様化する地域課題の解決に取り組んできました。

しかしながら、複合的な生活課題を抱えた世帯、制度の狭間にあって既存の福祉サービス等を受けられない世帯の問題など、これまで経験しなかったような新たな福祉課題が生じているのも事実です。そして、こうした状況に対応するために、制度によるサービスと住民相互の支え合い活動の両面について、地域福祉のより一層の推進が求められるようになっていきます。

そこで本町では、役場の福祉部門と南部町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の両者が連携し、これまでの取り組みの成果と課題、さらに今日の地域社会の現状と課題をあらためて整理しつつ、新たな住民ニーズにきめ細かく対応することができる地域福祉を推進するため、「南部町地域福祉推進計画（第2次南部町地域福祉計画）（以下「本計画」という。）」を策定します。

「地域福祉計画」は、地域福祉推進の主体である住民などの参画を得ながら、地域の様々な福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や取り組みを体系的にとりまとめた計画です。一方、「地域福祉活動計画」は、社協が主体となって策定する、福祉活動を担う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取り組みについて体系化した、民間活動の自主的な行動計画として位置付けられます。本町と社協では、両者の連携と協働の体制整備を図り、より効果的に地域福祉を推進するために、両計画を一体的に策定します。さらに、地域振興協議会が策定する地域づくり計画とも相まって、地域共生社会<sup>2</sup>を実現することを目標にします。

<sup>1</sup> 経済的理由などにより困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者。

<sup>2</sup> 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

## 2 地域福祉とは

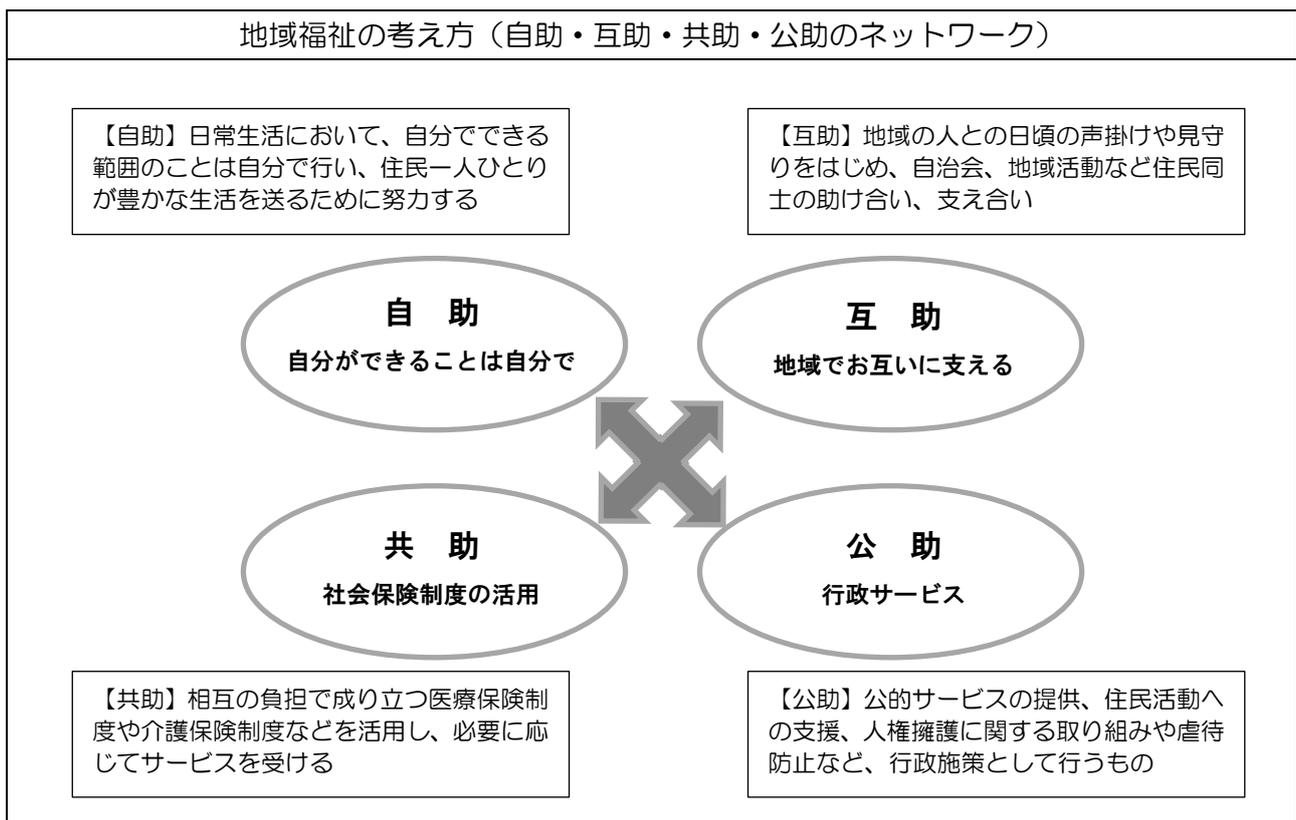
人は、誰もが住み慣れた集落や地域で安心していきいきと暮らしていくことを願っています。そもそも「福祉」という言葉は“幸せ”を意味しており、誰もがいきいきと“幸せ”に暮らせるようになるには、日常生活に課題を抱えて暮らす人々に必要な支援を提供するとともに、人々が暮らす地域社会が持つ福祉力を豊かに育むことが必要になります。

では、福祉力の高い地域社会をつくり上げていくにはどうしたらよいのでしょうか。

近年、少子高齢化や単独世帯の増加、個人のライフスタイルの多様化などを背景として、家庭や地域の中で孤立する人や地域への関心が低い人が増加し、住民同士のつながりの希薄化など、向こう三軒両隣<sup>3</sup>などと言った時代からは考えられないほど地域そのものが弱体化しているところも見られるようになりました。

地域には、ひとり暮らし高齢者の孤独死<sup>4</sup>や高齢者同士の介護、児童虐待、ひきこもりなど多くの課題が生じており、一人ひとりの福祉ニーズに対応するために、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要になっています。

地域住民や各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政などが「連携・協働」しながら、地域における人と人とのつながりを大切にし、「手をつなぎ、共に支え、共に生きる地域」を実現することが地域福祉の根幹であると言えます。



<sup>3</sup> 自分の家の向かい側にある三軒の家と、左右二軒の隣家。日頃親しくしている近隣。

<sup>4</sup> 主に一人暮らしの人が誰にも看取られることなく、当人の住居内などで生活中の突発的な疾病などによって死亡すること。

### 3 地域福祉に関する制度等の動き

#### (1) 社会福祉法の改正等の概要

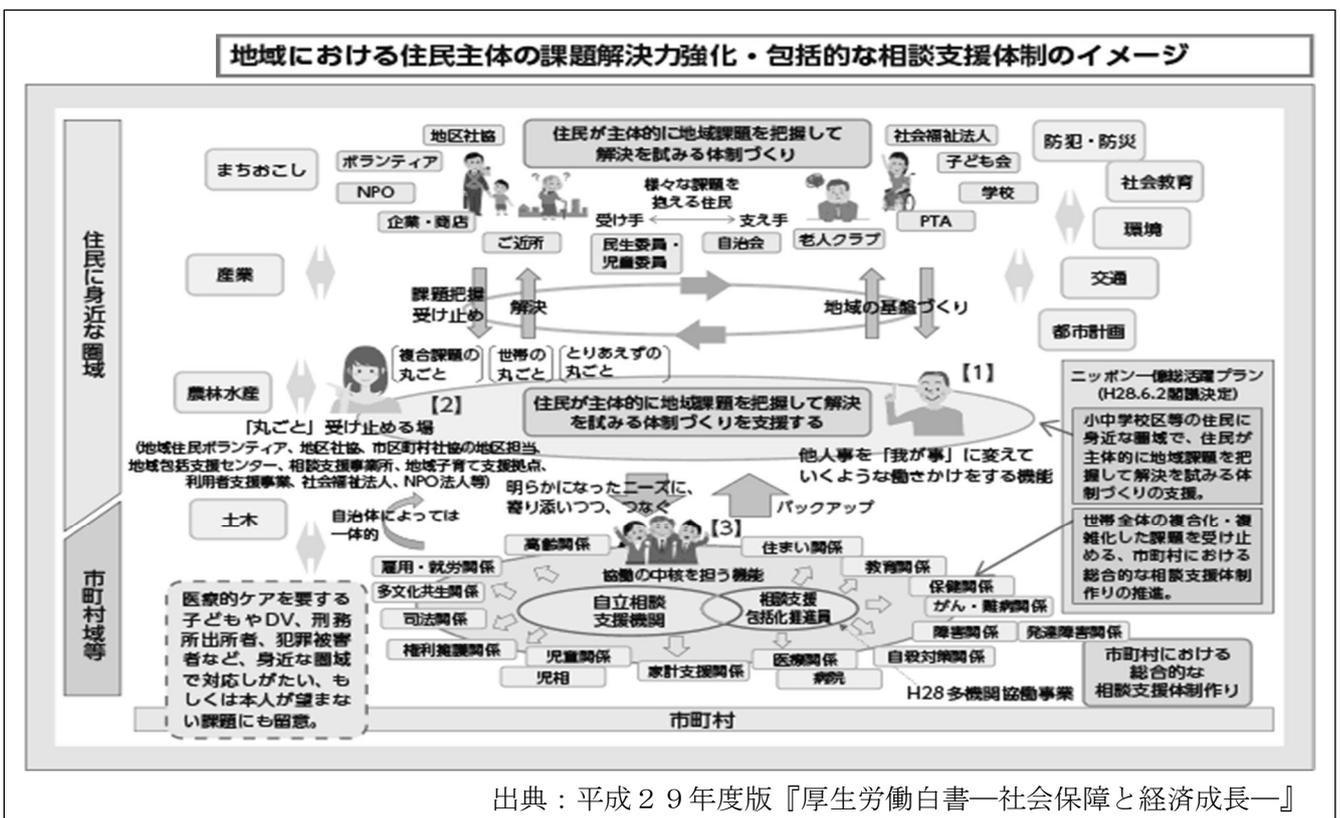
平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により、市町村は、包括的な支援体制の整備（第106条の3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとする社会福祉法（以下「法」という。）の一部改正が行われ、平成30年4月1日に施行されました。

また、令和2年6月に更に一部改正・施行された法においては、地域包括ケアシステムの強化のため、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定され、その理念を実現するため、「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関との連絡調整等を行う体制整備」などに努めることなど「重層的支援体制整備」の項目が盛り込まれました。

このほか、平成28年4月公布の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）では「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）」の、また、同年12月公布の「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）では「地方再犯防止推進計画」の策定に、市町村は努めるものとされています。

#### (2) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。この地域共生社会の実現に向けて、国は、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を平成28年7月に設置し、平成29年2月に「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）を同本部で決定しており、市町村においても取り組みが必要です。



出典：平成29年度版『厚生労働白書—社会保障と経済成長—』

### (3) 高齢者福祉・介護保険制度の動き

日本の高齢化は今後さらに進行し、医療や介護の需要も増大すると見込まれています。

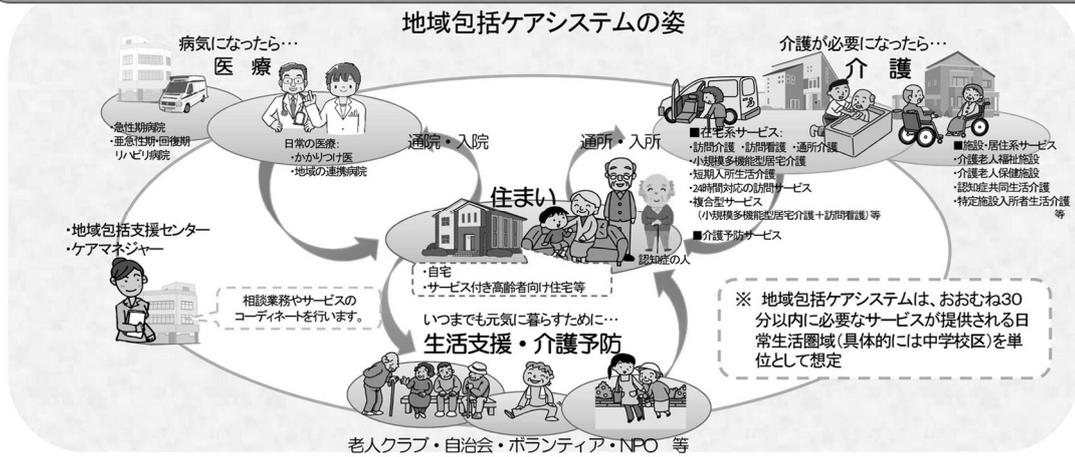
こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるように、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められており、国においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え推進を図ってきました。

本町では、伯耆町、日吉津村とで介護保険に関する広域連合を構成しており、「第7期南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画」においては、「高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域全体で高齢者を支えていくシステムづくり」を基本目標とし、地域福祉について地域住民の理解を深め、自主的な健康づくりや地域の見守り等を促進する「地域包括ケアシステムの構築・推進」「介護予防、維持・改善の推進」「認知症施策の推進」「個人の尊厳の保持」を基本方針として定め、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいをいづくりを含め、総合的な保健福祉の向上を図る施策を推進してきました。

令和3年度からスタートする「第8期介護保険事業計画」では、引き続き地域包括ケアシステムの深化・充実に取り組むほか、地域包括ケアシステムの中心となる安心して暮らせる住まいの確保についての協議検討・取り組み等が必要です。

### 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
  - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
  - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



出典：平成28年3月「地域包括ケア研究会報告書」

#### **(4) 障がい者支援制度の動き**

平成28年6月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正法（平成28年法律第65号）では、施設やグループホーム<sup>5</sup>を利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障がい児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

このほか、平成25年6月には「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正法（平成25年法律第46号）の公布（平成28年4月一部施行）や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成28年4月施行）など、障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町では、平成30年3月に制定した「第5期南部町障がい者プラン」において、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行、障がい児支援の提供体制の整備等を目標として様々な障がい者支援施策に取り組んでいます。

#### **(5) 子育て支援制度の動き**

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築に向け、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大と確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みの推進を目指しています。

また、平成28年6月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）において、市町村は、子どもの最も身近な場所における、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定されています。本町では、法律の施行に先駆け、平成27年4月より「南部町子育て包括支援センターneubola（ネウボラ）」を設置し、相談対応や訪問業務を行っています。

本町では、令和2年3月に策定した「第2期南部町子ども・子育て支援事業計画」において、「心豊かでふるさと愛すなんぶっ子」を基本理念とし、「家庭の子育て」「地域の子育て」「子育て環境」を柱に、地域の宝である子どもたちが自然豊かなこの町でのびのびと心豊かに育ち、ふるさとであるこの地を愛し、誇りを持てるよう、また、本町で生まれ育つ全ての子どもが健やかに成長する環境と、地域全体で子ども・子育てを支える取り組みの充実に向けて、様々な施策を推進しています。

#### **(6) 生活困窮者自立支援制度の動き**

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを定めた

---

<sup>5</sup> 地域社会の中にある住宅において、数人の高齢者や障がい者が共同で生活する形態で、専任の世話人によって食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。

「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）が、平成27年4月に施行されました。

直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援といった、これまで福祉分野で十分に行えていなかった支援を加え、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取り組みを推進することとしています。

本町では、平成27年度より社協に委託して「生活サポートセンターなんぶ」を設置し、生活面での課題を抱える方からの相談に対応すると共に、同センター及び福祉事務所を核に役場各課と連携し、南部町生活困窮者自立支援ネットワークを立ち上げ、関係機関相互の情報共有や連携により、複合的な課題を抱えている困窮者に対し、協働して早期の把握と働きかけにより、速やかな支援を実施する体制を整えています。

また、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日付け厚生労働省社会・援護局長通知）において、生活困窮者自立支援方策を地域福祉計画に盛り込む事項としています。

## （7）自死対策の動き

日本の年間自死者数は、平成22年以降7年連続で減少し、平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、平成29年には2.1万人にまで減少してきています。しかし、依然として自死者数は年間2万人を超えており、人口10万人当たりの自死者数（自殺死亡率）は、主要先進7か国の中でも上位となっています。

自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させることを目指して、平成29年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

本町では、「南部町自死対策計画」を策定し、住民の「生きる支援」に積極的に取り組んでいます。

## （8）成年後見制度の動き

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を保護し、支援するため、不動産や預貯金などの財産の管理や、身のまわりの世話のための介護サービスの契約などを、本人の利益を考えながら、代理して法律行為などをする制度です。

この制度は、このような方々を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況です。

そこで、この制度の利用促進を図ることを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）が、平成28年5月に施行されました。

国においては、この法律に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年3月に策定され、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善などの施策目標が示されています。

本町においても、法人後見受任などを行う「権利擁護ネットワークほうき」への支援を行い、弁護士等専門職以外の一般住民が、判断能力の低下した本人に代わって財産管理等を行う市民後見人の養成に鳥取県西部圏域全体で取り組んでいます。

本町における成年後見制度の利用の促進に関する施策の基本的な計画については、本計画内で示しています。

## (9) SDGsの推進

SDGs（持続可能な開発目標＝Sustainable Development Goals）は、2015年の国連総会で採択された、“持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現”のための国際目標です。SDGsは、「地球上の誰一人取り残さない」を基本理念に、2030年までにすべての国で官・民が一致団結して17の目標を達成するとされています。

行政と町民、地域の各種団体の協働によって一人ひとりの健康と福祉を向上させて地域共生社会の実現を目指す本計画も、SDGsが目指す社会の実現に大きく貢献するものといえます。本計画と特に関係が強いと考えられる目標は以下の9つで、本計画の取り組みを通じて持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指します。



出典：外務省「JAPAN SDGs Action Platform」

## 第2章 計画の概要

### 1 法令上の位置付け

#### (1) 地域福祉の推進

社会福祉法（以下「法」という。）では、第4条において、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、同条第1項で地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求め、また、同条第2項で地域福祉を推進する主体である地域住民等の役割として、地域のあらゆる課題（地域生活課題）の把握とその解決のために行政や社会福祉協議会などの専門機関との連携を求めています。

#### (2) 地域福祉計画

法において、地域福祉については計画的な推進が求められており、法第107条では、市町村に対して次の5項目を盛り込んだ「地域福祉計画」の策定が規定されています（努力義務）。

さらに計画を策定する際は、住民の参加・参画を進めて「地域住民等の意見を反映」すること（第2項）や、策定した計画を定期的に調査・分析・評価しながら、必要に応じて見直していくこと（第3項）が求められています。

上記の計画に盛り込むべき5つの項目のうち、特に「地域福祉に関する活動への住民の参加促進に関する事項」、「包括的な支援体制の整備に関する事項」は、本計画改定において最も重視する部分といえ、住民の地域福祉活動への参加を促進し、行政と住民と事業者が地域福祉促進に向け協働し、共生社会の実現を目指していきます。

#### (3) 重層的支援事業実施計画

令和2年6月に法の改正が行われ、「包括的支援体制」をさらに促進するため、「重層的支援体制整備事業」の項目が新設され、法第106条の4に規定されることとなり、法第106条の5において重層的支援体制事業を実施するにあたっては、実施計画を策定するように定められています。

（新設条項は令和3年4月より施行）

「重層的支援」とは、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

#### (4) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力・連携して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画として、具体的な取り組みが明示されたもので、福祉活動を行う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取り組みについて体系化した、民間活動の自主的な行動計画として策定します。

地域福祉計画との整合性を図りながら、法第109条で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって策定します。

また、地域住民や福祉活動の担い手の個別的な状況にも配慮するとともに、制度的に未着手の分野にも先駆的・開拓的に事業展開し、住民の主体的な福祉活動やコミュニティづくり活動の推進、そのための人材育成などが特徴となっています。

## **(5) 成年後見制度利用促進基本計画**

地域共生社会の実現に資するため、重要な手段でありながら必要な人に十分利用されていなかった成年後見制度に関して、平成28年に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行されました。

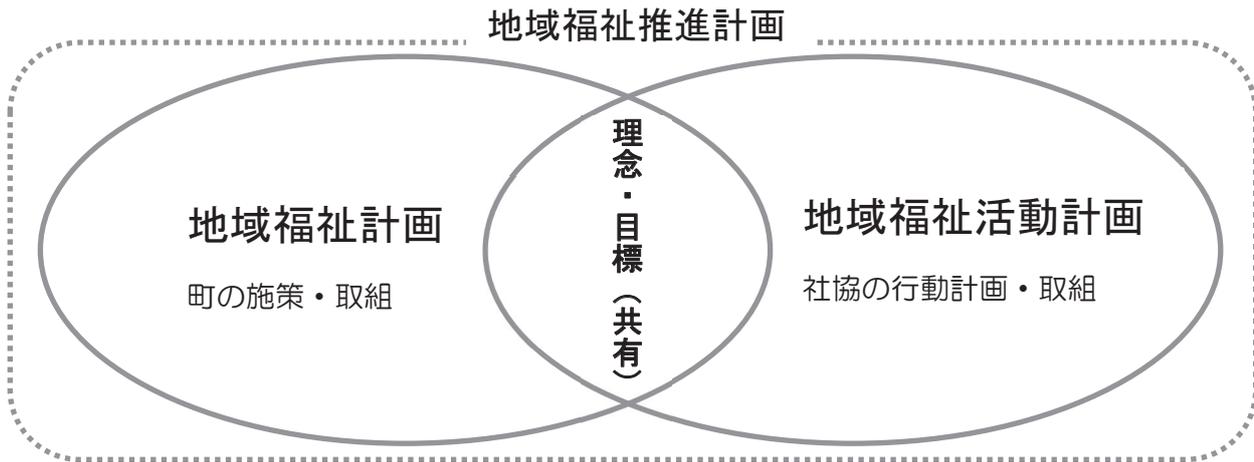
どの地域に住んでいても、必要な人が制度を利用できるよう、チーム・協議会・中核機関からなる権利擁護支援の地域連携ネットワークを確立し、中核機関では、広報・相談・制度利用促進・後見人選定など総合的に地域住民の支援に繋げていくことが特徴となっています。

## 2 計画の策定に関して

### (1) 一体的な策定

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、共に地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体等と行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要不可欠となっています。

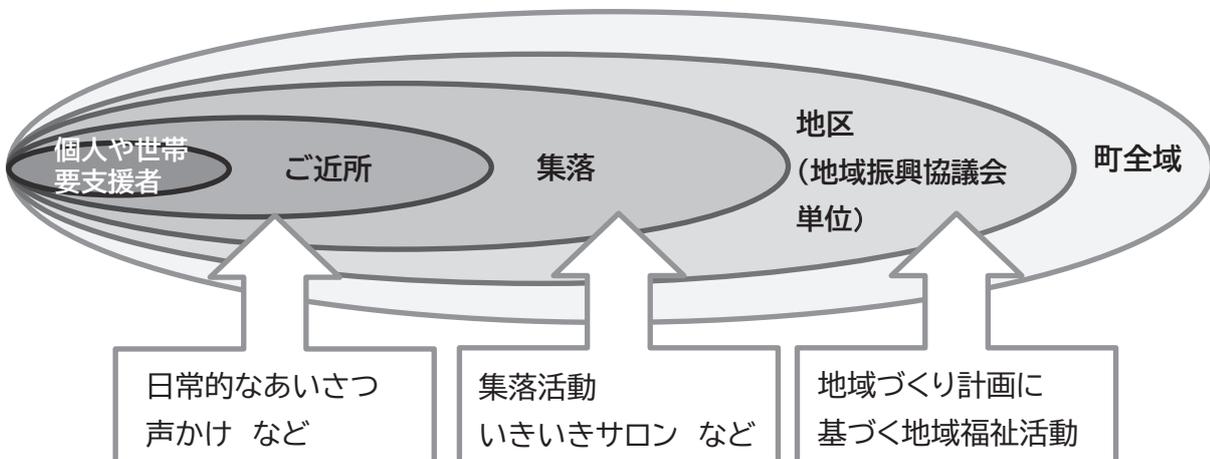
本町及び社協では、両計画の策定過程の共通化と取り組みの協働を図り、あらためて本町の地域福祉の方向性と相互の役割等を確認し、一体的に策定します。



### (2) 計画における圏域のとらえ方

地域福祉の施策や取り組みを展開する「圏域」の範囲は、取り組みや地域により様々な形態が考えられますが、本計画における「圏域」の範囲は、住民の生活に最も身近な範囲と言える「集落」、またこれらが集まった「地区（地域振興協議会単位）」など、実施する活動内容などにより、柔軟な考え方が必要となります。

本計画では、地域の課題への取り組みについて、その内容や地域の実情に合わせ、最も効果的な範囲において柔軟に取り組んでいくこととしています。

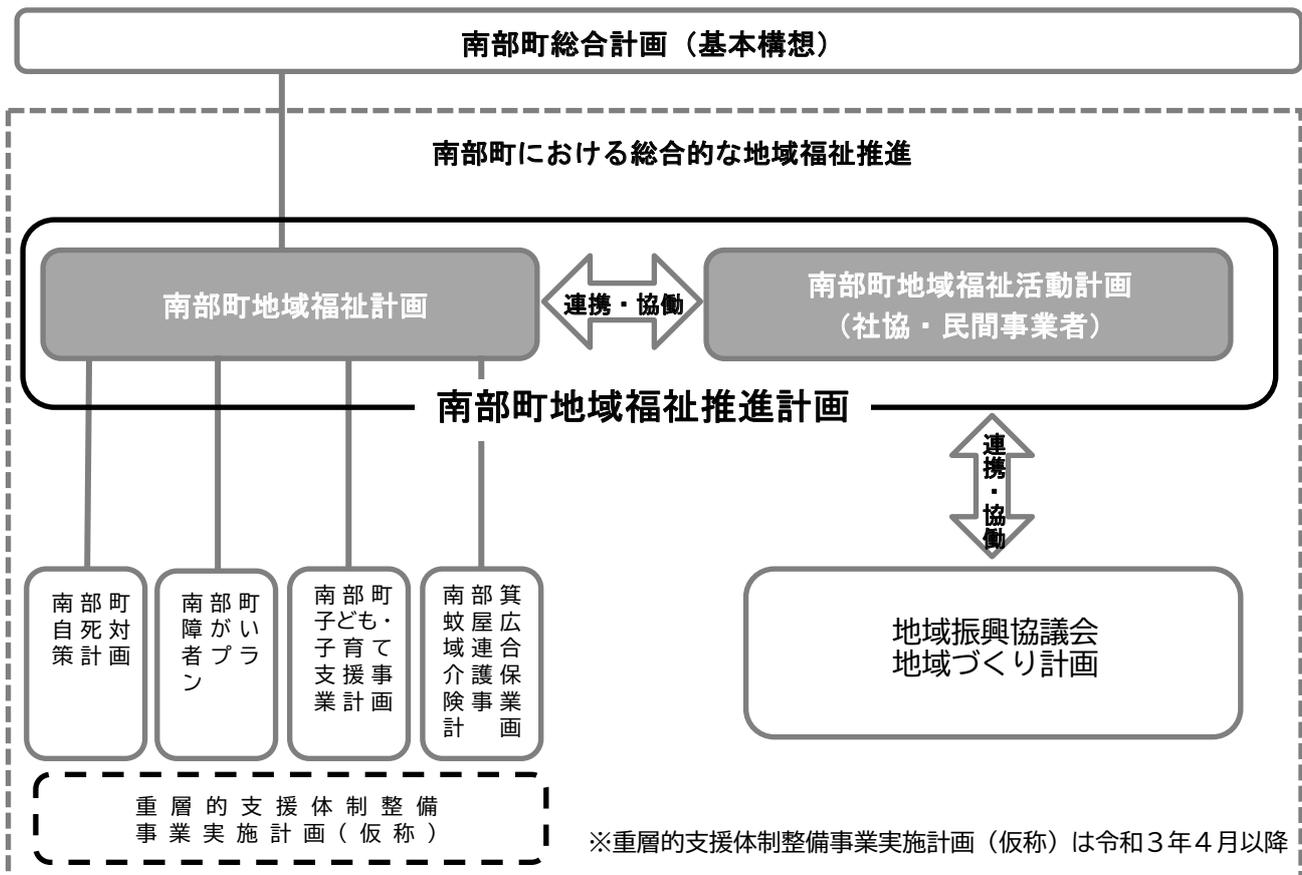


### 3 町の各種計画における地域福祉計画の位置付け

#### (1) 計画の位置付け

本計画は、「南部町第2次総合計画」を補完・具体化するものであるとともに、「介護保険事業計画（南部箕蚊屋広域連合）」「障がい者プラン」「子ども・子育て支援事業計画」「自死対策計画」などの各個別計画の上位計画として、保健福祉行政の基本理念や基本方針を示すことが求められています。また、個別計画や分野別施策に共通する事項を定めて、総合的な保健福祉サービスを効果的・効率的に提供することを目指していきます。

さらに、地域振興協議会単位で策定される「地域づくり計画」とも連携し、官民協働による地域福祉の推進を目指していきます。



## (2) 計画の期間

本計画は、介護保険事業計画などの他の福祉関係の行政計画の計画期間等を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画として策定します。

また、進捗状況や地域福祉をめぐる社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

### 【各計画等の期間】

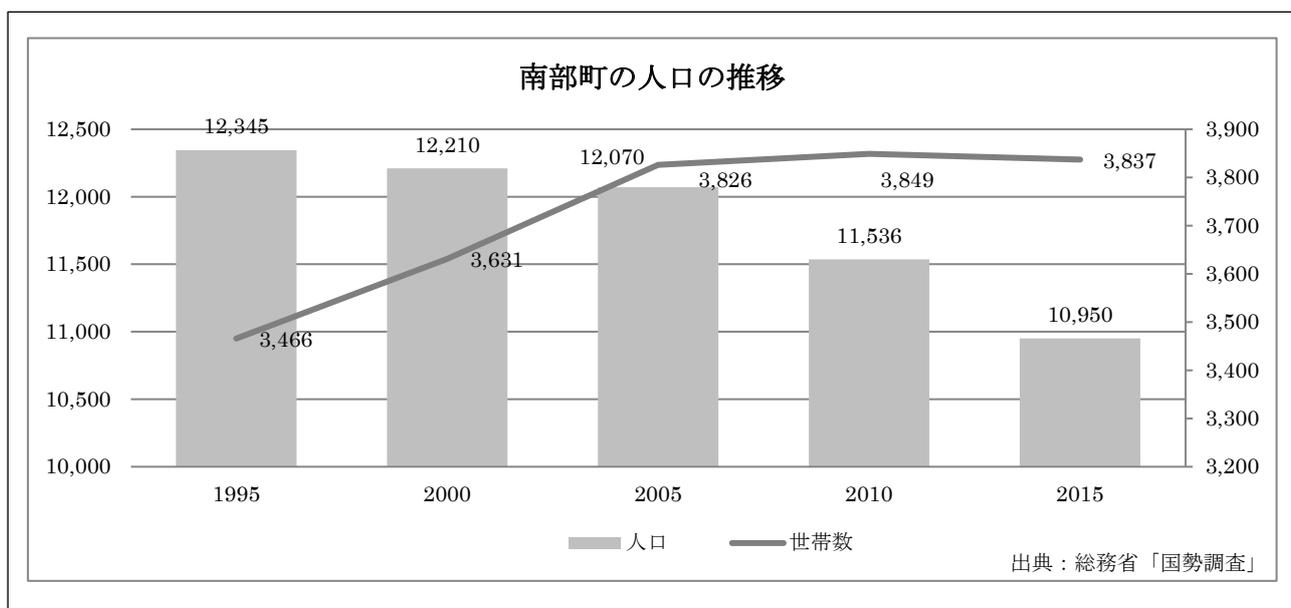
計画名	28 (2016) 年度	29 (2017) 年度	30 (2018) 年度	1 (2019) 年度	2 (2020) 年度	3 (2021) 年度	4 (2022) 年度	5 (2023) 年度	6 (2024) 年度	7 (2025) 年度
南部町第2次 総合計画	<b>南部町第2次総合計画（基本構想）</b> 令和元～10年度									
	基本計画（前期） 令和元～5年度							基本計画（後期） 令和6～10年度		
南部町地域福祉 推進計画	<b>第2次南部町地域福祉計画</b> <b>南部町地域福祉活動計画</b>									
南部箕蚊屋広域連合 介護保険事業計画	第6期事業計画 平成27～29年度		第7期事業計画 平成30～令和2年度			第8期計画 令和3～5年度		改定 予定		
南部町障がい者プラン	第4期計画 平成27～29年度		第5期計画 平成30～令和2年度			第6期計画 令和3～5年度		改定 予定		
南部町子ども・ 子育て支援事業計画	事業計画期間 平成27～令和1年度				第2期事業計画期間 令和2～6年度				改定 予定	
南部町自死対策計画	計画推進期間 平成30～令和9年度									

# 第3章 南部町を取り巻く現状

## 1 人口・世帯及び地域の現状

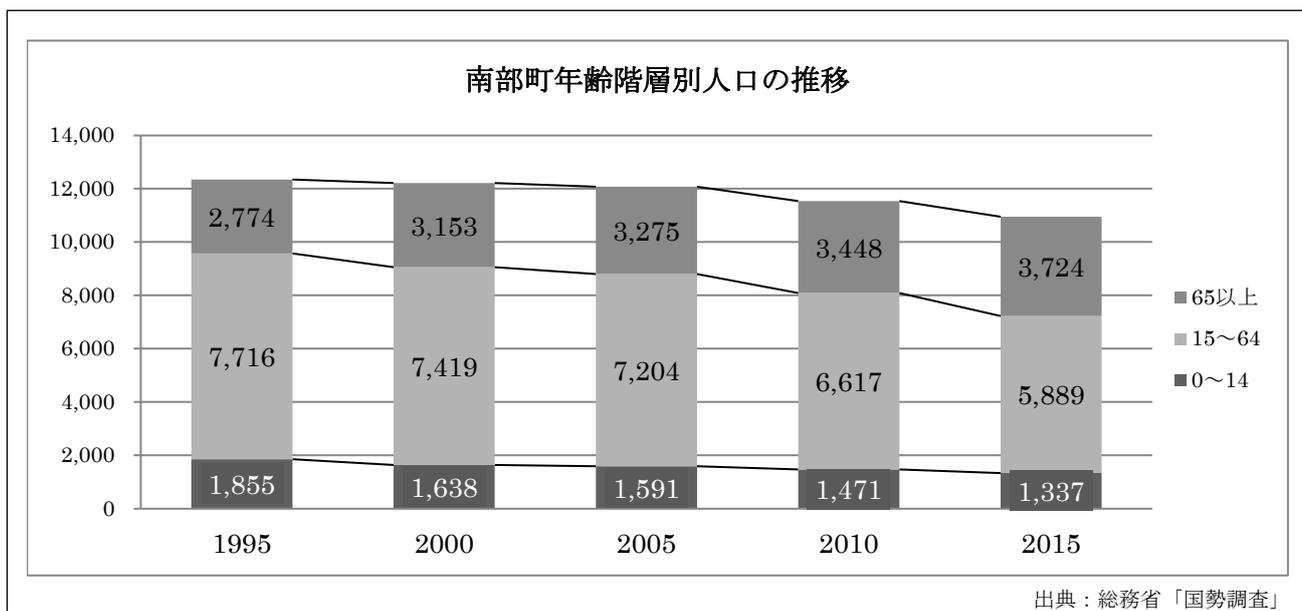
### (1) 総人口及び地域別人口

本町の人口は、平成7年（1995年）から減少を続けており、平成27年（2015年）現在で10,950人まで減少しています。一方、世帯数は平成17年（2005年）まで増加傾向にあり、以降は横ばい状態が続いています。



### (2) 年齢階層別人口

年齢階層別人口を見ると、総人口は減少傾向しているのに対し、65歳以上の人口は34%も増加しています。また、64歳以下の人口は減少が続いており、14歳以下の人口は28%の減少、15歳から64歳までの生産年齢人口も24%の減少となっており、少子高齢化が進んでいることが見て取れます。



### (3) 地域振興区<sup>6</sup>別にみた人口・世帯の推移

(上段：人口、下段：世帯数)

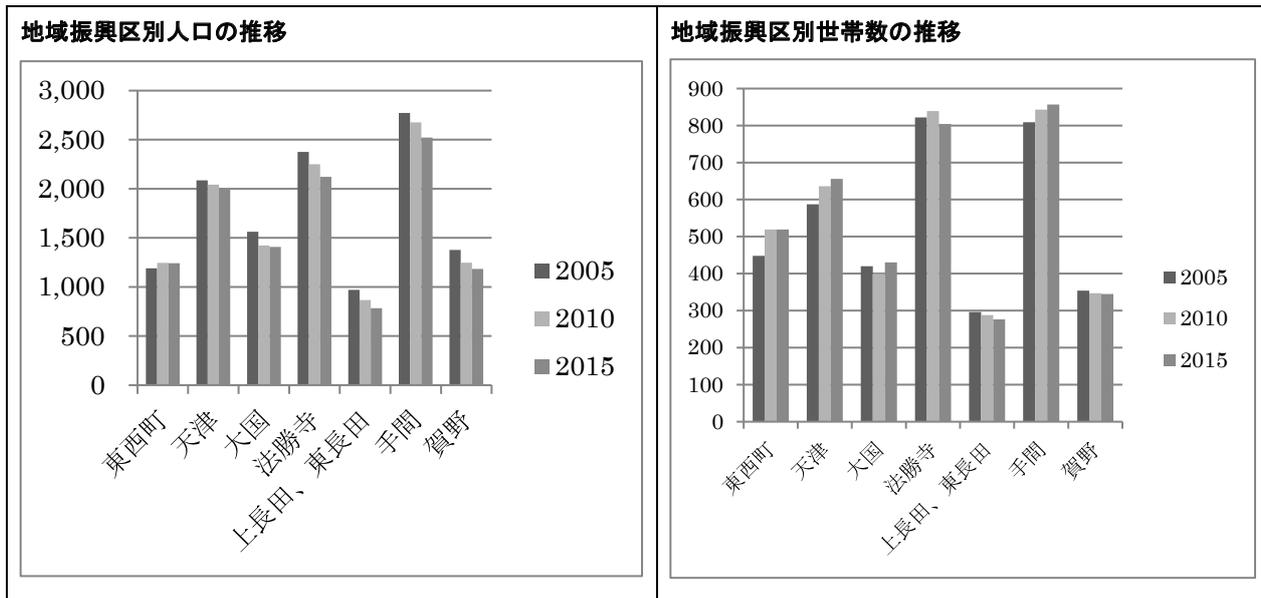
平成17年(2005年)から10年間で町全体の人口が7.9ポイント減少したのに対し、世帯数は4ポイント増加しています。しかし、地区別に見ると、人口や世帯数が増加している東西町地区から、法勝寺や上長田・東長田地区のように、人口も世帯数も急減している地区まで多様です。

地区区分	年別			2005	2010	2015	増減	増減傾向
	2005	2010	2015					
南部町全体	12,331	11,746	11,267	100	96.0	92.1	△964	▼
	3,736	3,871	3,887	100	103.6	104.0	151	△
東西町	1,190	1,245	1,242	100	105.0	104.7	56	△
	448	519	519	100	115.8	115.8	71	△△△
天津	2,086	2,042	2,006	100	98.0	96.3	△78	▼
	587	636	656	100	108.3	111.8	69	△△
大国	1,562	1,423	1,408	100	93.2	92.2	△119	▼▼
	420	399	430	100	95.0	102.4	10	△
法勝寺	2,375	2,249	2,122	100	95.0	89.5	△248	▼▼▼
	822	839	804	100	102.1	97.8	△18	▼
上長田、東長田	970	866	783	100	89.5	80.9	△185	▼▼▼
	296	288	276	100	97.3	93.2	△20	▼▼
手間	2,772	2,675	2,522	100	98.3	92.7	△198	▼▼
	809	843	857	100	104.2	106.0	48	△△
賀野	1,376	1,246	1,184	100	90.6	86.0	△192	▼▼▼
	354	347	345	100	98.0	97.5	△9	▼

※ 数値は各年10月1日現在の住民基本台帳の数値

※ 右側の比率は平成27年(2015年)との比較(対比%表示、増減は実数)

※ 増減は平成17年と平成27年を比較したもの



<sup>6</sup> 「南部町地域振興区の区域を定める規則」(平成19年規則第7号)で定められている区域。

#### (4) 地域振興区別にみた人口階層

高齢化率（65歳以上人口割合）を地域別に見ると、上長田、東長田地区が43.6%と最も高く、最も低い天津地区の29.8%に対して13%以上の差が生じています。

年別・年齢区分 振興区別	2005			2010			2015		
	0～14	15～64	65以上	0～14	15～64	65以上	0～14	15～64	65以上
南部町全体	1,586 12.9%	7,423 60.7%	3,322 28.7%	1,476 12.6%	6,789 57.8%	3,481 29.6%	1,358 12.1%	6,143 54.5%	3,766 33.4%
東西町	131 11.0%	755 63.4%	304 25.5%	139 11.2%	761 61.1%	345 27.7%	142 11.4%	711 57.2%	389 31.3%
天津	315 15.1%	1,270 60.9%	501 24.0%	284 13.9%	1,232 60.3%	526 25.8%	244 12.2%	1,165 58.1%	597 29.8%
大国	199 12.7%	963 61.7%	400 25.6%	191 13.4%	828 58.2%	404 28.4%	193 13.7%	774 55.0%	441 31.3%
法勝寺	327 13.8%	1,346 56.7%	702 29.6%	288 12.8%	1,220 54.2%	741 32.9%	256 12.1%	1,090 51.4%	776 36.6%
上長田、東長田	97 10.0%	513 52.9%	360 37.1%	70 8.1%	464 53.6%	332 38.3%	54 6.9%	388 49.6%	341 43.6%
手間	374 13.5%	1,771 63.9%	627 22.6%	380 14.2%	1,601 59.9%	694 25.9%	347 13.8%	1,385 54.9%	790 31.3%
賀野	143 10.4%	805 58.5%	428 31.1%	124 10.0%	683 54.8%	439 35.2%	122 10.3%	630 53.2%	432 36.5%

上段：人口  
下段：構成比率

(各年9月末：住民基本台帳数値)

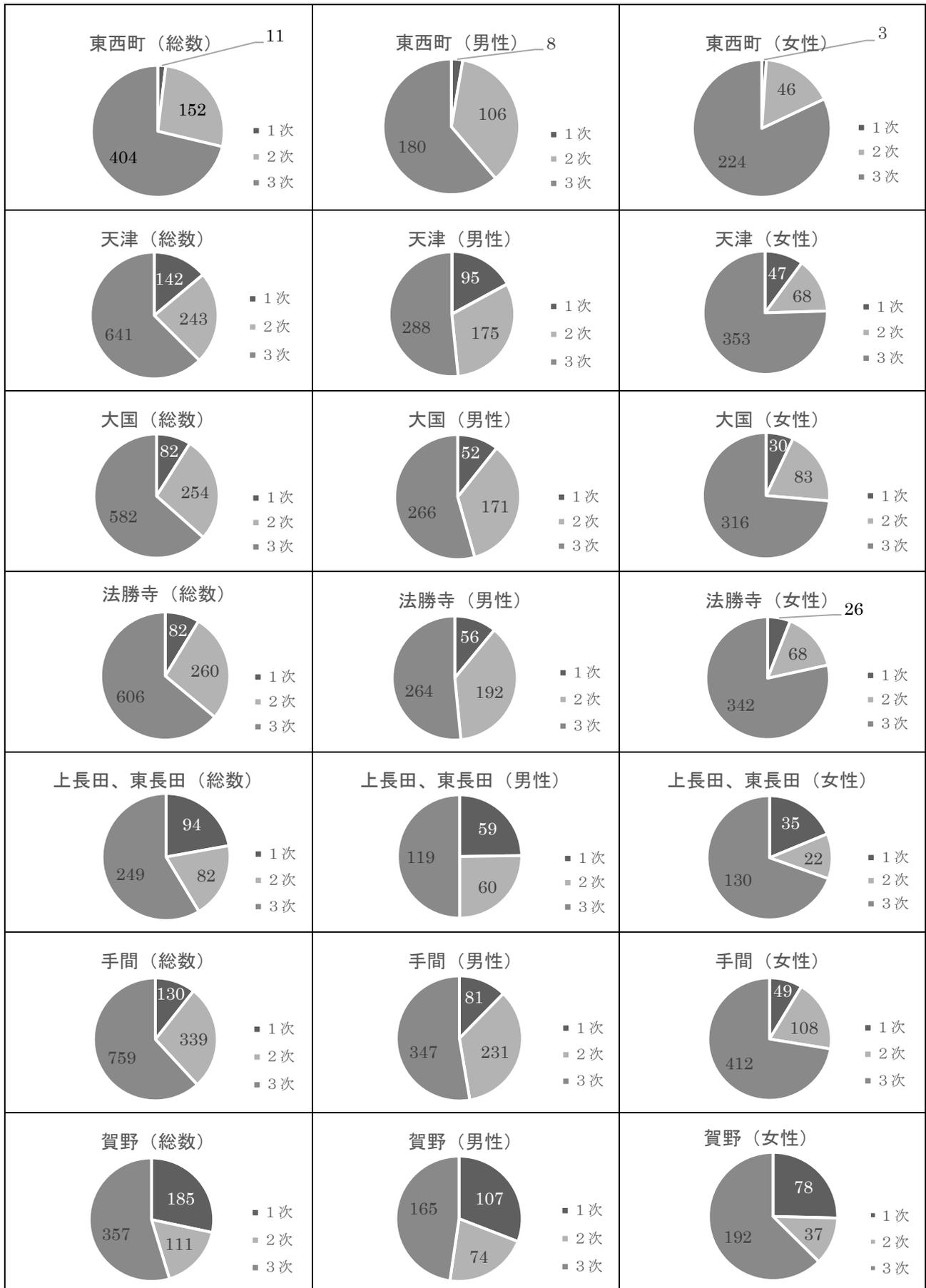
#### (5) 地域振興区別にみた世帯構造

項目 総数(上段) 率(下段)	世帯数	核家族世帯	核家族以外	単独世帯	3世代世帯	18歳未満 のいる世帯	65歳以上 のみの世帯
南部町全体	3,496 —	1,801 51.5	1,009 28.9	670 19.2	757 21.7	882 25.2	861 24.6
東西町	430 —	277 64.4	66 15.3	86 20.0	45 10.5	95 22.1	123 28.6
天津	583 —	310 53.2	179 30.7	89 15.3	136 23.3	163 28.0	110 18.9
大国	434 —	214 49.3	143 32.9	77 17.7	111 25.6	133 30.6	92 21.2
法勝寺	660 —	331 50.2	172 26.1	154 23.3	129 19.5	159 24.1	184 27.9
上長田、東長田	254 —	97 38.2	96 37.8	61 24.0	74 29.1	40 15.7	85 33.5
手間	808 —	426 52.7	209 25.9	169 20.9	158 19.6	211 26.1	192 23.8
賀野	327 —	146 44.6	144 44.0	34 10.4	104 31.8	81 24.8	75 22.9

出典：総務省「平成27年国勢調査」

## (6) 地域振興区別にみた就業構造

産業別就業構造（1次：農林水産、2次：鉱業、採石業、建設業等、3次：サービス等）



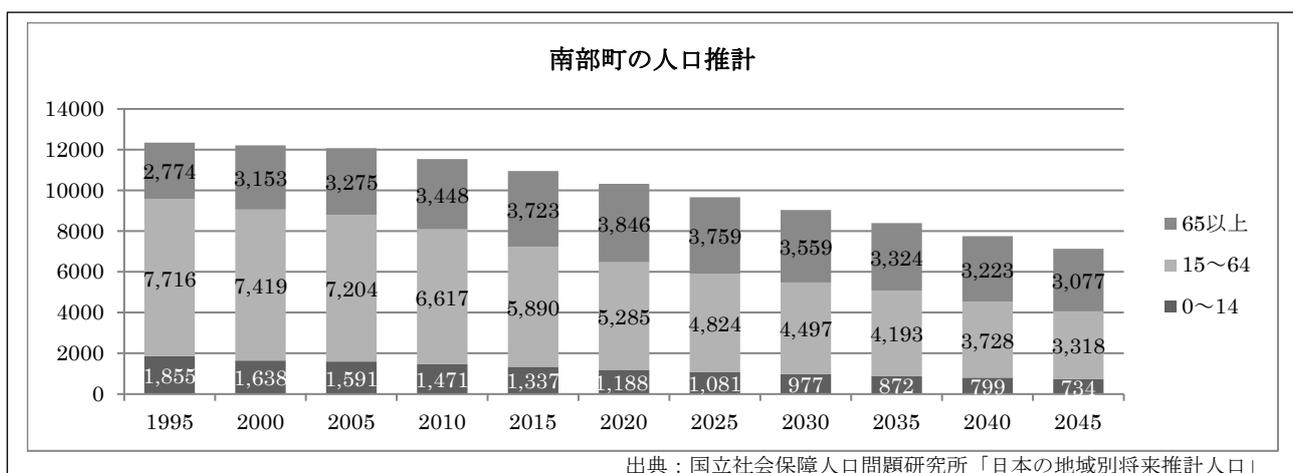
出典：総務省「平成27年国勢調査」

## (7) 南部町人口の将来推計

本町の人口は、平成27年(2015年)において10,950人(国勢調査確定値)で、平成7年(1995年)より1,395人減少しています。

年齢階層別にみると、14歳以下の年少人口は平成7年では1,855人となっていますが、平成27年では、1,337人となっています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口も平成7年の7,716人から2015年では5,890人と減少しており、年少人口、生産年齢人口ともに今後も減少していくことが想定されます。

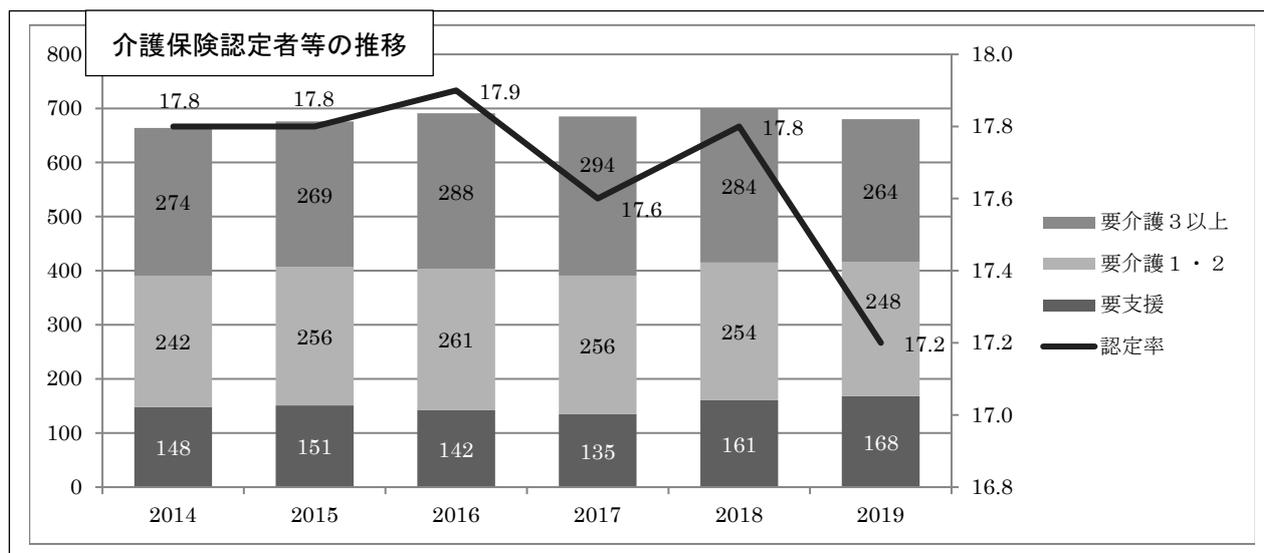
一方、高齢者人口は、平成7年が2,774人、平成27年で3,723人と増えていますが、令和2年(2020年)を頭打ちに減少傾向にあると推計されています。しかしながら、年少人口、生産年齢人口の大幅な減少により町の高齢化率は増加を続けていくものと想定されます。



※ 令和2年以降は、「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(平成30年3月公表)に基づく推計値。

## (8) 要介護(要支援)認定者数

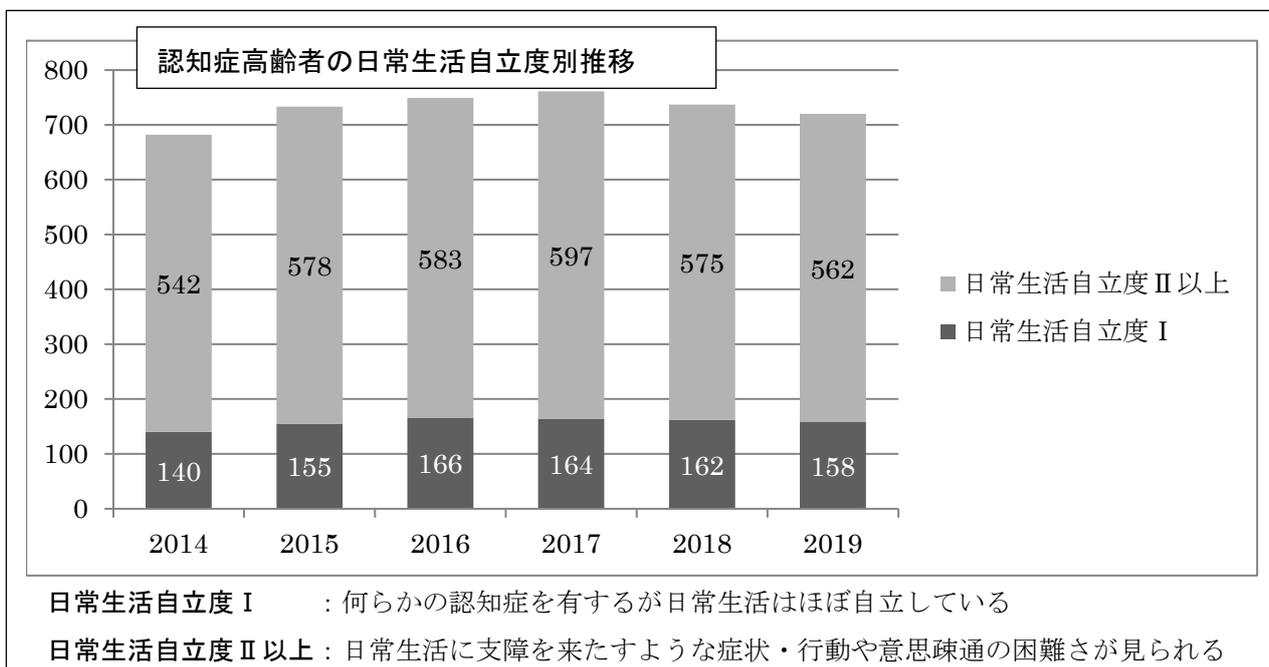
要支援1・2は平成26年(2014年)度の148人が、令和元年(2019年)度では、168名と増加しています。



出所：南部箕蚊屋広域連合

### (9) 認知機能が低下した人の状況

日常生活自立度別にみると、令和元年（2019年）度は、日常生活自立度Ⅰが158人、日常生活自立度Ⅱ以上が562人となっており、認知機能が低下した人は増加しています。



出所：南部箕蚊屋広域連合

### (10) 障がい者数

#### ① 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）

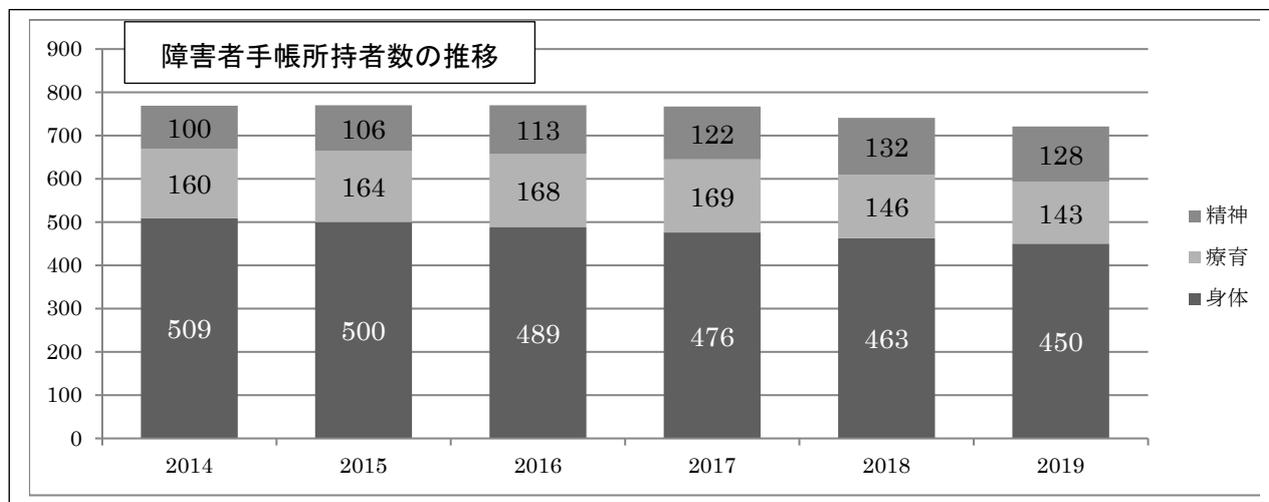
本町における身体障がい者数は、平成26年（2014年）度で509人、令和元年（2019年）度で450人となり減少傾向にあります。

#### ② 知的障がい者（療育手帳所持者）

本町における知的障がい者数は、平成26年度で160人、令和元年度で143人となり減少傾向にあります。

#### ③ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）

本町における精神障がい者数は、平成26年度で100人、令和元年度で128人となり増加傾向にあります。



出所：南部町福祉事務所

## (11) 出生者数

### ① 出生者数

年度 項目	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
出生数	61	59	57	58	60	52

出所：南部町健康福祉課

### ② 合計特殊出生率の推移

年度 種別	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
国	1.42	1.46	1.44	1.43	1.36
鳥取県	1.60	1.65	1.60	1.66	1.61
南部町	1.46	1.44	1.28	1.24	1.45

出典：鳥取県人口動態統計

## (12) 児童施設等の利用状況

### ① 保育園利用児童の推移

年度 園別	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
さくら保育園	77	70	64	65	64	58
つくし保育園	126	114	112	103	94	84
ひまわり保育園	54	63	62	65	54	57
すみれこども園	90	102	105	114	111	106

出所：南部町子育て支援課

※ すみれこども園は、平成27年から（それ以前はすみれ保育園）

### ② 放課後児童クラブ利用状況

年別・種別 クラブ別	2014 (H26)		2015 (H27)		2016 (H28)		2017 (H29)		2018 (H30)		2019 (R1)	
	通年	長休	通年	長休								
ひまわり学級	40	21	40	32	37	38	38	32	41	33	53	35
あいみ児童クラブ	29	14	28	15	24	28	26	19	42	12	42	16
東西町児童クラブ	18	0	8	10	8	7	9	7	9	7	8	8

出所：南部町子育て支援課

※ 通年…年間をとおしての利用者

長休…春休み、夏休み、冬休みの長期学校休校期間の利用者

※ ひまわり学級は、令和元年度からプラザ西伯及び児童館（愛称カラフル）。

## 2 南部町の地域福祉にかかわる活動状況

### 1 各種団体の状況

#### (1) 老人クラブの状況

単位クラブ数及び会員数も減少傾向にあります。

4月1日現在

年度・区分 地区別等	2014 (H26)		2015 (H27)		2016 (H28)		2017 (H29)		2018 (H30)		2019 (R1)	
	クラブ	人数	クラブ	人数	クラブ	人数	クラブ	人数	クラブ	人数	クラブ	人数
南部町全体	23	1,289	23	1,264	21	1,049	20	971	20	939	18	877
東西町	2	123	2	115	2	123	2	125	2	117	2	119
天津	2	148	2	140	2	146	2	133	2	131	2	132
大国	2	87	2	89	2	82	2	78	2	77	2	76
法勝寺	3	150	3	146	3	144	3	136	3	135	2	91
上長田、東長田	1	18	1	18	1	16	1	16	1	16	0	0
手間	4	509	7	499	5	285	5	283	5	277	5	281
賀野	6	254	6	257	6	253	5	200	5	186	5	178

#### (2) 手をつなぐ育成会の状況

会員数は会員の入れ替わりがなく、横ばいの状況です。

年度 項目	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
会員数	20	21	20	19	19	16

#### (3) 身体障害者福祉協会の状況

会員数は減少傾向にあります。

年度 項目	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
会員数	52	46	44	41	39	37

#### (4) ボランティア連絡協議会の状況

活動の休止や協議会からの脱退等で団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

年度 項目	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
団体数	13	12	12	10	10	8
会員数	295	272	270	216	197	184

(5) 南部町内の医療・福祉・介護・相談等の施設、事業所及び地区の活動拠点の状況

区分		施設数	名称等	
医療施設	病院	1	南部町国民健康保険西伯病院(歯科併設)	
	診療所	4	法勝寺内科クリニック、ひろかね内科医院、潮医院、さいはく眼科クリニック	
	(うち往診可能な診療所)	2	法勝寺内科クリニック、潮医院	
	歯科医院	1	入沢歯科医院	
保健福祉相談窓口		1	健康管理センターすこやか	
高齢者福祉施設・サービス	高齢者支援相談窓口		3 南部地域包括支援センター(すこやか内)、総合福祉センター(しあわせ、いこい荘)	
	施設	介護老人福祉施設	1	特別養護老人ホームゆうらく
		介護老人保健施設	0	
		介護療養型医療施設	1	南部町国民健康保険西伯病院
	居宅	居宅介護支援事業所	2	南部居宅介護支援事業所・法勝寺ケアプラザ居宅支援事業所
		短期入所生活介護	2	特別養護老人ホームゆうらく、法勝寺ケアプラザショートステイ
		短期入所療養介護	1	南部町国民健康保険西伯病院
		訪問介護	1	南部訪問介護事業所
		訪問入浴介護	0	
		訪問看護	1	南部町国民健康保険西伯病院(南部町訪問看護ステーション)
		訪問リハビリテーション	1	南部町国民健康保険西伯病院
		通所介護(デイサービス)	3	会見デイサービスセンターいこい荘・西伯デイサービスセンターしあわせ・法勝寺ケアプラザデイサービス
		通所リハビリテーション	1	南部町国民健康保険西伯病院
		認知症対応型通所介護	1	デイサービスセンターゆうらく
	地域密着型	認知症対応型共同生活介護	1	グループホームおちあい
		特定施設入居者生活介護	0	
		小規模特別養護老人ホーム	0	
		小規模多機能型居宅介護	0	
		通所介護(デイサービス)	0	
軽費老人ホーム(ケアハウス)		0		
有料老人ホーム		0		
障がい者自立支援サービス	相談支援事業所	1	JOCAサポート	
	短期入所施設	3	特別養護老人ホームゆうらく、祥福園、あまつホーム	
	入所施設	1	祥福園	
	生活介護	4	えがお、祥福園、しあわせ、いこい荘	
	居宅介護(ホームヘルプ)事業所	2	なごみ、南部訪問介護	
	重度訪問介護	2	なごみ、南部訪問介護	
	放課後等デイサービス	0		
	共同生活介護事業所	8	ふるさとホーム(おおくにホーム、れいんぼうホーム、たいようホーム、しroyamaホーム、法勝寺ほたるホーム、法勝寺さくらホーム)、あいみの家、あいみの家Ⅱ	
	共同生活介護事業所(日中サービス支援型)	2	あまつホーム(あまつたけのこホーム、あまつわかばホーム)	
	就労継続支援(A型)事業所	1	JOCA南部	
就労継続支援(B型)事業所	4	わかとり作業所、わかとり(コスモス分場)、わかとり(フラワー分場)、ノームの糸車		
児童・母子福祉施設	保育所(認定こども園を含む)	6	つくし、すみれこども、さくら、ひまわり、さくらキッズ(事業所内保育)、南部町ベアーズ	
	地域子育て支援	1	子育て交流室あいあい	
	放課後児童クラブ	3	ひまわり学級、あいみ児童クラブ、東西町放課後児童クラブ	
	児童館	2	法勝寺児童館、宮前児童館	
	母子生活支援施設	0		
福祉地域	認知症カフェ	2	米やカフェ、さくらカフェあいみ	
	地域共生拠点施設	1	いくらの郷	
	地域コミュニティホーム	1	東西町コミュニティホーム「西町の郷」	
	地域振興協議会活動拠点	5	東西町コミュニティセンター、ふるさと交流センター、おおくに田園スクエア、交流会館、えんがーの富有	

(令和3年1月時点)

### 3 社会福祉協議会の活動状況

#### (1) 社会福祉協議会会員数等の推移

社協の一般会員数は、令和元年度において3,054世帯、加入率は78.2%となっており、近年は緩やかな減少で推移しています。

賛助会員数は減少、法人会員数は増加で推移しています。

#### 【社会福祉協議会会員数等の推移】

年度		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
区分							
一般会員数(世帯)		3,119	3,120	3,085	3,095	3,086	3,054
	加入率(%)	84	79.9	79.9	79.8	79.3	78.2
賛助会員数		62	55	61	55	52	54
法人会員数		4	6	6	7	7	7

#### (2) 配食サービスの利用状況

配食サービスの利用状況については、回数は横ばいであるが、実対象者数は減少で推移しています。

対するボランティア数は、ほぼ横ばいで推移しています。

#### 【配食サービスの利用状況】

年度		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
回数等							
回数	西伯	100	100	99	100	99	97
	会見	52	51	51	51	50	48
実対象者数	西伯	62	67	74	62	58	64
	会見	51	49	43	39	31	30
延べ食数	西伯	4,330	4,524	4,271	4,164	3,484	3,805
	会見	1,797	1,853	1,789	1,520	1,334	1,178
実ボランティア数	西伯	134+1団体	144+1団体	108+3団体	115+3団体	114+3団体	110+3団体
	会見	92	86	84	80	81	72
延ボランティア数	西伯	1,375	1,430	1,385	1,405	1,388	1,276
	会見	488	424	482	477	480	424

### (3) いきいきサロン

いきいきサロンについては、実施数は微増で、令和元年度では74サロンが開催されています。延利用者数は、年度により増減があるものの横ばいの状態であります。

#### 【いきいきサロン数の推移】

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
実施数等						
サロン数	68	69	72	71	72	74
延実施回数	714	742	746	739	761	828
延利用者数	9,115	9,104	9,295	8,618	8,680	9,240

### (4) あいのわ銀行

あいのわ銀行については、制度改正後の平成27年度と比較すると利用会員は横ばい、協力会員は増加傾向にあります。

#### 【登録会員数の推移】

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
会員区分						
利用会員	139	85	86	70	73	84
協力会員	921	613	656	653	726	759
記録会員	1,340	—	—	—	—	—
賛助会員	3	3	0	0	0	0

※ 制度改正により平成27年度から記録会員はなくなる

## 【活動実績の推移】

活動の内容は、買い物代行が増加傾向にあります。また平成30年度から開始となった移送サービスの増加を見込んでいます。

年度		2014	2015	2016	2017	2018	2019
利用区分		(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)
外出時の介助 (移送なし)	件数	31	30	14		2	
	活動者	31	24	12		2	
	利用者	31	14	12		2	
外出時の介助 (移送あり)	件数					1	39
	活動者					1	19
	利用者					1	19
買物代行	件数	1	8	11	58	80	83
	活動者	1	3	7	11	59	68
	利用者	1	3	7	11	12	20
住居等の掃 除・整理	件数				43	15	
	活動者				43	15	
	利用者				43	15	
食事のお世話	件数	26					
	活動者	26					
	利用者	26					
服薬の確認	件数	43					
	活動者	43					
	利用者	43					
身の回りの お世話	件数		20	11			18
	活動者		10	5			3
	利用者		10	5			3
相談・話し相手	件数		79				
	活動者		24				
	利用者		6				
ゴミ出し	件数		15	16	31	18	38
	活動者		10	11	16	12	31
	利用者		10	11	16	12	20
配食サービス (記録活動)	件数		1,896	1,848	1,852	1,680	1,641
	活動者		1,432	1,493	1,509	1,413	1,330
いきいきサロン (記録活動)	件数		2,213	2,311	2,965	2,711	2,466
	活動者		1,937	1,963	2,492	2,209	2,108
託児サービス (記録活動)	件数		21				
	活動者		13				

## (5) 生活相談支援事業

### 【生活相談支援事業】

生活相談支援事業については、毎年100件以上の相談件数と相対的に増えてきており、各種支援事業については、制度開始当初と比較し、利用者が増えている現状となっています。

事業項目等	年度 2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)※1
総合相談件数(件)	126	165	97	101	117	113	143
福祉資金貸付事業(件)	0	0	1	1	5	9	(※2)39
日常生活自立支援事業(件)	3	4	6	6	6	9	10
生活困窮者自立支援事業(件)	—	18	37	46	37	35	34

※1 令和2年度は期中につき、参考数値（令和3年2月24日現在）。

※2 緊急福祉資金貸付5件、緊急小口資金特例貸付（新型コロナウイルス関連）25件、総合支援資金特例貸付（新型コロナウイルス関連）9件。

### 【生活困窮者自立相談支援事業の相談内容の推移】

平成27年度の事業開始より順次相談件数が増加し、来所時の相談内容は、①収入・生活費、②病気や健康・障害、③税金や公共料金の支払い、④仕事探し等の相談が多い傾向にあります。

区分	年度 2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)※1
相談件数(件)	18	37	46	37	35	34
病気や健康、障害	8	11	25	18	9	8
住まい	5	2	9	3	7	4
収入・生活費	12	20	30	25	15	21
家賃やローンの支払い	3	6	5	6	9	3
税金や公共料金の支払い	5	10	13	18	3	7
債務		3	8	9	7	4
仕事探し、就職	11	19	11	12	13	14
仕事上の不安・トラブル	1	2		2	4	1
地域との関係		1	2		1	3
家族との関係	3	9	11	6	4	4
子育て		3	1	1	1	1
介護	1	1	5	1	3	
ひきこもり、不登校	1	6	10	4	4	1
DV <sup>1</sup> 、虐待	2	1		1		
食べるものがない	4	1	2		1	4
その他	2	7	15	8	12	5

※1 令和2年度は期中につき、参考数値（令和3年2月24日現在）。

※2 来所時の相談内容は複数回答

<sup>1</sup> ドメスティックバイオレンス（Domestic Violence の略）。配偶者や恋人など親密な関係にある者（過去にあった者を含む）から受ける身体的、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力及び虐待のこと。

## (6) 地域活動の状況

東西町地区	
いきいきサロン	西町サロン、東町二区サロン、さんさんサロン、花はなサロン
運動できる場所	グラウンドゴルフ、いきいき100歳体操（西町の郷、つどい、東西町万寿会）
学びの場所	遊交クラブ（小物作り）
集まれる場所	東西町コミュニティセンター （手打ちそば同好会、男のクッキング同好会、グラウンドゴルフ同好会、東西町4区（レクトレ）、フラダンス同好会、絵手紙同好会、うたの会、写真クラブ、笑いヨガ同好会、マージャン同好会、ピンポン会、万寿会（軽体操やゲーム）、ゴルフコンペ、手話）
その他	万寿会（クリーンウォーク）、山茶花の会、健康農園、野菜作り同好会、西町の郷

天津地区	
いきいきサロン	境あじさい会、境ほほえみの会、なかよし会、谷川万年青会、ひまわりさかね、柏尾やまびこ会、しみず会、下阿賀さくら会、梅の会、上阿賀さつき会、花すみれ
運動できる場所	いきいき100歳体操（境、坂根、谷川、柏尾、清水川、下阿賀、上阿賀）
集まれる場所	ふるさと交流センター （グラウンドゴルフ、ミニテニス）

大国地区	
いきいきサロン	猪小路いきいきサロン、いきいきサロンながた、ゆうゆうサロン（原）、小原銀座サロン、倭いきいきクラブ、与一谷いきいきサロン、西よらいやクラブ、奥絹屋いきいきサロン
運動できる場所	グラウンドゴルフ（大国地域振興協議会）、いきいき100歳体操（猪小路、西、口絹屋、小原、大国田園ハイツ、倭二区、倭）

法勝寺地区	
いきいきサロン	法勝寺駅前サロン、法勝寺5区いきいきサロン、6区いきいきサロン、法勝寺コスモス会、三本木サロン、しろやまサロン、掛相にっこりサロン、いきいき徳長サロン、馬場いきいきサロン、百合の会、さわやかサロン落合、いきいきサロンばさら、下鴨部いきいきサロン、ふくより倶楽部、あやめ会、上鴨部いきいきサロン、ほのぼの道河内、伐株一輪草、よらいやあ
運動できる場所	いきいき100歳体操（法勝寺宿、よらいやあ、落合上、落合下、城

	山、戸構、いずみ、馬場、武信、道河内、伐株)
学びの場所	西伯病院健康講座、ふれあい福祉健康講座（法勝寺地区地域振興協議会）
集まれる場所	総合福祉センターしあわせ 〔 水中walking、エアロ、ヨガ、スイミング、太極拳、プール、お風呂 呂 等 〕 えん処米や (米やカフェ、交流スペース)

<b>上長田・東長田地区</b>	
いきいきサロン	今長いきいきサロン、能竹竹の子会、いきいきサロンよもぎ会、いきいき金華山、江原きらく会、いきいきサロン笑福会、いきいきサロン二升会、常清心和会、生き生きサロンあすなる早田、金山若葉会、金山いきいき2番組、金山三番サロン会、若葉会、生き生きサロンあすなる、いきいきサロン赤椿の会、大木屋若あゆ会
運動できる場所	いきいき100歳体操（江原、八金、金山、驛牛、早田）
集まれる場所	女性人の会（八金）

<b>手間地区</b>	
いきいきサロン	三崎サロンゆうあい会、いきいきサロン諸木、福里いきいきサロン、西原いきいきサロン、寺内たんぽぽサロン、サロン宮一、田住いきいきサロン、円山だんだん
運動できる場所	いきいき100歳体操（天萬、三崎、寺内、宮前一、宮前二、円山だんだん、円友クラブ、福里）
学びの場所	COCO（絵画教室）、野菜市、習い事（福里）、むつみ学園（宮前隣保館）
集まれる場所	てま里 (さくらカフェあいみ、てまりば（交流スペース）)

<b>賀野地区</b>	
いきいきサロン	市山コスモス会サロン、高姫いきいきサロン、金田いきいきサロンおしどり会、朝金いきいきサロン、サロンてんぐう
運動できる場所	有志で歩こう会、グラウンドゴルフ協会、円山G・G同好会、いきいき100歳体操（浅井、高姫、御内谷、市山、上野、池野、鶴田）
学びの場所	日本舞踊（市山）
集まれる場所	いこい荘・あいみドーム (チェアエクササイズ、ヨガ教室、ゲートボール) えんがーの富有

参考：地域マップ（令和3年2月末時点）

## 4 福祉的課題を抱えている人の現状

### (1) 生活保護相談件数等の推移

生活保護相談件数は、平成26年度の23件から減少し、令和元年度は14件となっています。また、申請件数は、年度により増減はありますが、横ばいで推移しています。

区分 \ 年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
相談件数(件)	23	24	23	28	22	14
申請件数(件)	10	12	12	14	18	9
開始件数(件)	7	10	4	5	11	8

出所：南部町福祉事務所

### (2) 生活保護世帯数・人員等の推移

生活保護世帯数は、年度による若干の増減はあるものの、大きな増減がない状況で横ばいで推移しています。また、保護人員は減少傾向にあり、令和元年度は61人となっています。世帯類型別では、高齢者の割合が増加傾向にあり、令和元年度では6割弱を占めています。

#### 【生活保護世帯数・人員等の推移】

区分 \ 年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
生活保護世帯数	52	52	45	46	52	49
高齢者	22	20	18	20	26	28
構成比(%)	42.3	38.5	40.0	43.5	50.0	57.1
母子	4	4	3	1	1	1
構成比(%)	7.7	7.7	6.7	2.2	1.9	2.0
傷病障害者	19	20	15	17	15	10
構成比(%)	36.5	38.5	33.3	37.0	28.8	20.4
その他	7	8	8	8	10	10
構成比(%)	13.5	15.4	17.8	17.4	19.2	20.4
生活保護人員数	78	68	58	59	69	61

出所：南部町福祉事務所

### (3) 就学援助を受けた児童・生徒数

準要保護児童生徒数は、令和元年度は111人と、平成26年度と比較して倍増しています。また、要保護児童生徒数は減少傾向にあり、令和元年度は2人となっています。一方、就学援助率は、準要保護児童生徒の増加により増加傾向にあります。

項目 \ 年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
要保護児童生徒数	6	3	3	1	2	2
準要保護児童生徒数	44	75	82	88	99	111
就学援助率(%)	5.3	8.4	9.5	10.2	11.6	13.5

出所：南部町教育委員会事務局

### (4) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数は、令和元年度は71人と、平成26年度と比較して減少しています。年度により増減はありますが、受給者数は減少傾向にあります。

項目 \ 年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
受給者数	79	92	86	80	79	71
母子家庭	69	79	75	70	70	64
父子家庭	7	8	6	8	7	6

出所：南部町福祉事務所

### (5) 高齢者虐待の推移

高齢者虐待については、毎年度数件の通報があり、訪問調査並びに関係者からの聞き取りにより虐待認定に至っているケースが見受けられます。

項目 \ 年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	備考
通報件数	3	1	3	2	4	6	継続案件含
上記のうち新規通報件数	1	1	3	1	0	3	
虐待認定数	3	1	2	1	1	1	

出所：南部町健康福祉課

### (6) 成年後見等利用者数

本町では、45名の方が法定後見制度を利用されています。

(令和2年10月1日現在)

市町村 \ 種別	法定後見				任意後見
	法定後見合計	うち後見	うち保佐	うち補助	
南部町	45	36	8	1	0

出所：南部町健康福祉課

### (7) 自死者数の推移

自死者数は毎年度数人確認されています。

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
項目						
総数	3	4	3	1	2	1

出所：南部町健康福祉課

### (8) ひきこもり者

令和元年12月時点

	2018 (H30)	2019 (R1)
南部町	23	27

出典：鳥取県「自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に関する調査結果」

## 第4章 本町の現状からみる地域福祉課題

本計画の策定にあたって実施した、ヒアリング調査及び地域円卓会議<sup>8</sup>でいただいた意見から読み取れる、地域課題を体系的に整理しました。

### 1 住民の生活課題（地域生活課題）

#### （1）日常生活

- ◆ 「集落内での助け合いが少なくなった」「多世代の交流や付き合いが少ない」など、地域とのつながりが希薄になっていることが問題や課題としてあげられています。また、「高齢化による集落活動の縮小」の意見も聞かれ、地域コミュニティの脆弱化が懸念されます。
- ◆ 一方で、集落内のつながりは概ね良好であり、声掛けや見守りが自然にできているところも多い状況でした。しかしながら、将来を見通した場合は担い手不足を懸念されている意見も多く、先のことは見通せないで考えることをしていないとの意見もあり、少子高齢化に起因する担い手不足に対する危機感が薄い部分も見られます。
- ◆ 高齢者の日常的なゴミ出しなど日常生活にも課題があるなどの意見もありました。

#### （2）移動・買い物・通院

- ◆ 高齢者が安心して暮らしていくために必要な支援として、「利用しやすい交通機関の充実」、「通院・買い物などの移動支援の充実」などが挙げられています。
- ◆ 地域社会を支える人材不足が顕著になってきており、公共交通の担い手、各種配送サービス（新聞配達等）など、いままで当たり前であったことができなくなる懸念が現実には迫っています。

#### （3）孤立

- ◆ 「障がいや認知症という理由で地域に溶け込むことができない」といった意見もあり、地域行事に出かけるのをためらわれている現状があります。誰もが障がいや認知症を適切に理解し、出かける・受け入れるといった環境を整備することが必要です。
- ◆ 障がい者を受け入れている事業所からは、地域で暮らし続けるために孤立を防ぐシステムが必要であるとの意見もありました。

#### （4）交流・拠点

- ◆ 福祉課題に対する住民相互の支え合い・助け合いの必要性については、「必要」と思われる意見が大半ですが、そうした活動への参加意識は高いとは言えない状況です。特に、山間部では、交通手段や拠点となる施設がないことを課題にあげておられます。住民相互の支え合い・

<sup>8</sup> 人口減少による集落の状況や高齢化による担い手の現状など、直接声を聴かせていただくために、平成29年度から地域振興協議会を単位として行う、区長等と行政との直接対話による情報交換・課題共有の場。各集落が共通して抱える課題をテーマとして、地域と行政が一緒になって課題解決に向けて具体的な施策につなげていく機会。

助け合いに幅広い年齢層の参加を促進するためには、参加しやすい・負担の少ない活動や内容を検討していく必要があります。

### (5) 介護・医療等専門的支援

- ◆ 高齢独居の方や高齢者のみ世帯の老々介護の問題など、日常生活に必要な専門的支援が十分に受けられていない懸念があることが課題となっています。なかには、サービス拒否をはじめ、セルフネグレクト<sup>9</sup>も散見される状況となっています。
- ◆ また、高齢者が通院時に病状説明が十分にできない事案もあり、必要なサービスを受けられていない懸念もあります。

## 2 住民が福祉活動に取り組むための課題

### (1) 役員の負担

- ◆ 地域活動への参加状況については、若年層の参加が少ないという意見もありました。特に、若い年齢層ほど「仕事を持っているので時間がない」や「きっかけがない」「人間関係がわずらわしい」といった理由を背景に、参加率が低い傾向が伺えます。隣近所の付き合いをはじめ、集落等の地域活動への参加は、地域との関わりを持つ身近な機会・場でもあることから、誰もが参加しやすい地域活動の促進が必要です。
- ◆ また、健康増進委員<sup>10</sup>、地域福祉委員<sup>11</sup>や地域振興協議会の「ふれあい部」など地域の役員が複雑化しているため、整理統合を含めあり方を検討すべきとの意見や特定の人の負担が大きいとの意見がありました。

### (2) 担い手不足

- ◆ 当事者団体等からは、「会員や参加者を増やすための工夫」「次代の担い手確保など、会員の高齢化対策」などが必要とされており、地域活動を担うメンバーの高齢化が進む一方、新しい人や若い年齢層の参加が少ない点が問題としてあげられています。
- ◆ 今後は、少子高齢化のさらなる進行を見据えて、福祉活動やボランティアの輪を広げていくために、福祉について話し合う場の確保と人材育成活動が重要です。特に、若い年齢層にも地域活動に関心が持てるよう、地域活動の活性化に向けた支援を充実していくとともに、地域の担い手となるリーダー人材の養成や担い手の育成が必要とされています。

### (3) 主体性（無関心）

- ◆ 誰かがやってくれるなど他人任せの意見もあり、無関心層へのアプローチが課題であるとの意見もありました。

<sup>9</sup> 生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求めない状態。

<sup>10</sup> 地域保健福祉の向上及び保健福祉活動の充実に努めることにより健康で快適なまちづくりを、行政と協力しながら推進する者。

<sup>11</sup> 民生児童委員や区長をはじめとする近隣住民や地域振興協議会等の住民組織と協力し、地域における身近な福祉課題を調査、発見、社協へ連絡するなどの役割を担っていただく委員。集落での福祉活動を推進するリーダー役であり、社協の地域福祉活動の協力者。

#### (4) 学習機会

- ◆ 「福祉に貢献したいが、何をしたらいいのかわからない」「どんなことが手伝えるかわからない」といった意見もあり、福祉活動への周知・啓発をはじめ福祉活動に取り組む内容を分かりやすく示していくことが必要とされています。
- ◆ 障がいや認知症など正しく理解することが必要です。偏見は地域社会を硬直させるだけで、地域のつながりを阻害する恐れがあるため学習機会の拡充が求められています。

#### (5) 情報不足

- ◆ 障がい者、ひきこもりの人が把握しにくい、プライバシーの関係で外に出したがる家庭もあり、潜在的に支援が必要な方は多いのではないかと意見もあり、気軽に相談できる場を確保することが必要とされています。
- ◆ 個人情報保護の壁で必要な情報が得られないため、地域での支援活動に繋がっていないとの意見もありました。
- ◆ 現状のままでは、必要な人に情報が届かない実態があることも課題として見えてきました。

#### (6) 連携・ネットワーク

- ◆ 福祉関係団体等が行う社会貢献活動として、「地域住民の困りごとへの相談対応」をはじめ、「高齢者・子どもなどの見守り活動」「通院や買い物などの移動支援」「災害時・緊急時の支援」「地域住民との交流」など、様々な取り組みが期待されています。また、行政や社協が力を入れるべき福祉施策については、「困りごとを気軽に相談できる身近な福祉相談窓口の充実」をはじめ、「困りごとを抱えた人に気付き、早期支援につなげる仕組みづくり」などが求められています。
- ◆ 地域福祉関係団体・関係機関と行政との情報の共有化、連携の強化（ネットワークづくり）の必要性があげられています。また、地域の横のつながりを強化（団体同士の連携など）することにより、地域福祉活動への参加者を増やしていくことが必要とされています。

#### (7) 災害・緊急時の支援

- ◆ 災害発生時には避難行動要支援者<sup>12</sup>等への手助けが必要とされており、身近な地域に住む人とのつながりが重要です。日頃から防災訓練の実施や自主防災組織の充実など、地域の防災体制の強化を図っていく必要があります。
- ◆ 避難行動要支援者については、地域での情報共有や要支援者台帳への登録など、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりに取り組んでいくことが必要とされています。
- ◆ 地域での防災訓練を通じて避難場所や避難方法など課題を多く抱えており、検討と見直しが必要との意見もありました。
- ◆ 防災に限らず、防犯や交通安全など、安心して安全な生活環境と地域づくりのためには、個人情報の取扱いに配慮しながら、見守り活動や支え合い活動の推進が必要とされています。
- ◆ 大規模化、多様化する災害に対応するため、避難所等の情報を適切に伝達する仕組みづくり

<sup>12</sup> 他者の支援がなければ避難できない在宅者で、且つ、家族等による必要な支援が受けられない人。

が必要とされています。

- ◆ 災害時の避難行動については、全町一律の行動は危険を伴う場合もあり、各地域でどうすることが最適かを話し合う必要があります。

### 3 専門職の支援に関する課題

#### (1) 連携・協働

- ◆ 福祉関係機関同士の連携が薄いことが指摘されています。多岐に渡る福祉課題について専門職が連携し、個人・家庭を総合的に支援できる体制を構築することが求められています。
- ◆ それに併せ、町内外の関係する福祉事業者が定期的に意見交換できる場の設定を求められています。

#### (2) アウトリーチ<sup>13</sup>

- ◆ 行政、社協との距離感を感じるという意見もあり、既存制度や福祉活動等に関する情報入手を含め、開かれた役場から出かける役場への検討が必要であり、広報・啓発活動のさらなる工夫が必要です。
- ◆ 行政や社協には、地域活動のコーディネーターとしての役割が求められています。また、地域振興協議会との連携の充実及び専門職との情報交換などの取り組みが必要とされています。

#### (3) スキルアップ

- ◆ 福祉事業に従事する者、専門職のスキルアップを求める意見があります。支援が必要な方の掘り起こし、必要なサービスに繋げていくためのコミュニケーション能力の開発など研修や関係機関との連携を図りながら、従事者の資質向上が必要とされています。

#### (4) 人材確保

- ◆ 支援が必要な方に対する専門職の人数が少ないことや、福祉現場の担い手が不足していることが指摘されています。将来を見通した人材確保が急務となっています。

<sup>13</sup> 生活上の課題や困難を有しており支援が必要な状態であるにも関わらず、自発的に申し出しない人等に対して、積極的に働きかけること。

## 第5章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

少子高齢化や核家族化の進行を背景に、家族間の支え合い機能の低下や、地域の助け合う機能の弱体化などにより、地域で支援を必要とする人、厳しい状況に置かれている人は少なくありません。

このような地域課題に対し、公的サービスの提供のみならず、住民が相互に助け合い、地域振興協議会をはじめとした地域組織、関係団体と連携し、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

本計画においては、これまでの地域福祉の取り組みにおける現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や新たな福祉ニーズに対応し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域福祉を推進するために、次に掲げる「基本理念」を基に、共生のまちづくりを目指します。

#### ◆基本理念◆

みんながいきいきと活躍し、  
心をつないで支え合う共生のまちづくり

### 2 基本原則

本計画は、基本理念の下に次の四つの基本原則に基づいて策定しました。

#### ○ 基本的人権の尊重

日本国憲法では、全ての国民が法の下に平等であることを保障しており、地域福祉の推進にあたっては、その根底を成す考え方としています。

#### ○ 持続可能な福祉活動の推進

地域福祉の推進にあたっては、少子高齢化が進む中、地域の多様な主体が手を取り合うことが大切です。サービスを受ける側、サービスを提供する側の垣根を超え、持続可能な共生型社会の実現を目指します。

#### ○ 参加・参画と交流の促進

地域福祉は、助け合いと支え合いを基本とした取り組みです。一人ひとりが地域福祉への参加と参画意識を持つことが大切です。

#### ○ 連携と協働の推進

地域福祉は、地域の関係機関や関係団体との連携により、協働して取り組みを進めることが重要です。そのための基本的な地域の仕組みづくりの実現を目指します。

### 3 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、国の制度や指針、近年の社会環境の変化や、本町を取り巻く現状などを踏まえ、次の四つの基本目標を定めます。

#### 基本目標 I 住民参加の促進と福祉活動の活性化

住民がお互いに相手の立場を尊重し、福祉に対する意識を醸成するとともに、身近な地域を単位とした支え合い・助け合い活動の促進を図ります。

また、地域福祉に関する活動の活性化を図るため、福祉学習を充実するとともに、地域福祉を担う人材・リーダーの育成に努めます。

#### 基本目標 II 相談機能の強化と包括的支援体制の構築

地域における様々な生活課題の解決に向けて、相談支援体制の充実を図るとともに、分かりやすい情報の提供に努めます。

また、誰もが自分らしく暮らすために、住民一人ひとりの人権を尊重し、権利擁護の取り組みや、虐待等の人権侵害の早期発見・解決に取り組みます。

#### 基本目標 III 保健・医療・福祉サービスの充実と質の向上

高齢者や障がいのある人、様々な生活課題を抱えている人など、複合的な生活課題にも対応することができる福祉サービスの提供と利用促進に努めます。

また、福祉人材の確保をはじめ、生活を支援する様々なサービスを利用しやすい環境づくりの充実に取り組みます。

健康はかけがえのない個人の財産です。住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくため、健康づくりと介護予防への取り組み強化を図ります。

#### 基本目標 IV 地域で安心して暮らせる基盤づくり

福祉事業者と地域が一体となり共生型社会の実現に向けた取り組みを推進します。

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、新たな地域交通や移動手段の確保を進めるとともに、それらを支える福祉人材の発掘に取り組みます。

また、住民相互の助け合いや、要配慮者に対する災害時の支援体制づくりの充実に取り組みます。

## 4 計画の体系

基本理念	みんながいいきいと活躍し、心つないで支え合う共生のまちづくり
基本原則	◆基本的人権の尊重 ◆持続可能な福祉活動の推進 ◆参加・参画と交流の促進 ◆連携と協働の推進

基本目標	基本計画
I 住民参加の促進と福祉活動の活性化	1 小地域における福祉機能の強化 (1) 地域振興協議会の福祉機能強化 (重点取組) (2) 集落福祉活動の活性化
	2 ボランティア・当事者団体活動の活性化 (1) 福祉ボランティア・NPO活動の活性化 (2) 当事者団体の活性化
	3 福祉学習の推進と担い手づくり (重点取組) (1) 福祉学習のプラットフォームづくり (2) 子どもを対象とする福祉学習の推進 (3) 地域における福祉学習の推進
	4 福祉活動促進のための基盤強化 (1) 社会福祉協議会の基盤強化 (2) 活動促進のための財源づくり (3) 活動の拠点づくり
II 相談機能の強化と包括的支援体制の構築	1 共生型総合相談体制の構築 (重点取組) (1) 専門機関における相談機能の強化・充実 (2) 課題発見機能の強化 (3) 分野を超えた支援体制づくり
	2 権利擁護機能の拡充 (1) 権利擁護相談体制の構築
	3 情報提供体制の充実 (1) 福祉情報提供の充実
III 保健・医療・福祉サービスの充実と質の向上	1 健康づくりの推進 (重点取組) (1) 健康診断の受診促進 (2) 介護予防・健康づくりの推進
	2 保健・医療・福祉事業者間のネットワークと協働の推進 (1) 異業種間ネットワークの構築
	3 新たな社会資源の開発 (1) 共生型サービスの開発 (2) 介護者支援の充実 (3) きめ細やかな就労支援体制づくり
	4 福祉人材の確保と育成 (1) 多様な福祉人材の確保
IV 地域で安心して暮らせる基盤づくり	1 社会福祉法人等の地域貢献の促進 (1) 地域課題に対応する社会貢献活動の促進
	2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援 (1) 新たな移動手段の確保 (2) 福祉人材確保に向けた都市農村交流の促進

## 5 重点的な取り組み

本計画の推進にあたっては、本町の地域福祉に関する現状等から読み取れる課題を踏まえ、次の四つの重点的な取り組み（重点取組）を定めます。

### 重点取組 1 地域振興協議会における福祉機能の強化

### 重点取組 4 健康づくりの推進

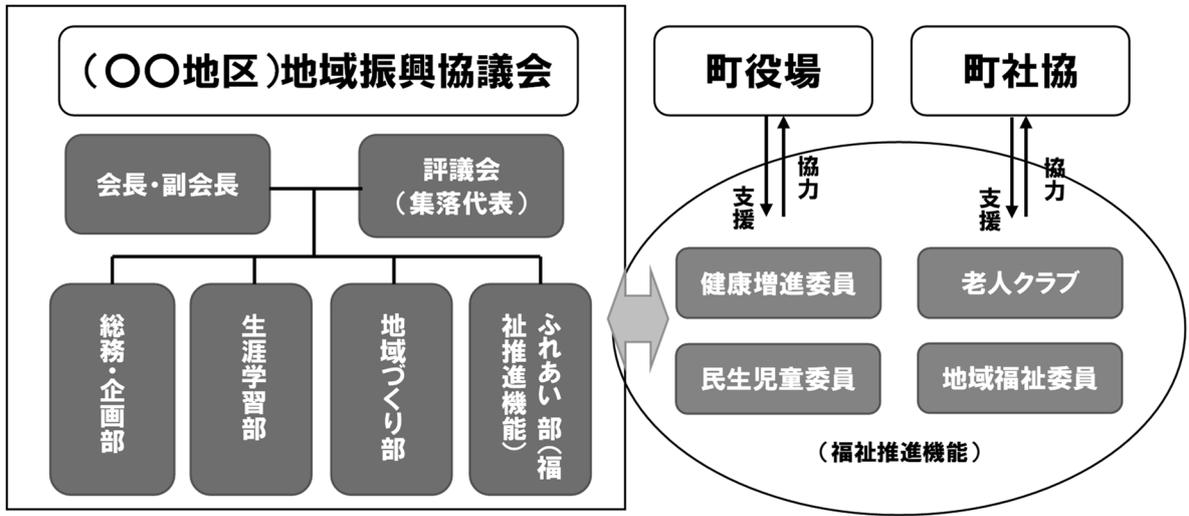
地域におけるつながりが希薄化する中で、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立して住み続けるためには、地域における日常的な支え合い活動の充実が必要です。

特に、身近な地域における様々な生活課題に対応するためには、専門職による支援とともに、地域住民同士による自発的な福祉活動が重要な役割を果たします。

集落の自治会等をはじめ、地域振興協議会、民生委員・児童委員や社協、各種ボランティア団体などの様々な住民組織や福祉関係機関等により、地域振興協議会を単位とする福祉ネットワークを構築し、誰もが気軽に集える場をつくり、地域の生活課題の発見、相談、見守りや生活支援といった支え合い活動を展開・充実することを目指します。

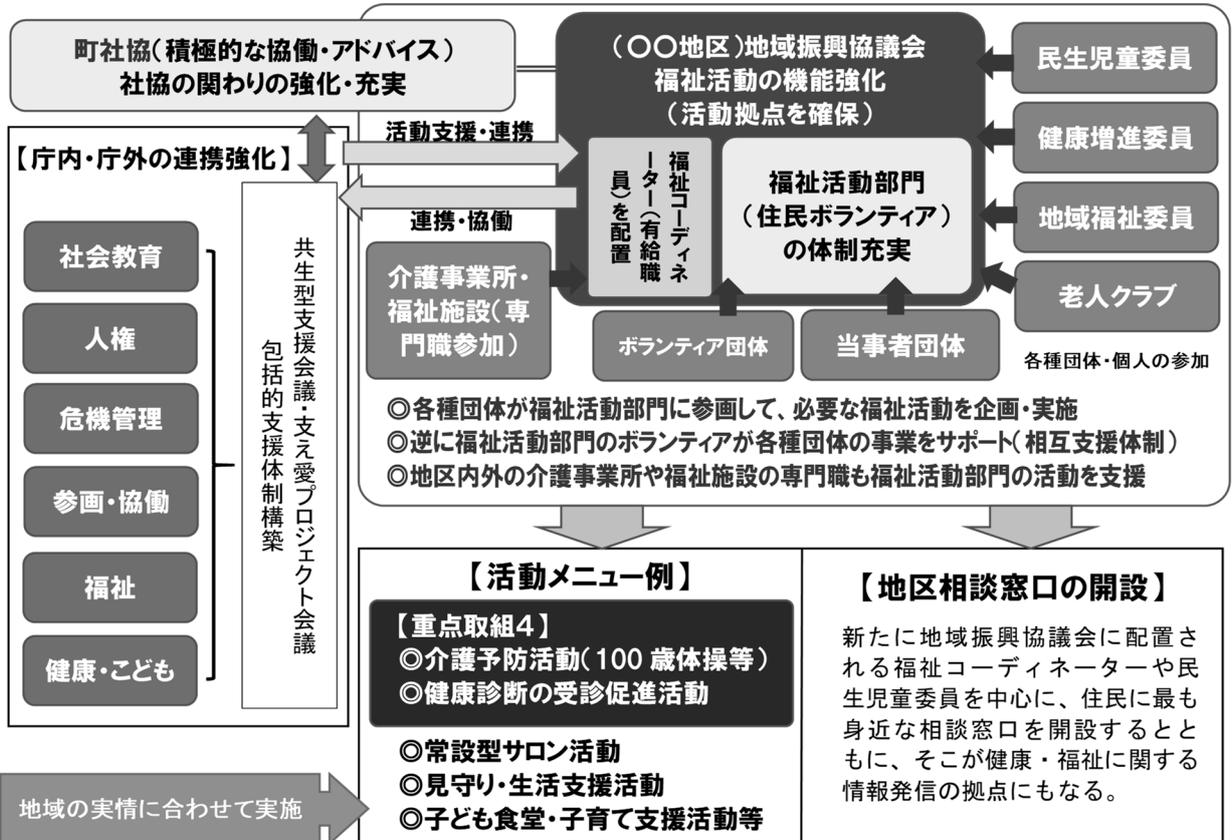
また、地域の福祉機能の強化を図る中で、拠点となる集いの場を中心に健康づくりへの取り組みを一層充実し、誰もが健康でいきいきとした暮らしができる社会を目指します。

これまでの地域振興協議会における福祉推進機能のあり方



- ◎同じ地域に福祉推進機能が複数ありながら相互の連携が弱く、似たような活動をバラバラに実施・・・
- ◎ふれあい部も地域の団体も、役員の高齢化や担い手不足のために、活動が停滞する傾向・・・
- ⇒高齢化・孤立化の進展とともに、解決すべき生活課題は増大・・・どうすればよい？

地域共生社会の実現に向けた福祉活動推進組織のあり方(一例)



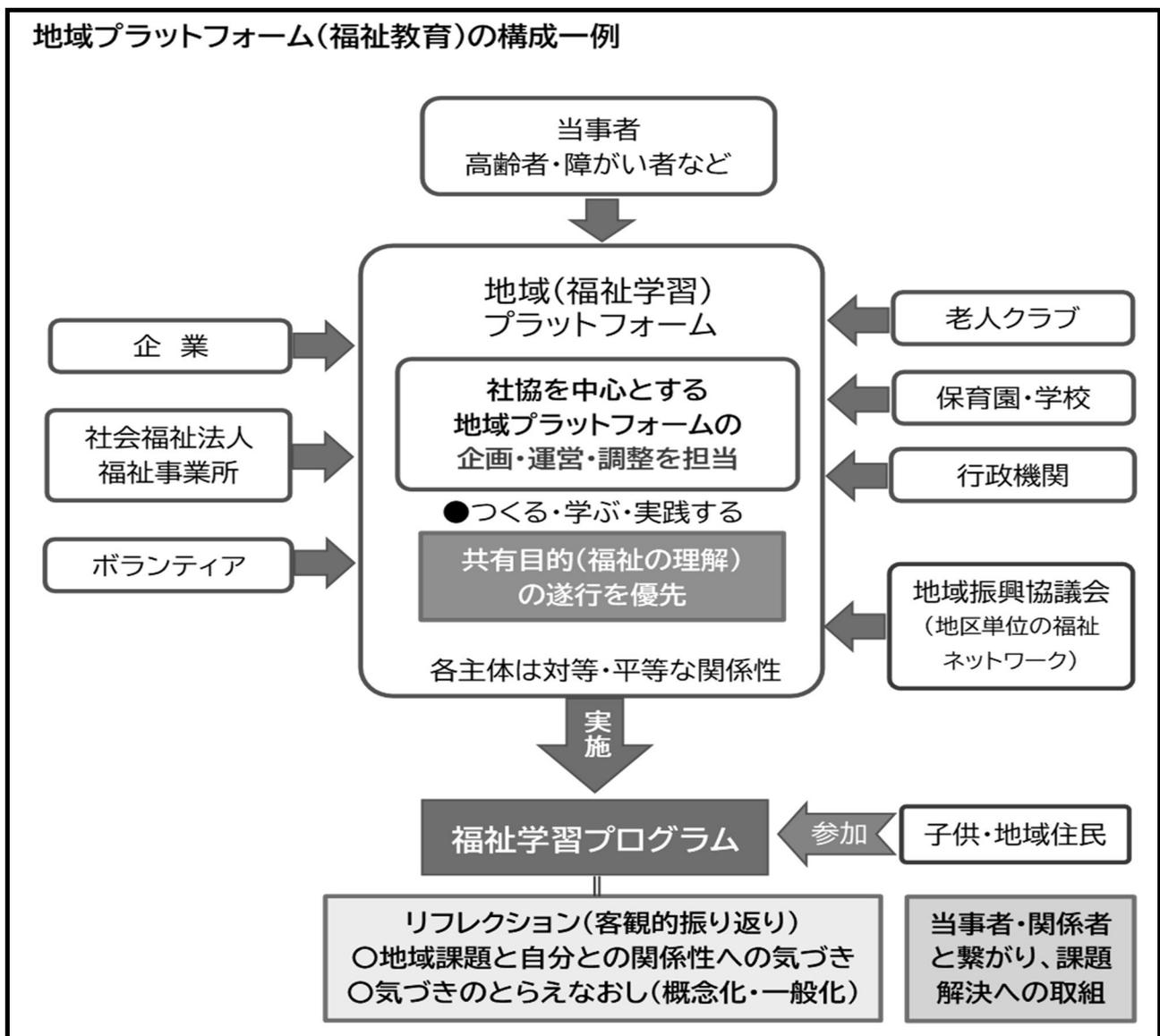
## 重点取組 2 福祉学習の推進と担い手づくり

地域福祉を推進するためには、地域全体で福祉についての意識を醸成し、あらゆる年齢層や立場の人が、お互いに支え合う気持ちを育むことが大切です。

福祉に関する学習は、いのちの大切さや思いやりの気持ちを育む人権尊重、道徳意識をはじめ、高齢者や障がいのある人との交流の機会などを通じて、福祉への理解と関心を高め、地域の人と協働して行動するための「絆」を育むことです。

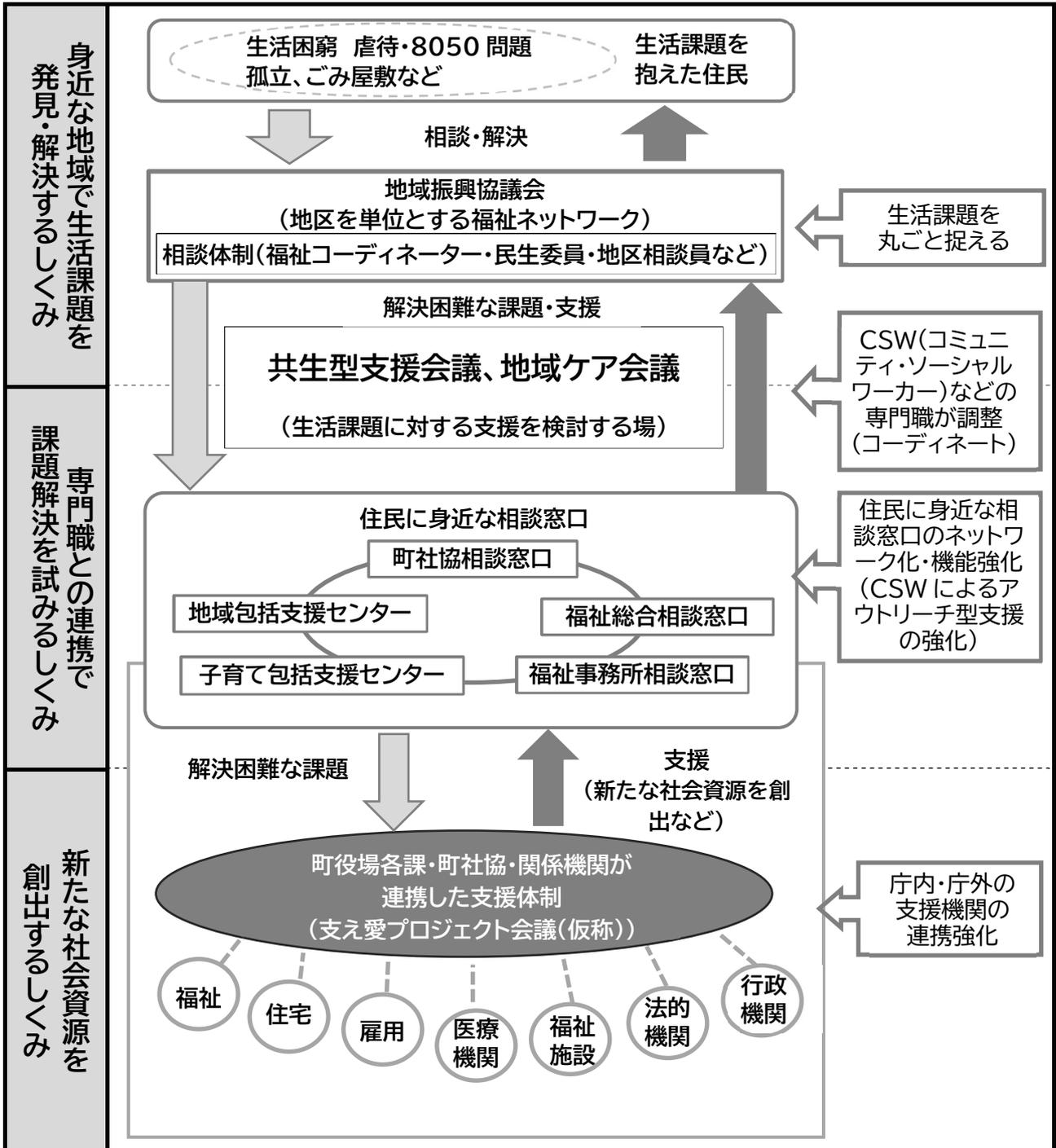
そのため、福祉ネットワークをはじめとした地域の様々な機関や団体が参加した福祉教育の基盤（地域プラットフォーム）づくりを推進し、学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を図ります。

また、地域福祉活動を継続していくためには、活動を支える人材の確保や育成が必要です。地域福祉を担うボランティアなどの人材の発掘・育成・活動の促進を図ります。



### 重点取組 3 共生型総合相談体制の構築

社会的孤立<sup>14</sup>の広がり背景に、高齢者、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮世帯、ひきこもり等生活課題が複雑化、深刻化するとともに潜在化する傾向が強まっています。こうした生活課題を積極的に把握し包括的に支援していくために、住民との協働による課題発見機能の強化と、縦割りを排した相談窓口と包括的な支援体制強化を進めます。



<sup>14</sup> 家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態。

## 第6章 計画（施策）の展開

今回策定した地域福祉推進計画は、町の総合計画の大黒柱である「共生」「協働」の基本理念に基づき、地域共生社会実現に向け、各主体の役割を明らかにし、オール南部町で共生福祉のまちづくりをめざす指針となっています。

そのため、町の現状、ヒアリングにより明らかになった地域課題解決に向けた取り組み・方向性・役割を体系的に整理しました。

### 【南部町第2次総合計画の基本理念より】

#### まちづくりの大黒柱1 共生

合併以前の旧町から南部町第1次総合計画においても特徴的に取り組んできた「人権」「福祉」などのいずれの分野にも共通する、子どもから高齢者までの誰もが、住み慣れた地域で、いつまでも心豊かに暮らせるよう、地域全体で支え合う「共生」のまちづくりを推進します。

また、自然と共生する環境に配慮したまちづくりを進めます。

#### まちづくりの大黒柱2 協働

多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するためには、住民や各団体等、行政との協働によるまちづくりを推進する必要があります。

未来を拓くひとづくり、元気に暮らすまちづくり、安心安全なまちづくり等、各分野において、「自分たちのまちは、自分たちでよくする」という考えのもと、地域を構成する多様な主体が責任と役割を認識し、自助・共助・公助を適切に組み合わせて、相互の連携と協力による協働のまちづくりを推進します。

計画は下記の要領で記載し、分野毎に各主体の目標を明らかにしています。

- ◆ 住民、集落、地域振興協議会、福祉活動を行う事業者、企業などの「地域福祉活動」
- ◆ 住民の福祉活動の推進役としての「社協」
- ◆ 公的サービスや制度の提供主体である「行政」

これらの活動主体が地域課題に共通認識を持ち、相互に補完し合いながら、地域福祉をつくりあげていくことが大切です。

本計画は各主体の目標を明らかにするとともに、社協、行政が今まで以上に様々な分野に対し支援を行い、地域福祉の進展に積極的に関わりを持つこととします。

## 計画（施策）の方向性の明示

本計画では、下記の要領で各主体の取り組み、方向性、役割を明らかにしています。地域福祉活動の方向性の欄においては、どのような主体が取り組みを進めていくべきかを明らかにしています。

### 【めざす姿】

ここに記載するめざす姿は、計画の実施を図り、将来の地域のめざすべき姿を表しています。

内 容	
地域福祉活動の方向性 （主に住民・地域、事業者等による取組）	【期待される活動主体】 ○○○○○ 「地域福祉推進計画」での目指すべきあり方・取り組みの方向性 ※住民・地域・事業者はそれぞれの地域の特色や状況を勘案して内容に記載される必要な取り組み・体制づくりを順次実施していくよう努めます。
社協の役割	「地域福祉推進計画（地域福祉活動計画）」での役割の内容
行政による取組	「地域福祉推進計画（地域福祉計画）」での取り組みの内容

※ 本文中に記載の具体的な事業名については、現在の事業名で記載されているものがあります。制度改変等により名称等は今後変更される場合もあります。

## 基本目標 I 住民参加の促進と福祉活動の活性化

### 基本計画 1 小地域における福祉機能の強化

集落・地域振興協議会等の地域活動への参加は、地域との関わりを持つ身近な機会でもあることから、誰もが参加しやすい地域活動の促進が必要です。

#### (1) 地域振興協議会の福祉機能の強化（重点取組）

##### 【めざす姿】

○ 地域振興協議会を単位として、様々な地域組織や福祉関係機関などによってネットワークが形成され、生活課題の発見や相談支援の体制が構築されるとともに、地域の福祉関係者が集い、様々な活動をするための拠点づくりが進み、住民主体の多様な地域福祉活動が展開されています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】 地域振興協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉活動部門の体制充実を図ります。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉コーディネーターの配置</li> <li>○地区相談窓口の設置</li> <li>○福祉学習機能の強化</li> <li>○相談員・ボランティアの発掘育成</li> </ul> </li> <li>●福祉活動部門を核とする福祉活動の促進を図ります。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○常設型サロンの設置</li> <li>○介護予防活動の実施</li> <li>○見守り支援活動の実施</li> <li>○生活支援活動の実施</li> </ul> </li> <li>●地域振興協議会における介護予防活動への送迎サービスの実施</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉活動部門への活動支援体制を強化します。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○研修会、学習会の開催</li> <li>○相談員や福祉コーディネーターとの連携と人材育成支援</li> <li>○常設型サロン活動支援</li> <li>○見守り活動強化に向けた取り組み支援</li> <li>○助成金の交付等による事業支援</li> </ul> </li> </ul>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動の充実を図る地域振興協議会に必要な応じて、福祉コーディネーターを配置します。</li> <li>●モデル事業を通じて体制充実に向けた支援をします。</li> <li>●健康福祉課と企画政策課が常に連携し中心となって、モデル事業に効果的に向き合える庁内体制を確立します。</li> <li>●移送サービスの実施支援に向けた庁内連携を進めます。</li> <li>●各種委員の役割や位置付けの見直しを行います。</li> </ul>

## (2) 集落福祉活動の活性化

### 【めざす姿】

○ すべての集落で、いきいきサロンをはじめとする集いの場があり、健康や防災など身近な集落活動が持続的に行われています。

内 容（新規・継続）	
地域福祉活動の方向性 （主に住民・地域、事業者等による取組）	<p>【期待される活動主体】 集落</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域振興協議会との連携により集落福祉活動を促進します。</li> <li>○見守り支援活動</li> <li>○支え愛マップ<sup>15</sup>づくり</li> <li>○集落サロン</li> <li>○防災活動</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サロンボランティア養成と活動支援を実施します。</li> <li>○研修の実施</li> <li>○支え愛マップづくり作成支援、活動支援</li> <li>○いきいきサロン活動支援</li> </ul>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社協の活動を支援します。</li> <li>●社協と連携して地域振興協議会への支援を実施します。</li> <li>●防災機能充実にに向けた取り組みを支援します。</li> </ul>

<sup>15</sup> 災害時の避難支援や、その対応を円滑に進めるための平常時の見守りなどを目的とし、支援が必要な者（独居高齢者、要介護者、障がい者など）及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図で、地域住民が主体となって作成するもの。

## 基本計画2 ボランティア・当事者団体活動の活性化

福祉活動やボランティアの輪を広げていくために、地域の担い手となるリーダーや人材の養成、多様な生活課題を抱えた住民が当事者同士で仲間づくりを進めることが必要です。

ボランティアをはじめ、地域福祉の担い手となる人材の養成と、様々な生活課題を抱えた当事者の仲間づくりを推進し、福祉活動の活性化を目指します。

### (1) 福祉ボランティア・福祉NPO活動の活性化

#### 【めざす姿】

○ 各種講座の充実等によるボランティアの養成や、担い手の掘り起こし、様々な地域組織の連携により、活発な地域活動が展開されています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】福祉ボランティア、福祉NPO団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉ボランティアや福祉NPO活動への参加促進を図ります。</li> <li>●あいのわ銀行の活動に積極的に参加します。</li> <li>●傾聴ボランティア<sup>16</sup>の育成に努めます。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアセンターの機能強化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動の企画、広報活動</li> <li>○ボランティアの養成研修の充実</li> <li>○傾聴ボランティアの養成</li> <li>○あいのわ銀行の活動を充実させるための制度の見直し</li> <li>○各相談窓口と連携したニーズ把握とコーディネート機能強化</li> <li>○ボランティア団体の活動支援体制の充実</li> </ul> </li> </ul>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアセンターの機能強化を支援します。</li> <li>●あいのわ銀行の制度見直しを行います。</li> </ul>

<sup>16</sup> 高齢者や障がい者、災害の被災者などの悩みや不安、寂しさなどについて、じっくり話を聴き、その悩みや不安、寂しさの軽減を図り、相手の心のケアを行う活動や人。

## (2) 当事者団体の活性化

### 【めざす姿】

○ 認知症の人や介護する家族、生活困窮、ひきこもりなどの多様な生活課題を抱えた住民が、当事者同士で仲間づくりを進め、居場所づくりが地域の中で活発に展開されています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】当事者、当事者団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ひきこもり等の課題を抱える当事者の組織化を進めます。</li> <li>●高齢者・障がい者等をケアする家族の組織化を進めます。</li> <li>●当事者団体と地域振興協議会のネットワークづくりを進めます。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当事者支援体制を強化します。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○当事者の組織化に向けた啓発</li> <li>○当事者組織運営支援</li> <li>○各組織への情報提供の充実</li> </ul> </li> </ul>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当事者団体の設立・活動支援を実施します。</li> <li>●活動内容の紹介等、広報活動を支援します。</li> <li>●社協と協働し、現在ある団体への活動支援を充実します。</li> </ul>

### 基本計画3 福祉学習の推進と担い手づくり（重点取組）

地域福祉を推進していくためには、子どもから高齢者まであらゆる年齢層が、地域全体で福祉について考え、お互いに支え合う気持ちを育むことが大切です。地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を図り、そのための福祉学習の基盤づくりを推進します。

#### （１）福祉学習のプラットフォームづくり

##### 【めざす姿】

○ 福祉事業者、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な機関や団体が参加したネットワークが形成され、従来の体験型学習から実践型学習へ転換した福祉教育のプログラムづくりが進んでいます。

内 容(新規)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	【期待される活動主体】地域のあらゆる主体 ●学校・福祉団体・事業所・企業等の多様な主体による協働の場 (地域プラットフォーム)に参加し、福祉教育プログラムを共に、つくり、学び、実践に努めます。
社協の役割	●地域プラットフォームの形成と活動支援を行います。 ○様々な地域の関係者との連携や調整
行政による取組	●地域プラットフォームの形成の支援及び参加に努めます。 ●教育委員会等（行政各部門）との連携を強化します。

#### （２）子どもを対象とする福祉学習の推進

##### 【めざす姿】

○ 子ども向けの福祉学習プログラムが充実しています。

内 容(新規)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	【期待される活動主体】地域のあらゆる主体 ●健康や福祉・人権問題に対する理解の促進を図ります。 ●地域プラットフォームにおいて実践型福祉学習プログラムを検討・実施します。 ●当事者参加型の福祉学習プログラムを検討・実施します。
社協の役割	●地域プラットフォームを通じた実践型福祉学習の開発と活動支援を行います。 ○福祉学習出前講座の実施 ○夏休みボランティア体験事業の実施
行政による取組	●地域プラットフォームを通じた福祉学習プログラムづくりを支援します。

### (3) 地域における福祉学習の推進

#### 【めざす姿】

○ 住民・ボランティア向けの福祉学習プログラムが充実し、地域福祉の担い手の育成が進んでいます。

内 容(新規)(重点取組)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】地域のあらゆる主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●講演会・研修会等福祉を学ぶ多様な福祉学習プログラムを企画・実施します。</li> <li>●各種研修会へ積極的に参加します。</li> <li>●当事者参加型の福祉学習プログラムを検討・実施します。</li> <li>●健康や福祉・人権問題に対する理解促進を図ります。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域プラットフォームを通じた実践型福祉学習プログラムの開発と活動支援を行います。</li> <li>●地域振興協議会との連携による多様な講演会、研修会を企画・実施します。</li> </ul>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域プラットフォームを通じた福祉学習プログラムづくりを支援します。</li> </ul>

## 基本計画4 福祉活動促進のための基盤強化

福祉施策に求められるニーズは複雑・多様化しています。このようなニーズに対応し、より満足度の高い福祉サービスを提供するための基盤づくりが求められています。財源の強化をはじめ、地域福祉の事業を効果的に推進するための取り組みを進めます。

### (1) 社会福祉協議会の基盤強化

#### 【めざす姿】

○ 社会福祉協議会の組織体制と事業の見直しが進み、コミュニティソーシャルワーカー<sup>17</sup>（CSW）の配置により、地域福祉活動の支援が充実しています。

内 容(新規)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●CSWを配置します。</li> <li>●職員の専門性向上とスキルアップを図ります。</li> <li>●実施事業の見直しを行います。</li> <li>●組織体制強化を図ります。</li> <li>○相談体制の強化</li> </ul>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社協に対し、CSWの配置支援と必要に応じた総合的な支援を実施します。</li> <li>●国や県の補助、交付金等を活用した財源の確保を図ります。</li> </ul>

<sup>17</sup> 地域内で、生活上の支援が必要な人の状況を把握し、行政や地域住民と連携してさまざまな支援活動を行う専門職。(Community Social Worker の略)

## (2) 活動促進のための財源づくり

### 【めざす姿】

○ 募金活動への理解が進み、財政基盤の強化が図られています。また、自主財源確保に向けた取り組みが活発に行われています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<b>【期待される活動主体】</b> 地域振興協議会等 ●共同募金 <sup>18</sup> 活動の活性化を図ります。 ●バザー、クラウドファンディング <sup>19</sup> 等、新たな財源づくりを促進します。
社協の役割	●募金活動への理解を促進し、共同募金運動の強化を図ります。 ●各種民間及び行政の助成金に関する情報提供と申請支援を推進します。
行政による取組	●ふるさと納税を活用した財源づくりに努めます。 ●地域福祉サービスを担う福祉活動に対し、助成制度を検討します。

## (3) 活動の拠点づくり

### 【めざす姿】

○ 地域資源が有効に活用され、地域の福祉活動の拠点づくりが進んでいます。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<b>【期待される活動主体】</b> 地域振興協議会等 ●空き家、空き店舗等を活用した福祉活動の拠点づくりを促進します。
社協の役割	●地域振興協議会等との連携による福祉活動の拠点づくりを推進します。
行政による取組	●地域が実施する福祉活動拠点の整備の支援をします。 ●なんぶ里山デザイン機構 <sup>20</sup> 等と連携した拠点づくりの支援を実施します。

<sup>18</sup> 赤い羽根共同募金。民間の運動として終戦直後の1947年に、市民が主体の取り組みとしてスタートした。集まった募金の約70%は、市区町村で使われ、高齢者や障がい者に対する福祉の充実、地域福祉活動の啓発や推進に活用される。

<sup>19</sup> インターネット経由で不特定多数の人々から資金調達を行い、商品開発や事業などを達成する仕組み。

<sup>20</sup> 平成27年に策定した「なんぶ創生総合戦略」の実現に向けた住民主体の組織として設立された特定非営利活動法人。移住や定住を促進する事業、空き家等の遊休施設を利活用する事業、職業を町民または移住者へあっせんし紹介する事業及び里山の魅力を広く発信する事業等を行い、地域の活力増進に寄与することを目的とする。

## 基本目標 II 相談機能の強化と包括的支援体制の構築

### 基本計画 1 共生型総合相談体制の構築（重点取組）

相談窓口においては、相談のあった福祉課題を包括的に受け止め、適切なサービス等につなぐことが必要です。

組織内外の相談支援機関における、連携・協働の仕組みづくりを推進し、どこへ相談しても必要な支援につながるよう努めるとともに、問題を抱えている人へ積極的に出向いて適切な支援につなげる仕組みづくりや、地域の課題発見機能との連携を図りソーシャル・インクルージョン<sup>21</sup>の地域づくりを推進します。

また、制度の狭間にある問題や、相談に来ることができない人のニーズは地域の中で見落とされがちです。普段から近所で声を掛け合うなどの身近な取り組みをはじめ、より複雑化・深刻化する前に、適切な支援につなげ、自立の促進を図ることが必要です。

#### （1）専門機関における相談機能の強化・充実

##### 【めざす姿】

- 専門機関の相談体制が強化され、支援が必要な方が的確に把握され支援に繋がっています。

内 容(継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	【期待される活動主体】福祉事業所 ●社会福祉協議会、社会福祉法人等、行政との連携を図ります。
社協の役割	●行政、社会福祉法人等と連携強化を図ります。 ○生活困窮者への支援強化 ○法律相談等の充実 ○研修、資格取得など職員の資質向上
行政による取組	●庁内の相談窓口の機能と連携の強化を図ります。 ○窓口職員の研修、資質向上

<sup>21</sup> 社会から排除され孤立化されている人々を社会の一員として包摂し自立生活を支援することを意味する。「社会的包摂」と訳される。

## (2) 課題発見機能の強化

### 【めざす姿】

- 各地域振興協議会に気軽に相談できる窓口が設置され、関係機関との連携により必要な情報とサービスの提供が進んでいます。

内 容(新規)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】 地域振興協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域振興協議会に相談窓口を設置します。</li> <li>●福祉コーディネーター・相談員の育成・配置を行います。</li> <li>●支え愛マップづくり等を通じて課題を抱える住民の早期発見に努めます。</li> <li>●課題解決のための話し合いの場づくりを行います。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●課題の早期発見に向けた支援を強化します。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合相談事業の充実</li> <li>○地区相談窓口との連携</li> <li>○専門相談との連携</li> <li>○支え愛マップ作り支援</li> <li>○相談支援ネットワークの推進</li> </ul> </li> </ul>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域振興協議会に気軽に相談できる場（相談窓口）の設置を支援します。</li> <li>●地区や相談員との連携強化を図ります。</li> </ul>

## (3) 分野を超えた支援体制づくり

### 【めざす姿】

- ひきこもりや孤立している人など、制度の狭間にいる人に寄り添ったサービスの開発が進んでいます。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者による取組)	<p>【期待される活動主体】 地域振興協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●必要に応じて共生型支援会議（仮称）に参画します。</li> <li>●必要に応じて地域ケア会議<sup>22</sup>に参画します。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●C S Wの配置と支援体制を構築します。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○地区相談窓口との連携</li> <li>○相談支援ネットワークの推進</li> <li>○共生型支援会議（仮称）の推進</li> </ul> </li> </ul>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共生型支援会議（仮称）を設置し、分野横断的な事案にも的確に対応できる体制づくりを進めます。</li> <li>●共生の仕組みづくりを検討する支え愛プロジェクト会議（仮称）を開催します。</li> </ul>

<sup>22</sup> 地域住民、民生児童委員、保健・医療・福祉の専門職等がニーズを抱える方の福祉等の課題について話し合い、解決方法等を検討する会議。

## 基本計画 2 権利擁護機能の拡充

認知症の高齢者や障がいのある人が、地域生活を継続していくためには、権利擁護の推進や虐待への対応などの取り組みの強化が重要です。

総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、関係機関との連携や、見守り活動の強化などによる虐待の防止や早期発見など、権利擁護に関する取り組みを強化します。

### (1) 権利擁護相談体制の構築

#### 【めざす姿】

○ 家族等の支援を得ることが困難な認知症高齢者、親なき後の障がい者等の意思決定の支援の充実が図られており、さらなる機能強化の検討が行われています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者による取組)	<p>【期待される活動主体】地域振興協議会、住民等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●研修や学習会への積極的な参加を通じて、権利擁護への理解と意識の向上を図ります。</li> <li>●市民後見人養成講座に積極的に参加します。</li> <li>●虐待や8050問題<sup>23</sup>等、困難ケースの早期発見に努め、専門職との連携により解決に努めます。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「一般社団法人 権利擁護ネットワークほうき」と連携した成年後見事業の推進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○専門職の資質向上</li> <li>○市民後見人育成に向けての協力、情報提供と参加促進</li> <li>○住民に対する情報提供の充実</li> </ul> </li> <li>●日常生活自立支援事業の強化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活支援員の確保・育成</li> </ul> </li> </ul>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●西部管内の市町村と連携して中核機関となる「一般社団法人権利擁護ネットワークほうき」の活動を支援します。 (次ページ図参照)</li> <li>●地域振興協議会と協力して虐待や8050問題などの早期発見・解決に努めます。</li> <li>●市民後見人養成講座の開催を支援します。</li> </ul>

※ 本取り組みは「成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）」第14条第1項に規定する市町村計画として位置付けています。

<sup>23</sup> ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。親の死などにより、子は生活困窮者となるリスクが高い。

# 成年後見制度取組体制

## 【成年後見支援センター】

一般社団法人権利擁護ネットワークほうき  
 (メンバー：弁護士、司法書士、社会福祉士等の士業、市民後見人、社会福祉協議会 など)  
 職員体制：相談員5名(常勤2名、パート3名)、相談員兼事務員1名

## 【管内市町村】

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、江府町、日野町、日南町

## 【中核機関(ネットワークほうき)役割】

- ・西部圏域9市町村がネットワークほうきと委託契約を締結し、市町村長申立ての支援や家庭裁判所が候補者に苦慮する案件に係る法人後見受任
- ・市民後見人養成講座の実施。
- ・受任者マッチングについて、毎月の運営委員会において、行政職員・社員(各士業)等の関係者で受任調整の実施。
- ・弁護士等の専門職を派遣し、一般県民を対象とした権利擁護全般に関するなんでも相談会を実施するとともに、市町村職員を対象とした人材育成のための相談会の開催。

## 【南部町、南部町社会福祉協議会の役割】

- ・広報、総合的な相談窓口(町・社会福祉協議会)
- ・ネットワークほうきの登録社員としての後見活動(社会福祉協議会)

- ①広報 ②相談(権利擁護全般)
- ③申立て支援 ④法人後見受任
- ⑤市民後見人養成・支援
- ⑥後見担い手育成・支援

## <中核機関>

### <運営委員会>

法人受任の適否、候補者選定などを協議  
 メンバー：市町村担当者、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士、精神保健福祉士等

## (一社)権利擁護ネットワークほうき (西部後見サポートセンターうえるかむ)

### <なんでも相談会>

市町村において専門職による相談会、行政一次窓口の支援

## 社員

弁護士 司法書士 社会福祉士 行政書士 税理士 精神保健福祉士 市町村社協 市民後見人

推薦依頼、申立て支援

①広報機能 ②相談 ③市町村長申立て

※各市町村が業務委託

家庭裁判所(米子支部)

米子市 境港市 日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 江府町 日野町 日南町

あんしん後見せいぶ  
 ※うえるかむが法人後見の立上、継続支援

## 高齢者・障がい者の権利擁護・成年後見制度に関する地域連携を考える会

(管内成年後見制度に係る情報・課題の共有)

構成団体：市町村、市町村社協、包括支援センター、専門職団体 など

### 基本計画3 情報提供体制の充実

住民一人ひとりが地域社会の一員としての意識を高め、お互いに協力しながら地域の問題や課題の解決を図っていくことが求められています。

そのため、住民同士が協力し合う「地域福祉」の周知・浸透を図るための情報提供、広報活動の充実を図るとともに、相談窓口の周知を図ります。

#### (1) 福祉情報提供の充実

##### 【めざす姿】

○ 日常生活において、必要な時に必要な福祉情報を得られるよう、様々な媒体等を活用した情報提供が行われています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】 地域振興協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌等を活用し、福祉情報の発信に努めます。</li> <li>● 地区相談窓口における情報発信機能の充実を図ります。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報機能の強化充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホームページ、広報紙の充実</li> <li>○ さまざまな方法による情報発信機能の強化</li> <li>○ 地域振興協議会の地区相談窓口との連携強化</li> <li>○ 福祉事業者と連携強化</li> </ul> </li> </ul>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区相談窓口への運営支援を実施します。</li> <li>● インターネットを活用した情報提供を推進します。</li> <li>● その人の特性に応じた情報発信、提供のあり方を検討します。</li> <li>● 既存の情報媒体の充実を図ります。</li> </ul>

## 基本目標 Ⅲ 保健・医療・福祉サービスの充実と質の向上

### 基本計画 1 健康づくりの推進（重点取組）

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、心と身体の健康づくりが重要です。健康に対する意識の醸成を図り、健康寿命の延伸を図る取り組みを推進します。

#### （１）健康診断の受診促進

##### 【めざす姿】

○ 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、心と身体の健康づくりが進んでいます。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	【期待される活動主体】住民、地域振興協議会、町内医療機関等 ●健康に対する意識の高揚を図ります。 ●健康診断を積極的に受けます。
社協の役割	●福祉学習を通じた健康意識の醸成を図ります。
行政による取組	●休日健診など受診しやすい環境づくりに努めます。 ●福祉学習を通じた健康意識の醸成を支援します。

#### （２）介護予防・健康づくりの推進

##### 【めざす姿】

○ 身近な場所での健康づくり、相談体制が充実しています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	【期待される活動主体】住民、地域振興協議会 ●「まちの保健室」へ積極的に参加します。 ●保健師等と連携した健康学習の促進を図ります。 ●地区の常設型サロンにおいて毎週1回以上100歳体操を実施します。 ●介護事業所・社会福祉法人等が地域振興協議会の活動に参加し、協力しながら活動を進めます
社協の役割	●常設型サロンの設置及び活動を支援します。 ●地域と連携して、介護予防対象者の把握、プログラムにつなげる機能を高めます。
行政による取組	●「まちの保健室」の啓発活動、機能強化に努めます。 ●地区の常設型サロンにおいて100歳体操が実施できる仕組みを創設します。 ●現状の集落で行っている100歳体操が継続できるよう支援します。 ●啓発とプログラムづくりを行います。 ○まちの保健室 ○フレイル予防・認知症予防

## 基本計画2 保健・医療・福祉事業者間のネットワークと協働の推進

地域の生活課題に対応するためには、専門職の支援とともに、関係する組織や団体などとの連携の強化が必要です。

社会福祉法人・福祉事業所による公益活動事業を促進し、地域の関係機関や関係団体との連携により、新たな地域課題に対応する福祉活動の活性化を図ります。

### (1) 異業種間ネットワークの構築

#### 【めざす姿】

○ 分野を超えたネットワークにより、さまざまな福祉課題の情報共有が進み、制度の狭間にいる人に寄り添ったサービスの開発と専門職の質の向上が進んでいます。

内 容(新規)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域・事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】福祉事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、交流会・研修会へ積極的に参加します。</li> <li>●異業種間でのネットワークを構築し、層別・専門別の多様な交流と研修の機会づくりを促進します。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政と連携し、保健・医療・福祉の専門的業種を超えた情報交換の場づくりと積極的な参画を行います。</li> <li>○交流会、研修会の開催とCSWを中心としたネットワークづくり</li> <li>○異業種間での地域課題の共有化</li> </ul>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社協と連携し、保健・医療・福祉の分野を超えた異業種交流の場を創設します。</li> </ul>

## 基本計画3 新たな社会資源の開発

誰もが安心して生きがいを感じながら暮らしていくためには、相互の理解と誰もが活躍できる場が必要です。

分野・制度の垣根を超えた社会資源を開発し、共生のまちづくりを進めていきます。

### (1) 共生型サービス<sup>24</sup>の開発

#### 【めざす姿】

○ ひきこもりや孤立している人、複合的な福祉課題を抱える人など、制度の狭間にいる人に寄り添ったサービスの開発が進んでいます。

内 容(新規)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<b>【期待される活動主体】</b> 福祉事業者 ●分野を超えた共生型サービスへの理解促進を図ります。 ●可能な事業所から共生型サービスを実施します。
社協の役割	●地域共生社会への理解促進を図ります。 ●福祉意識向上への啓発を行います。 ●地域の福祉課題の把握と必要なサービスを検討します。 ●共生型サービスの開発と関係者との協働を推進します。
行政による取組	●地域、福祉事業者が実施する共生型サービスの理解促進を図り、実施に向けた支援を行います。

### (2) 介護者支援の充実

#### 【めざす姿】

○ 家族介護者等、近親介護者への理解が深まり、支える仕組みが構築されています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<b>【期待される活動主体】</b> 当事者、地域振興協議会、事業者 ●家族介護者の会（仮称）へ積極的に参加します。 ●課題を抱える家族介護者への見守り支援を実施します。 ●家族介護者の会（仮称）開催時の傾聴ボランティアの育成を行います。
社協の役割	●家族介護者の会（仮称）の設立と活動支援を行います。 ○家族介護者への支援 ○家族介護者への見守り支援強化 ●傾聴ボランティアの育成を行います。
行政による取組	●家族介護者の会（仮称）の設立と活動支援を行います。 ●介護者向けの情報提供の充実を図ります。 ●虐待等、ハイリスク世帯、困難ケースを支える仕組みを作ります。

<sup>24</sup> 介護、障がいなど、属性を限定せずに受けられるサービスのこと。狭義では、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に位置づけられた。

### (3) きめ細やかな就労支援体制づくり

#### 【めざす姿】

○ 「障がい」や「ひきこもり」等への理解が深まり、地域行事に留まらず中間的就労場所の提供などにより、福祉課題を抱えた方の活躍の場が増えています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】地域のあらゆる主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「障がい」や「ひきこもり」等への理解促進を図ります。</li> <li>●中間的就労等多様な就労の場の提供を図ります。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域共生社会の理解促進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○当事者の社会参加支援の促進</li> <li>○当事者の就労意欲の向上にむけた個別支援活動の充実</li> </ul> </li> <li>●地域プラットフォームを通じた地域の居場所と活躍の場づくりを行います。</li> <li>●中間的就労の場の開拓に努めます。</li> </ul>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や事業者に中間就労を含めた就労環境の提供を呼びかけます。</li> <li>●地域プラットフォームへ参画します。</li> <li>●社会福祉協議会と連携した地域プラットフォームの支援を実施します。</li> <li>●当事者団体との連携強化を図ります。</li> <li>●社協と連携して中間的就労の場の確保を図ります。</li> </ul>

## 基本計画4 福祉人材の確保と育成

地域福祉活動を充実していくためには、活動を支える人材の確保や育成が必要です。次代の地域福祉を担う人材の発掘・育成・活動参加の促進を図ります。

### (1) 多様な福祉人材の確保

#### 【めざす姿】

- 実習生の積極的な受け入れが進み、地域福祉を担う人材の育成・確保が進んでいます。
- 福祉職場の就労環境の改善が進み、人材確保が進んでいます。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】福祉事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●働きやすい環境づくりを通じたイメージアップに努めます。</li> <li>●職場内研修の充実を図ります。</li> <li>●きめ細やかな情報提供に努めます。</li> <li>●子どもたちへのキャリア学習に積極的に協力します。</li> <li>●地域における福祉に、適した人材の発掘に努めます。</li> <li>●必要に応じて外国人介護士・看護師の受け入れの促進を図ります。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉職場の情報提供活動に協力します。</li> <li>●働きやすい職場づくりに努めます。</li> <li>●地域プラットフォームを通じた実践型福祉学習の開発と協力を推進します。</li> </ul> <p>○夏休みボランティア体験</p>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域プラットフォーム及びボランティアセンターの支援を通じて学生等、多様な人材の受け入れ基盤の強化を検討します。</li> <li>●福祉情報提供の充実を図ります。</li> <li>●社協と連携しながら住民との多様な接点の機会を創出します。</li> <li>●ボランティアセンターへの支援を通じて将来的な福祉人材の発掘を行います。</li> <li>●福祉人材確保に向けた研修会の開催、専門職の研修に協力します。</li> </ul>

## 基本目標Ⅳ 地域で安心して暮らせる基盤づくり

### 基本計画1 社会福祉法人等の地域貢献の促進

社会福祉法人・福祉事業所による公益活動事業を促進し、地域の関係機関や関係団体との連携により、新たな地域課題に対応する福祉活動の活性化を図ります。

#### (1) 地域課題に対応する社会貢献活動の促進

##### 【めざす姿】

- 社会福祉法人・福祉事業所が、地域振興協議会を単位とする福祉ネットワークに参加し、その有する機能を活用した地域貢献活動が積極的に行われています。
- 地域の中の福祉サービス事業所等との交流が進み、災害時の助け合いが行われています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域による取組)	<p>【期待される活動主体】住民、地域振興協議会、福祉事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域プラットフォームへ積極的に参加します。</li> <li>●地域における福祉活動の参加・協力します。</li> <li>●「えんくるり事業<sup>25</sup>」へ積極的に参画します。</li> <li>●地域振興協議会と連携した防災活動を実施します。</li> <li>●中間的就労の場づくりに協力します。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉法人連絡会(仮称)を通じた事業所間の連携強化を図ります。</li> <li>●地域振興協議会と福祉事業所の連携を支援します。</li> <li>●地域振興協議会と連携した災害時の対応体制づくりを支援します。</li> <li>○災害時における情報共有と協力</li> </ul>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社協が実施する「えんくるり事業」への支援を行います。</li> <li>●社会福祉法人等と地域振興協議会との連携による地域ぐるみの防災訓練の実施を支援します。</li> </ul>

<sup>25</sup> 様々な「生活のしづらさ」を抱えているにも関わらず、必要な支援を受けられない方がいるなどの課題に対応するため、鳥取県内の複数の社会福祉法人が連携し、支援を必要とする方をトータルで支える仕組み。(正式名「生計困難者に対する相談支援事業」)

## 基本計画2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

高齢者や障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、移動手段の確保や外出の支援も重要です。地域特性や利用者の要望を把握しながら、外出しやすい交通手段の確保等、きめ細かな移送サービスの促進を図ります。

社会参加や生きがいにつながる学習機会やイベントなどの開催や就労支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に参加できる交流機会の充実や生きがいづくりを進めます。

### (1) 新たな移動手段の確保

#### 【めざす姿】

○ 日常の買い物や医療機関への受診などの交通手段として、公共交通の他、公共交通ではカバー困難な移動ニーズにきめ細かく対応するNPOやボランティアを主体とする移送サービスが継続しています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域による取組)	<p>【期待される活動主体】地域振興協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな地域交通システム検討会に主体として参加し、構築されたものを積極的に利用します。</li> <li>●地域プラットフォームを活用した買い物・通院支援の仕組みを検討します。</li> <li>●地域振興協議会における介護予防活動への送迎サービスを実施します。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域振興協議会と連携した新たな移送サービスの立ち上げを支援します。</li> <li>○地域交通システムの検討会への参画</li> <li>○住民と協働によるサービス展開方法への支援活動</li> </ul>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな地域交通構築に向け実証実験を踏まえながら、持続可能な交通手段を官民協働で検討します。</li> <li>●あいのわ銀行制度による移送サービスの見直しを行います。</li> </ul>

## (2) 福祉人材確保に向けた都市農村交流の促進

### 【めざす姿】

- 出身者や関係した方々との交流が途切れず、地域活動に積極的に参加しています。
- 移住者が増え、コミュニティの一員として地域活動に参加しています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域による取組)	【期待される活動主体】住民、地域振興協議会、福祉事業者 ●交流プログラムへ参加、協力します。 ●出身者や過去に関係された人との絆を大切に、交流を継続していきます。
社協の役割	●行政と連携して交流プログラムを企画・実施します。
行政による取組	●保健・医療・福祉の有資格者の人材確保に向けた交流プログラムを検討します。 ●空家等を活用してU J Iターンを促進します。

## 第7章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 組織内推進体制

本計画は、福祉部門をはじめ、防災関係部門、子育て支援部門、教育部門など、幅広い分野で地域福祉を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、組織内関係部署と連携推進します。

#### (2) 社会福祉協議会と町との連携強化

社協は本町の地域福祉に関する活動、ボランティア活動等における中核的な役割を果たしており、今後も引き続き、本町と社協とは密接に連携し、本計画を推進していきます。

#### (3) 参画と協働による推進

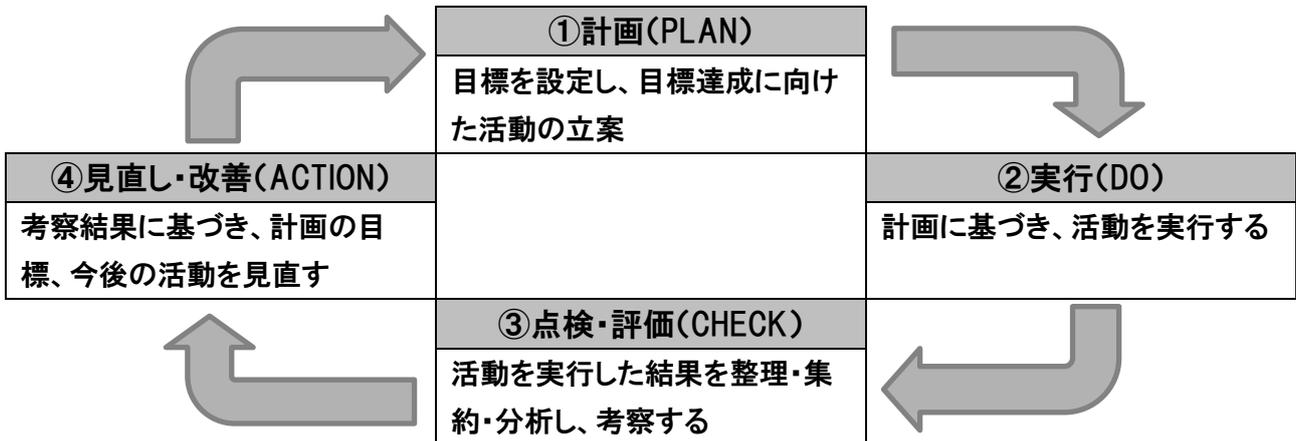
本計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手である住民の主体性を最大限に尊重し、参画と協働により、地域福祉の取り組みを推進する必要があります。このため、地域福祉の担い手である住民が参画する「南部町地域福祉計画推進委員会」により本計画の進行管理を行い、共に本計画を推進していきます。

また、地域福祉の担い手として中心的な役割を担うリーダーをはじめ、広く町民に対して、本計画の内容を周知し、意識の醸成に努めるとともに、福祉やボランティアに関する情報提供、先進事例の検討などを通じお互いに支え合う意識の高揚を図ります。

さらに、集落（自治会）、地域振興協議会、民生委員・児童委員、社協、福祉サービス等提供者、企業、行政が連携し、それぞれの得意分野や活動を生かして知恵を出し合い、地域福祉に取り組んでいくことで、全町的な地域福祉活動の展開を目指します。

## 2 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、見直し・改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、「南部町地域福祉計画推進委員会」において、定期的に事業の達成状況や評価を整理します。また、必要に応じて取り組みの変更や見直しを検討します。

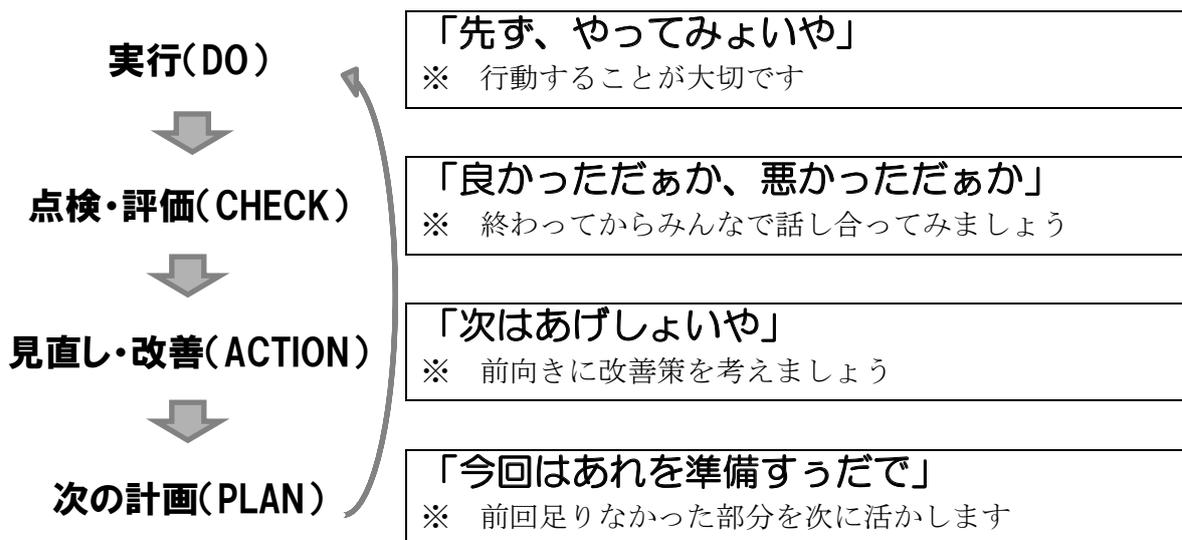


### ＜地域で実践DCAP（ドゥキャップ）＞

上記で示した進行管理は大きな組織でよく採用される方法です。

集落や小さな組織でも取り入れることができますが、目標を設定したり、活動の立案をしたりなど大変な作業に思われがちで、なかなか行動に移せないこともあると思われます。

そのような時は次の順番で物事を考えるのも一つの手法です。



# 資料編

## 1 地域福祉に関するヒアリング調査の概要

ヒアリング対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域振興協議会</li> <li>○当事者団体（認知症の人と家族の会、身体障害者協会）</li> <li>○地域福祉活動団体（法勝寺宿高齢者の集い「よらいやあ」、円山だんだん）</li> <li>○地域福祉関係団体（民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、赤十字奉仕団）</li> <li>○福祉事業者（ノームの糸車、祥福園、わかとり事業所、J O C A、南部居宅介護支援事業所、法勝寺ケアプラザ介護支援事業所、南部箕蚊屋広域連合事務局、南部地域包括支援センター）</li> <li>○行政関連部署（要保護児童地域対策協議会、福祉事務所、教育委員会事務局）</li> </ul>
ヒアリング内容	<p>&lt;地域振興協議会・当事者団体・地域福祉活動団体・地域福祉関係団体&gt; 【組織体制・活動上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 組織の現状（会員の人数や男女・年齢構成、役員体制、会費や財政状況）</li> <li>② 団体活動の将来ビジョン</li> <li>③ 活動を進める上での問題点や課題（役員体制や会員の組織体制、活動の財源、活動拠点の確保など）</li> </ul> <p>【当事者・地域住民の生活課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域生活を営む上で当事者・住民が困っていること</li> <li>② 当事者・地域住民の生活課題を解決するために求められること など</li> </ul> <p>&lt;福祉事業者・行政関連部署&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 相談窓口等の支援体制の問題点</li> <li>② 保健福祉サービスの資源整備の課題</li> <li>③ 地域包括ケアシステム・包括的支援体制の確立に向けた課題</li> <li>④ 福祉専門職としての資質向上に向けた課題 など</li> </ul> <p>※ 上記を中心にヒアリングを実施</p>
ヒアリング期間	令和元年8月から令和2年2月
その他	地域円卓会議において、「福祉」をテーマとした意見交換で話し合われた項目についても本計画策定の参考としました。

## 南さいはく地域振興協議会

### 【組織体制・活動上の課題】

#### ① 組織の現状（会員の人数や男女・年齢構成、役員体制、会費や財政状況）

- 16集落の代表者（ふれあい部員と地域福祉委員）で組織（27名）。
- 毎月部会を開催し、出席率は高い。
- 支援をする人、される人がともに高齢化している。
- 戸数の少ない集落は1人が何役も役を担っている。
- 女性のパワーが素晴らしい。
  - （いきいきサロン、100歳体操）
  - ・世話人が負担感を感じている。
  - ・地域福祉委員が、いきいきサロンの世話人をしている集落もある。  
（民生委員、地域福祉委員との交流） ※ふれあい部活動方針へ記載あり
  - ・ふれあい部の部会に地域福祉委員も出席し、一緒に活動している（兼任あり）。
  - ・民生委員との兼任が1名（福祉委員と民生委員は重ならない）。兼任しているため連携して活動しているように見えるが、組織としては別物。振興区で対象としているのは、独居、高齢者世帯。民生委員の見守りと振興区の見守りは分けている。振興区組織としては連携できていない（民生委員が持っている個人情報ネック）。年1回敬老会の協力、見守りも一応協力してもらっているという認識。
  - ・年1回福祉委員と民生委員の合同の見守りの後に会を実施している。
  - ・協議会では、地域福祉委員が交流会やふれあい部の部会に来ることを依頼しているが、中には「自分は社協からの依頼で地域福祉委員を受けているのに、なぜふれあい部会に行かないといけないのか」という意見もある。

#### ② 団体活動の将来ビジョン

- 民生委員との連携を密にする、あるいは、ふれあい部に民生委員に入ってもらおうことが将来的には必要。

#### ③ 活動を進める上での問題点や課題（役員体制や会員の組織体制、活動の財源、活動拠点の確保など）

- 利用者のニーズが不明（100歳体操出たい人）。
- いきいきサロンやまちの保健室の主催（組織）が別で、集落には協議会が入り込めなかった。
- いきいきサロンが、どちらかというとな女性の年寄りのグループの集まりだと思われる。男性は来ない。
- 別の谷筋の公民館の敷居が高いと感じる人もいる。
- 行きたいときに行ける場所、週に1回確実に行ける場所がなるべく身近なところにあった方がよい（100歳体操だけでなく、話し相手が欲しいという人がお喋りできる場）。
- 100歳体操をやるという話はでるが、まとめ役・お世話係がない。
- ふれあい部の活動の内容が、将来的に男性の部員が増えてくると調理を伴う活動が無理にな

っていくるのでは、と心配。

○100歳体操に来られない人をどうするのか。来られない人に対する見守り。

### 【当事者・地域住民の生活課題】

#### ① 地域生活を営む上で当事者・住民が困っていること

○交通の便（現状では、協議会で共助の車を持っており、事前予約にて利用できる）。

○地域的なこと（愛着はある）。

#### ② 当事者・地域住民の生活課題を解決するために求められること

○いくつかの集落が順番に世話人を引き受けて、負担感を軽減する。

○集落の見守り対象者である独居・高齢者世帯の情報は、各集落（近所の方、地域福祉委員）が一番知っている。民生委員は、各集落の地域福祉委員と連携を持つのが大事。（認知症の症状、医者にも行かない、集落の付き合いすら嫌がるという人を放っておかない。）

○地域福祉委員は、将来はふれあい部で一本化してもいいのではないか。

## 法勝寺地区地域振興協議会

### 【組織体制・活動上の課題】

#### ① 組織の現状（会員の人数や男女・年齢構成、役員体制、会費や財政状況）

（役員会）会長、副会長、専門部部長、専門部副部長

（総務企画部）各ブロックより代表2名ずつ選出12名、部長推薦3名の計15名

（生涯学習部）各ブロックより代表2名ずつ選出12名、部長推薦4名の計16名

（地域づくり部）各ブロックより代表2名ずつ選出12名、部長推薦1名の計13名

（ふれあい部）各ブロックより代表2名ずつ選出12名、部長推薦3名の計15名

（評議会）各集落の区長で構成。（27集落あるが、評議員は26名）

#### ② 団体活動の将来ビジョン

○地域振興協議会で介護予防事業を行う。

○お年寄りや障がいをお持ちの方、子ども、地域の方が来ることができる、大家族のような感じでご飯を食べることができる「子ども食堂」。

#### ③ 活動を進める上での問題点や課題（役員体制や会員の組織体制、活動の財源、活動拠点の確保など）

○独居・高齢・少子化で活動ができにくくなってきている。若い人、担い手がないために地域の行事がやりにくくなってきている。持ち回りがスムーズにいかなくなってきている。集落を支えていく次世代の人材不足。

○役目をしてくれる若い人がいない。若い人の負担が増えてくる。やれる人がカバーして組織を作っていかないと、放っておくと集落自体が崩壊してしまう。環境も維持できない。

○役員をボランティアでするには荷が重すぎる。人・体制・お金の整備が必要。

○行政にぶら下がっている役で無駄な役はやめるべき。地域がやりたい事ができるように、住民の負担を減らして欲しい。4つの専門部が休み返上で活動をしている。

○福祉を中心に振興協議会が中心になっていく体制をつくるには、協議会のスリム化が必要。今のままでは集落に目がいかない。協議会として集落のことを考える体制をとれないのが現状。

### 【当事者・地域住民の生活課題】

#### ① 地域生活を営む上で当事者・住民が困っていること

- 法勝寺地区 27 集落の維持が困難。
- 外出の手段のない方が、タクシーを利用したり、ふれあいバスはあるが路線バスがなくなったりしたことで、余計に出づらくなってきている。
- 独居の方や独居に近い方の困り感は理解できるが、介入がしづらく、次の一步に広げることができない。
- 買い物等の支援をしたい気持ちはあるが、どこまで介入したらいいのか難しい。
- 地域の中で、障がいがある人たちを排除したいという考え方をもっている方がいるので、そこをどうしていくのか課題→福祉学習、人権学習の必要性あり
- 団地の住民が高齢化。草刈りや共同作業が大変。母子家庭も多い。住宅内で猫を飼って困っているケースもある。交流がない。
- サロンは下火になってきている。一番課題が重いところにサロンがない。
- 雪かきは 70 代くらいの男性 2・3 人、女性が除雪機の入らないところの家の前をかいてもらう。
- 仕事をしながら、区長や福祉委員、色々な役をしなければいけない。

#### ② 当事者・地域住民の生活課題を解決するために求められること

- 集落合併。
- 集落を守るため、集落の中の者が声を出すのは絶対反対があるので難しい。外から部外者が「こうしたらいい」という案を言ってもらわないと内から変えるのはすごくパワーがいる。そこをどうしたらいいか。
- 振興協議会はいい組織だと思う。その中で役割を分担することを真剣に話をして、協議会をもつ必要があると思っている。
- 交流がないことで、個人情報（団地の居住者、70 才以上でひとり暮らしをしている人）が入ってこなくなった。行方不明の方の捜索を行ったこともあり、防災の観点からも取り組みをお願いしたこともある。

### あいみ富有の里地域振興協議会

#### 【組織体制・活動上の課題】

#### ① 組織の現状（会員の人数や男女・年齢構成、役員体制、会費や財政状況）

- 高齢者が多い。

#### ② 団体活動の将来ビジョン

- 現状では、各種団体に一任せざるを得ない。団体間の交流を促進する。情報を共有し、将来的には組織を一元化すること。

### ③ 活動を進める上での問題点や課題（役員体制や会員の組織体制、活動の財源、活動拠点の確保など）

#### ○防災

- ・個人情報という面で、名簿の提出に困った。
- ・精神疾患の人をどのようにして把握するのか。
- ・作成した名簿をどのように活かすのか。

#### ○敬老会

- ・敬老会の出席率が低い。連れが出ない、あの人がいない、などを理由に参加に消極的。

#### ○集落

- ・集落それぞれに高齢化や人手不足と言われるが、他集落と合同しての集まりや行事など行うことを考えることはない。集まる・出るまでに時間がかかり大変であること、集落だから楽しいということがある。

#### ○通いの場

- ・親世代（80代くらい）だけで始めたサロンは仲違いなどあり続かなかったが、その一つ下の世代が世話人として始めた100歳体操は穏やかに続いている。体操が終わったあとも話をしているが、世話人が帰るといって片付けがあるためかみんな残らず帰る。年寄り（上の世代）だけでなく、一つ下の世代が世話人をする（少し若い世代が入る）ことが大事なのかもしれない。

#### ○役員

- ・現在の役員も高齢者ばかり。役員を出すことが大変。

#### ○その他

- ・参加者の年代と役員の年代が異なるため、100歳体操やいきいきサロンなど地域活動の出席者や状況などを把握できない。また年代が違っていると話をしない。

### 【当事者・地域住民の生活課題】

#### ①地域生活を営む上で当事者・住民が困っていること

（高齢化と人手不足）

- 集落によっては今後役員をまわすことができるかわからない。できて5年サイクルであり、10年後を考えることは難しい。
- 除草や祭りなど集落のイベント・行事は、マンパワーがないため縮小の必要性がある。
- 対象の人がおらず、婦人会がなくなっていつている。
- 若者（今の40～50代）が結婚していないため、子どもがいない。
- 集落の若い世代が60代、先を見たら生きていけない。
- 高齢夫婦世帯が多く、片方が居なくなると独居になり大変。
- 果樹をやめることも大変。
- 畑も荒れ地が増えている（耕す人がいないため）。

（買い物について）

- 冬季はバスの運行なし。自力での外出が難しくなる冬の時期に止まってしまう。代わりはハイヤーなど。

○（ローズちゃん号）音楽が聞こえ出かけるが、外に出るまでに車がいなくなっている。年寄りにはやく出られない、歩けない。

○生協は、記入欄の書き方が高齢者には難しい。一方、宅配してくれるようになり、受け取りは便利になった。

○近いところが他にないため、手間のローソンに行く人が多い。

（気になること）

○認知が気になる人で、昔の道（山道）に入ってしまう人を見かけた。見守り登録の制度はあるが、自分はまともだと思える人、頑固な人ほど受け入れることが難しいのではないかと。

○認知が気になる人を、誰かが常に見ていることはできない。どこまでの所在を確認したら良いのか。また自分がそうなったときの先の心配がある。

⇒1～2日顔を見ないと民生委員・福祉委員・ふれあい部に伝え、電話や訪問で声をかけるシステムができていく地区もある。ただ、地域の中でどこまで情報共有していくかが課題。

## ② 当事者・地域住民の生活課題を解決するために求められること

○伯耆町が行っているデマンドバスを南部町でも考えてほしい。タクシーは年金生活には高い。

○買った物を持って帰るといふ点に課題はあるが、100歳体操やサロンなど人が集まる機会にローズちゃん号に来てもらうのはどうか。

○介護保険を予防の部分でうまく使う方法はないか。

## あいみ手間山地域振興協議会

### 【組織体制・活動上の課題】

## ② 団体活動の将来ビジョン

○昭和の時代にあった、「ゆい・手間が替え」など、集落内で協働ができており、必然的にご近所暮らしが分かるような体制を再構築する。

○「集落内のことは集落で」など、住民間の当事者意識が醸成できる体制をつくる。

## ③ 活動を進める上での問題点や課題（役員体制や会員の組織体制、活動の財源、活動拠点の確保など）

○各種役員が多く（行政・農事・集落）名前だけの役員や複数の役員を受け困惑している。

○特に小規模集落は、役員を選出に困っている。

○行政などの各種役員を一度解散あるいは分解して、役員を含めて見直しをする。

（見守り）

○身近で濃い人間関係なので、見守りに対してつっけんどん。

○役員は2年やそこらで交代する。当事者は1人で頑張っているからいいというところがある。

○夏祭り年1回あるが、老人はなかなか出てこられないので、親睦を図るために独居老人を公民館に呼び出したい。

○気持ち的に希薄な部分がある。（知らず知らずに目は行き届いているから）

○集落が広いからなのか希薄な印象を受ける。一昔前のわきあいあいとした雰囲気は減少。

- 日中独居の方、集落の中で仲いい人は距離が離れている。今後気にかかる人増加するかも。
- 近所付き合いが浅い。どこまでしていいのか、良かれと思ってしたことが逆に嫌がられ、ときには叱られることもある。子どもがいればつながりができるが、夫婦2人で越してきた人は何かきっかけがないと行事や集まりに参加しにくい。新年会、慰労会など公民館に出てくる人がほぼ同じ。固定化。

(行事)

- いきいきサロンの活動日にほかの行事と重なると参加できない現状がある。
- 集落内の個々が別々に交流しており、一緒に何かするということがなかなかできていない。

### 【当事者・地域住民の生活課題】

#### ① 地域生活を営む上で当事者・住民が困っていること

- 買い物難民の増加。
- 会見地区はローソンと農協のアスパルしかない。買い物難民増える可能性あり。
- 高齢化による農地、山の管理。
- 高齢者世帯増加による老老介護の増加。
- 災害時への対応。
- 免許返納をした方の今後が不安。
- 委員は任期が終われば変わるので、見守り対象の方にそういった説明はするが、自分一人で頑張っているからそれほど声掛けをしてくれなくても…というような反応もある。
- 防災訓練や夏祭りなどが無い。老人会やいきいきサロンで日程が被ると出ないこともある。地域の中でみんなが別々な感じで交流している。みんなと一緒に何かをするということがなかなかない。
- 日中独居の方、近所で仲がいいような方は離れたところにおいて、行き来は難しいという方もおられ、そういう人がこれから増えていくのだろうと思う。
- 70代、60代が元気で集落を維持している状態。今後50代の方ができるのかは疑問に思う。

#### ② 当事者・地域住民の生活課題を解決するために求められること

(見守り)

- 子どもはおばあさんの、おばあさんは子どもの顔がわかるように親睦を図るなど、独居老人を公民館へ呼び出していきたい。
- できるだけ皆さんが出ていける場所づくりができたらいいと思っている。

## 大国地域振興協議会

### 【組織体制・活動上の課題】

#### ① 組織の現状（会員の人数や男女・年齢構成、役員体制、会費や財政状況）

- 部員のほか、地域福祉委員、健康増進委員など集落の役員が数多くあり、集落によってなり

手不足や減らして欲しいという意見、中には（その役目は）なしでもいいのではないかと協議会にさまざまな意見を言ってこられる。

- 集落は、若い人に役をさせたいという気持ちがあるが、若い人は忙しくなかなか普通の日に手伝ってもらえない。
- なり手がいないため、任期を超えて何年も役目をやっていただいている現状がある。
- 集落から推薦のあった若い役員もおり、他の地域に比べ恵まれているという一面もある。

## ② 団体活動の将来ビジョン

- テーマ「一人一人が健康で生甲斐を持ち、協力し支え合って暮らしていける地域を目指します」
  - 1 支え合いと生甲斐づくりの取り組み
  - 2 健康づくりの取り組み
- 福祉はチームワークのような、集落のまとまり、集落間のコミュニケーション、集落間の助け合いといったものが重要だと思う。協議会の事業を通して、集落の結束、集落間の助け合いなどを促進していくべきではないかと考える。そのため、行事に力を入れてやっていこうという考えがある。
- 10年20年先を考えて、子どもの思い出づくりに力をいれてはどうか。自分たちの生まれ育ったところで、子どものときの思い出は大事。思い出があると、戻ってみようという気持ちにもなる。郷土愛が生まれる。集落だけでなく、大国地区全体とか、もしくは他の集落も含めて、子どもたちの思い出になることを大人がしてあげる、もしくは子どもたちでやっていく。子どもたち同士の連帯を形成する。

## ③ 活動を進める上での問題点や課題（役員体制や会員の組織体制、活動の財源、活動拠点の確保など）

- 見守り活動を数年やりかけているが、なかなかできない。協議会で集落へ手を出すと、区長など集落での活動者や当人との間で問題が生じるのではないかと懸念がある（いきなり他の集落の知らない者が来ても、「必要ない」と言われそう）。話し合いをしたりして、しっかりコミュニケーションをとって入らないといけませんが、その懸念から難しさを感じている。一歩引いている。
- アンケート調査の結果から、見守り対象の高齢者は非常に遠慮をされているということがはっきりと見えてきた。アンケート結果をもとにどういった取り組みをしていけばいいのかというのを、健康福祉課へも投げかけをして、やっていきたいと思う。
- あまり協議会から一方的に（見守り支援等を）押し付けても返ってどうかという部分があり、取り扱いに非常に悩んでいる。こちらから、どの辺りまでアプローチしてもいいものか、非常に悩むところである。
- 訪問時に困りごとを聞くが、とくに要望はなかった。困りごとがあれば言って欲しいと言っても、遠慮して申し出てこられない。また、協議会に申し込むよりも、家族（身内）、隣近所、集落で解決していると思われる。
- 買い物支援など、いざやろうとしたときに部員や事務局員だけで対応していくのは大変。急に始めても対象の人も遠慮して頼まないことが想定される。そこをどのようにクリアしてい

くのか課題。以前も取り組みを周知したが、実績はなかった。

○子どもの思い出づくりに力をいれているが、子どもが出てこない。今後は、他の地区と合同で行事を行うという構想もある。

○月1回は必ず会をして意見を出す、なかなか結論までには行きつけず、これまで通りにいってしまうところもある。

### 【当事者・地域住民の生活課題】

#### ①地域生活を営む上で当事者・住民が困っていること

○全国的にも買い物支援等が問題となっている。

○ふれあいバスは広い道（大通り）しか通らず、集落の中には入らない。本当に利用したい人が乗れないのが実状。集落の中で1人暮らしをしている方が買い物に困っている。家族が来られたときにまとめ買いをするが、今本当に食べたいと思うものは買えない。「協議会へ言ってください」と言うが、言いづらいと言われる。

○社協の買い物ツアーは、いきいきサロンとセットになっている。軒数が少ない等の理由でサロンが実施できない集落の買い物問題はどうか。ふれあいバスを利用することになるが、再編の話の中で集落の中まで入るとい話にはなっていないよう。

○夏祭り等の集落行事は60代を超えた世代が中心。30代・40代へ世代交代をしていこうと試みているが、集落付き合いをしない方や、「まだやりたくない、知らない」といった意見もある。どのように寄せていくのかという話をして、ボランティア料金を設けるなど工夫しているが、結局出てこられない。参加人数が頭打ちになっており、ジレンマを抱えている。

○親の世代が強い。地区の集会など、以前は結婚を機会に代替わりして、親世代と相談しながら参加した。皆がそういう風に考え方を変わってくれば、もう少し色々な集まりに参加してくれるのではないか。

○若い世代も多く、行事の声かけも比較的あるような集落でも、若い世代は（集落内の）交流がないということがある。親世代から情報を得ている。

○伝統行事ができなくなるのではという危機感がある。小学生がいなかったために休止となり、以降休止状態にあるものもある。伝統行事を守っていこうという思いはあるが、5年10年後はどうしていくのか。

○自分の子どもたちが周りにいない。後継ぎがない。地域見守り隊を頑張っても、年を取ったときに後をみる者はいないという状況。高齢者が高齢者を見守っているような現実がある。

○かつては隣近所の付き合いが日常茶飯事だったが、今は自分たちのしたいことをする世代。付き合いがないため、隣のことがわからないような状況がある。自分や子と同年代の人がいたり、同じ班内のことはわかったりするが、それ以外の世帯のことはわからないというのが集落の現状。福祉委員や関わりのある人以外、集落内の（例えば）独居の方の状況など、わからない。

○免許返納をされた方など、（買い物等に）不自由している人は結構いる。日時を決めて支援をしても良い、やれないことはないと思うが、車両の問題などがある。

## 認知症の人と家族の会

### 【組織体制・活動上の課題】

#### ① 組織の現状（会員の人数や男女・年齢構成、役員体制、会費や財政状況）

- つどいの参加について、「認知症の人と家族の会」の入会は必要ない。
- 家族の会に入会していると、月1回冊子（鳥取県版・全国版）が届き、情報収集ができる。
- 近所の方に知られたくない方については、違った自治体のつどいに参加してもらっている。
- 参加者は多い時で8～9名、3名の時もある。お茶代として100円徴収。
- どうやって参加者を増やすかということが課題。

#### ② 団体活動の将来ビジョン

- 集える場所が多くできる。
- 人、ボランティアが多くいたらいいと思う。
- 若い世代に携わってもらえるようになったらいい。

#### ③ 活動を進める上での問題点や課題（役員体制や会員の組織体制、活動の財源、活動拠点の確保など）

- 「この人に手伝ってもらいたい」と思う人は、退職された後でもパートで働くと言われてしまう。
- 関わってくれる人に感謝しているが、保健師やケアマネが頻繁に交代するのに慣れるのに時間がかかる。対人支援をする仕事は長く携わってほしい。
- 他の組織と顔を合わす機会はない。

### 【当事者・地域住民の生活課題】

#### ① 地域生活を営む上で当事者・住民が困っていること

- 認知症を抱えている家族には、外に出せない思いがある
- 家族の問題と捉えていて、「助けて」と言えない方が多い。伝えたいことを言えない。
- 地域に根差した小さい施設（目が届いて安心な施設）をつくってもらいたい。

#### ② 当事者・地域住民の生活課題を解決するために求められること

- 認知症の人があたり前のように地域に出て交流し、あたり前に徘徊できるような社会をつくる。

## 身体障害者福祉協会

### 【組織体制・活動上の課題】

#### ① 組織の現状（会員の人数や男女・年齢構成、役員体制、会費や財政状況）

- 手帳が交付されている方（約600名）のうち38名が町内で会員になっている。そのうちの10～13名が出てこられるが、年齢的に70代から上の方→今後縮小、活動停止が予想される。
- 会員は80歳前後の人が半分近い。
- 会費：1,000円、会員になるかは自主判断。

#### ② 団体活動の将来ビジョン

- 協会として会員のすそ野を広げるため、家族等準会員として入会してもらい活動していくの

がいいと考え、昨年から提案している。

○障がいのある方が出られる環境をどうつくっていくのか、役員としての役割と考えている。

### ③ 活動を進める上での問題点や課題（役員体制や会員の組織体制、活動の財源、活動拠点の確保など）

○個人情報保護条例がネックになっている（会員数が増えない）。情報があれば自宅まで出かけて加入の勧奨を行うことができる。

○身障協の中の会員の横のつながり、障がいの形態によらない横のつながりをもつことや、活動を行政や社協と手をつないで行えるような体制の構築が課題。

○若い方（障がい者）の望む活動が何なのか、把握できていない。

○育成会、身障協、ろうあ者等いろんな組織があるが、一度に活動ができない。組織が違うこと、任意団体であることから交流や活動を一緒に行うことは難しい。

#### 【当事者・地域住民の生活課題】

##### ① 地域生活を営む上で当事者・住民が困っていること

○障がい者であるがゆえ地域に溶け込むことができない。地域に溶け込んで差別の意識を解消することは難しい。

○若い障がい者の方がどこにいるのかという情報を、地域の力で集めていく必要がある。災害の場合絶対に必要。

##### ② 当事者・地域住民の生活課題を解決するために求められること

○当事者が、子どもたちや地域の人に「障がいとは何か」ということを伝える先生になってほしい。

○地域に溶け込んでその中で活動ができれば、それなりに公平性が保て、差別が解消されるのではないか。

○町内で福祉サービスの利用者（障がい者・障がい児）あわせて150名程度。南部町内、西部圏域という考え方のもと、町内だけですべてのサービスを充足することは現状難しい。

○障がいがある方の日中の通所サービス（作業所・生活介護）は充足率が高いが、訪問系のサービスはヘルパーの数の不足から供給できていない。グループホームも需要があるが、どこも埋まっている。

○障がいがある方が高齢になってきて、今後どのように介護サービスへ移行していくかが課題。

#### 法勝寺宿高齢者の集い「よらいやあ」

##### 【組織体制・活動上の課題】

##### ① 組織の現状（会員の人数や男女・年齢構成、役員体制、会費や財政状況）

○利用者8名（女性・80代～）、ボランティア7名（女性・60代～80代）。いつでも受け入れを行っている。

○本人負担300円（昼食代）。

○法勝寺宿自治会、社協より助成あり（法勝寺宿自治会助成金は3年前から、赤い羽根共同募金助成金は昨年から）。域振興協議会からは財政的な補助はないが、理解があり、相談ごとにも

可能な限り聞いてくれる（備品、対象者の状況把握等）。

## ② 団体活動の将来ビジョン

- 地域の高齢者が元気で一年でも長生きしてほしい。健康で明るく暮らしてほしい。
- 財政的に拡充することは考えていない。
- 役員体制で、若い人へつなぎたい。
- 継続的に実施するための世話人（ボランティア）の増数の努力。
- 各小地域、同じ活動団体との交流活動ができるように推進するための模索が必要と考える。  
そのための希望として、行政及び関係機関の活動団体への積極的関与をお願いしたい。

※なぜ交流活動の必要性を考えるか。

集いの高齢者が他地区の人たちと交流することにより様々なことを話し合い、知ることで自ら健康管理、維持等も意欲的にできるようになるのではないかと期待感がある。

## ③ 活動を進める上での問題点や課題（役員体制や会員の組織体制、活動の財源、活動拠点の確保など）

- ボランティアが減ると困る。
- 法勝寺宿自治会（区）として動いてもらいたい。緊急性を感じて欲しい。ボランティアとしてどこまでしてよいか悩む。（例）認知症の人への対応、家での見守り等
- 現在の活動場所は2階であるため、利用者の負担が大きい。平屋で高齢者向けの施設が使用できると良い（宿公会堂はあるが高齢者に向かない）。

### 【当事者・地域住民の生活課題】

#### ① 地域生活を営む上で当事者・住民が困っていること

- 地域の中で格差あり（区により格差がある）。危機感がない区もある。
- 課題は色々あるが、実際は出来ていない。
- 買い物する場所が遠い・場所がない（現在は近所の人が送迎や代行）、通院が不便。

#### ② 当事者・地域住民の生活課題を解決するために求められること

- 区や役場が消極的。  
⇒役場（保健師等）には、団体の活動を見てもらい、相談できる支援体制をつくってほしい。
- 関係機関（社協や包括支援センター）との連携を希望するが、連絡調整をどうすれば良いか。

## 円山だんだん

### 【組織体制・活動上の課題】

#### ① 組織の現状（会員の人数や男女・年齢構成、役員体制、会費や財政状況）

- スタッフは9名（男性はいない）
- 利用者は4名/回程度、男女比2：2。うち要支援認定者2名（介護保険を勧め認定受けられた）。
- いきいきサロンとして登録し、社協からの助成+区からの助成。
- 利用料100円、食事がある時は300円。
- あいのわ銀行にボランティア登録。

#### ② 団体活動の将来ビジョン

- 今の状態でずっと継続できればいい。
- 常設の拠点があれば、ふらっとお茶を飲めるところで民生委員と連携して相談機能をもたせる。
- 将来的に参加できなくなった人との関係を続けるために、訪問や見守りを行っていく。
- ボランティアの意識が高まり、活動が広がり、地域全体が見られたらいい。

**③ 活動を進める上での問題点や課題（役員体制や会員の組織体制、活動の財源、活動拠点の確保など）**

- 金銭面（補助）が増えるよりも、環境をよくしたい。玄関の段差、手すりの設置、バリアフリーにしてもらえると助かる。
- 現在利用中の要支援の認定を受けている人が介護状態となれば、ボランティアで運営しているため専門的ケアが必要となれば対応が難しい。利用できなくなると地域との関係が切れてしまう。人間関係をどうするのか課題。
- 将来的に出られなくなっても、カレンダー届け、見守り、話し相手になることができれば。
- 50歳の年代の育成、どうやって地域に参画してもらえるか課題。

**【当事者・地域住民の生活課題】**

**① 地域生活を営む上で当事者・住民が困っていること**

- 社協や行政の存在は遠く感じる。
- チラシ配布されても見ていない人が多い。住民には伝わりにくい。
- 地域の高齢化、買い物が心配→ふれあいバスが伯耆町まで出てくれたら助かる。
- 暮らしている人を支えることが必要→シルバー人材センターの利用料が高い。高齢者割引があれば。
- 空き家、更地が増えてきている。空き家の雑草→集落が高齢化し行えない。

**② 当事者・地域住民の生活課題を解決するために求められること**

- 住民と直で話しをする。
- どれだけ地域の中に出かけていくか。
- 身近な存在として、日頃から顔の見える関係づくりが必要。
- 店等と連携して、活動日にあわせて移動販売が来ることで利用者が増えるのでは。

**民生児童委員協議会**

**【当事者・地域住民の生活課題】**

**① 地域生活を営む上で当事者・住民が困っていること**

- 障がい者、ひきこもりの人の把握がしにくい。
- 1人で全体を把握しにくい。福祉委員さんと協力できればいいと思う。
- 災害が起きたときの行動はどうしたらいいか。
- 高齢者、独居者が増えてきている。
- 火の始末に心配な人、かかりつけ医を持たない人がいる→見守りをどのようにして安心して暮らせるか。
- 個人情報関係でわからないことが多い（入院先、介護度が変更となっている）。

○町営住宅への入居者について情報が無い。

## 老人クラブ連合会

### 【組織体制・活動上の課題】

#### ① 組織の現状（会員の人数や男女・年齢構成、役員体制、会費や財政状況）

- 現在の会員数は1,000人を切ったところ（一番多い時は1,400～1,500人くらい）。
- 男女構成比は、女6：男4。
- 年齢層は60歳～90歳代はじめくらいまで。
- 役員の年齢層は70～80歳代はじめくらいまで。
- 活動への参加率は4～5割（単位クラブ）。

#### ② 団体活動の将来ビジョン

- 振興区単位での単位老人クラブの再編（協議会の事務局が中心となり、振興区単位で単位老人クラブの組織をつくり、老ク連の事務局及び事務局長は社協が担う）⇒1・2年先は現行体制でも大丈夫だが、今後の課題として捉えており、十分な話を積み重ねた上で事務局を移管したい意向。振興区との連携を強めて合体していくイメージ。
- 友愛・健康・社会奉仕という活動の柱の中で、優先順位をつけ活動する。  
⇒健康づくり、見守り（友愛訪問）が大事。

#### ③ 活動を進める上での問題点や課題（役員体制や会員の組織体制、活動の財源、活動拠点の確保など）

- 会員の減少と役員のなり手がいないこと（脱会の主な理由は、役員を引き受ける人がいないこと。また、人口の多い単位クラブが抜けているのが特徴的と言える）。ただし、活動を続けたいという人もいる。
- 毎週月曜午前の事務局が苦痛（パソコンでの事務処理等）。
- 個人情報が必要なネック。
- イメージアップ。

### 【当事者・地域住民の生活課題】

#### ① 地域生活を営む上で当事者・住民が困っていること

- 引きこもり（高齢者、若い人も）。
- 空き家、遊休農地（耕作放棄地、不在地主）。
- 集落行事など。祭りを班の役員で運営したり、老人クラブが段取りをして子ども会が参加する行事を催したり、工夫しているが参加者は少ない。
- 世代間のコミュニケーションやライフスタイルの変化により、だんだん伝統的なものは伝わりにくくなっている。「役員がついたから仕方がない」と顔出しはするが、家族での参加は少なくなっていく。若い人の気持ちがわからなくなってしまった。
- 高齢者の独居及び夫婦だけの世帯では、今後ふれあいバスが廃止される予定なので、交通の便を考えていく必要がある。

#### ② 当事者・地域住民の生活課題を解決するために求められること

- 子ども（学校、教育委員会）との連携・交流。
- 地域振興協議会との連携。

## 赤十字奉仕団

### 【組織体制・活動上の課題】

#### ① 組織の現状（会員の人数や男女・年齢構成、役員体制、会費や財政状況）

- 団員は53名、ピーク時は80名超。
- 退職された方に地域推進員が声かけし、入団者を募っている。（60歳以上）
- 昨年度より託児ボランティア5名（休日健診や講演会で託児）。
- 事務局として社協が支援している。

#### ② 団体活動の将来ビジョン

- 団員も高齢化している。無理をして活動すると大変。財源的には満足。
- 地域に貢献して活動を盛り上げて、今の団員が元気で活動できること。
- 現状維持の方向。柱は防災、施設での取り組み。

#### ③ 活動を進める上での問題点や課題（役員体制や会員の組織体制、活動の財源、活動拠点の確保など）

- 団員の高齢化・減少、役員交代が課題。
- 広報キャンペーンや募金活動の参加者が少ない。街頭募金等募金を集める方の高齢化により、寒い時期に立つのがつらい。
- 以前は町内施設の花壇清掃など、町民から見える活動をして赤十字奉仕団のPRもしていた。
- 配食ボランティアやいきいきサロンは個人で参加している。団体でやることと個人でやることを住み分けし、奉仕団の出番ではないと感じている。
- 団体同士の協力が重要。
- 地域の課題に自分たちの活動を寄せることが大事。

### 【当事者・地域住民の生活課題】

#### ② 当事者・地域住民の生活課題を解決するために求められること 社会参加、奉仕の気持ち、チームワーク。

## ノームの糸車（特定非営利活動法人ノーム）

### 【組織体制・活動上の課題】

#### ① 組織の現状（会員の人数や男女・年齢構成、役員体制、会費や財政状況）

- 会員 17名（定員20名）
- 会員年齢 20代3名、30代～50代10名、60代以上4名。
- 会員男女比 男7：女10
- 会員の約7割が精神障がい。ひきこもり経験者2名
- 平均工賃16,097円
- 職員5名（ヘルパー2級取得者）

## ② 団体活動の将来ビジョン

- より地域の方々やお客様とつながりを深め、喜んで頂けるサービスを提供するため、事業所のガーデンを利用し、アウトドア体験（石窯ピザ、バーベキュー、かまどを使ったご飯炊き）等のメニューを充実させる。
- 利用者、職員、お客様に喜んで頂ける事が何より大切。
- 「喜心循環」が社是。喜びの心が循環する事業所へ。
- 羊毛手芸のパーツキットを考案し、商標登録している。今後、ネット販売及び出張講習会の全国展開などで収益につなげたい。
- 工賃をUPするために外で作業をしていきたいが、夏場が大変。室内での仕事で収益をあげていきたい。体調に考慮して、夏場でも工賃を落とさないようにしたい（製品の袋詰め等行い、地元の手芸店で販売、今後アマゾンで販売）。
- 会員の収入を増やすために施設外就労は継続する。
- 団体の規模はこのままで良いと考えている。

## ③ 活動を進める上での問題点や課題（役員体制や会員の組織体制、活動の財源、活動拠点の確保など）

- 利用者（会員）となりえる人の掘り起こし（行き場を求めている方々はまだいるはず）。つなぎをしてもらいたい（心療内科受診者でも利用は可能）。
- 資金不足、事業所の建物の一部正面階段が腐って壊れているがなかなか直せない。共同募金に何回か申請するが、採択されず3年間放置（危険なのでなんとかしたい）。
- 職員教育は？→週1回の職員会議と、タイムリーに利用者の状況に対応できるよう、職員間連絡ノートを活用。
- 人手不足（職員）、募集をかけても応募がなかったことがある。
- 職員教育は？⇒職員会議で情報共有はしている。
- 行政や社協には、必要に応じ団体から相談できているが、団体からのアプローチないとき（問題がないとき）はご無沙汰になる。
- 職員の問題行動で会員に悪影響があり困ったことがある。地域の事業所間で情報共有できれば防ぐこともできたかもしれない。  
※行政や社協が研修の場や専門職、事業所をつなぐ機会を作ることが必要。

### 【当事者・地域住民の生活課題】

#### ① 地域生活を営む上で当事者・住民が困っていること

- 住みなれた家で支援を受けながら幸せに暮らすなど。グループホーム等がすべてではなく、その人にとっての幸せを優先させることが重要。
- 本人が落ち着かれ慣れた環境で本人の意向を重視し、それに添って支援を組み立てていくことが重要だと実感。
- 地域で安心、安全に暮らすことを希望している。
- 働く場所の確保。
- 親亡きあとの生活。

#### ② 当事者・地域住民の生活課題を解決するために求められること

- 本人の意向に添った形で本人が幸せに暮らせる様にいろいろな方々の力を得ながら考えていくことが大切。→団体の役割を知ってもらうこと。
- 体制を整えること（行動してもらうための枠組みを作ることが大事）→行政の役割
- 他人事から身近な事としてとらえてもらえるためには知ってもらうことが大事→団体、地域、行政の役割。
- 地域に団体のことを知ってもらう「場」をつくる。⇒行政の役割
- 福祉教育の学びの場の提供⇒団体の協力
- アンテナ役として団体への情報を提供⇒地域の理解（地域振興協議会等）

## 祥福園、わかとり作業所、JOCA

### ① 相談窓口等の支援体制の問題点

- 独居の方、近隣への相談は難しく作業所来所時に相談を受けている。文書の代筆を行うこともある→役場に電話してもらい、担当者がアウトリーチを行う支援の仕組みをつくる必要がある。
- 緊急時に福祉サービスでの調整が困難であったり、時間を要する場合もある。ハイリスクな方をあらかじめ精査して把握し、一人ひとりの状況に応じて緊急時の対応方法を事前に検討し、実際の支援内容の準備が必要。
- 預貯金、金銭の管理が難しくなったという相談が多い。→市民後見人の養成

### ② 保健福祉サービスの資源整備の課題

- 介護保険デイサービスは身体機能の維持、介護支援がメイン。高齢の方は障がいの方とは違う意識があり、うまく融合することができない。利用者の方も特に就労型を経験されている方はなじめない。→共生型サービス、終の棲家をどうするか。
- サービス調整で補えない課題もある。地域と協力してサポートしていきたい。  
保護者は、自身に急に何かあったときの支援に不安を感じている。（普段利用していないサービスを利用することに対する不安）  
→家に居ながら、見てもらうことができれば。  
→小規模多機能居宅介護サービス  
→共生型のケア会議  
※障害サービス、介護サービスが提供されるようになると、地域の方が離れていく現状がある。

### ③ 地域包括ケアシステム・包括的支援体制の確立に向けた課題

- 独居の方で調子が悪くなったとき、町の保健師に連絡し、訪問と電話をすることで連携がとれた。災害時のことを思うと、避難訓練は地域と一緒にいっておけばよかったと思う。
- 町内福祉関係団体が、現状を共有し意見交換するような機会がなく、そういった機会の必要性を感じている。  
→住民さんが自然に対応できるような配慮が必要。そのために日頃から強いパイプを持って交流していくことが必要。

### ④ 福祉専門職としての資質向上に向けた課題

- 施設での看取りは職員に体験がない。何かあれば病院に対応を依頼する。
- 小学校の体験学習を計画している。知的障がいの方の施設生活の話しをする予定である。中学校ではすでに体験を行っている。
- まだ若い事業所であり、これまでの南部町内での取り組みや関係性について疎い部分があり、町内関係団体との意見交換の機会があれば有難いと考えている。
- 障がいのある方に対する理解の促進のため地域支援セミナーを行っているが参加者は多くない。
  - 事業者が地域に入ってまちづくりに関わり、信頼関係を築くことでお互いの協力体制が整うのでは。
  - 社協の資源とあわせ、地域のみんなで福祉教育、福祉学習のプログラムをつくっていく。

## 介護支援専門員（南部居宅介護支援事業所、法勝寺ケアプラザ介護支援事業所）、南部箕蚊屋広域連合事務局、南部地域包括支援センター

### ① 相談窓口等の支援体制の問題点

- 住所が町内にない人。遠方の市町村だと相談窓口自体がよくわからなかったりする。高齢者に対する様々な制度が他の市町村は違うと思う。

### ② 保健福祉サービスの資源整備の課題

(地域での助け合い)

- まわりも高齢の方が多くなっていて、なかなか自分たちも大変になってきた、という思いを話される方が多い。集落の中でも高齢者だけの集落がある。
- （認知症の方が）地域の人と関わる場所があればいい。認知症カフェなど毎日あれば、自分で歩いて行ける人はそこに行って談話とかして帰られるような体制づくり。自由に出入れる場があってもいい。
- いきいきサロンなどの取り組みに地域格差がある。
- 地域振興協議会の役割。

(除雪)

- 除雪。家から出られない方。地域で除雪を町から頼まれていても15センチ以上にならないと除雪されない。枝道など限界がある。

(買い物支援)

- 奥の方になると買い物困られる方が多い。タクシーといっても金銭的に厳しい。
- 買い物ツアーでも、バス停まで行くことが問題、買い物をしてバス停から家まで帰ることも大変。

(受診同行)

- 受診。独居もしくは高齢者世帯で病状の確認自体もできない人が多い。同行サービスはすごく高い。あいのお銀行のサービスでは、病状を聞いて遠方の家族に伝えることが入ってくると、ボランティアでは無理だと思われる。病院側からもケアマネがついて来られませんかといわれるケースが増え、ついていっているケースが多々あるが、他の業務もあり大変になってきた。

(あいのお銀行)

- あいのお銀行自体が使いづらい。
- あいのお銀行、介護保険優先でコーディネートがうまくできない。
- あいのお銀行は地域によって得意なところ、得意でないところあるのでは。

(施設・サービス)

- 訪問入浴（在宅ターミナル、要支援）。
- 要支援の方の入浴サービス。あまり受け入れがないので米子の方のサービスを使ってもらっている。
- 独居高齢者の方で、ちょっと支援があると生活ができるような感じでも、町内にはケアハウスや高齢者住宅がなく、町外へ行くといってもお金がかかる。
- 小規模多機能（新設は客の取りあいになる、経営問題、今の資源を統合整理・活かしながら、客の定額負担）。

### ③ 地域包括ケアシステム・包括的支援体制の確立に向けた課題

(地域ケア会議)

- 地域ケア会議で課題が聞き取れていない。本当は課題があるのに拾えていない、出てこない。会のあり方を考えないといけない。
- ワンストップの窓口を目指す、“支援者のための支援のための会議”という地域ケア会議の仕組みはあるが、現場からの声が届かないのが課題。
- 地域ケア会議にケースを出しても、その後の結果が見えない。評価までの間の役割等、明確にして実践する仕組みができていない。
- 大きい地域ケア会議になると、たくさんの文章（資料）を出さないといけないので負担になる。
- 月2回のケース連絡会の中でもうちょっとお互い協力できたり、話し合いできたりする内容があればよい。
- 困難ケースということをきちんと話をする場が必要。

(制度理解)

- 介護保険の制度が優先なのかとか、地域で助け合っていくことが最優先なのかとか、共通認識を持つ。
- 介護保険制度の理解、本人の自己決定尊重（家族、地域住民）。
- 本当は家だとされていて、家族がギブアップして施設で、と家族優先になっている現実がある。家族の気持ちもわかる。

(地域との連携)

- 民生委員とのつながりを持っていない。
- 介護保険でまかなえない場合、社協やシルバー人材センター、地区の方をお願いをしないと、いけないところには、個別で連絡をとるが、どこからどこまでが役割なのか。やろうとするがうまくつながらない。

(その他)

- 1軒に色々な問題を抱えている方。全体的な世帯のマネジメント、支援をしてもらえる人が

いるとこれからいいのでは。

○困ったケースで包括が音頭をとってくれるという安心感があれば、何でも相談できそう。

#### ④ 福祉専門職としての資質向上に向けた課題

○本人の自己決定の尊重。

○個人情報の取り扱いについて。

○ケアマネとして役割が幅広く、どこまでが介護保険のサービス外のことで関わればいいのかというのが悩み。

○ケアマネの役割の範疇がわからなくなっている。どこまでやっていいかわからないし、ここまでしてもいいだろうか、あとで何かあったときにどうしようと思いつながら、仕事をしている。(障害の家族、8050問題の引きこもり)

○経済力のない家庭や高齢の介護者など、その家の生活自体が安定していない家庭に対して、どう支援していけばいいのか。

○何十人と担当持っているとも月1回の訪問でモニタリングして担当者会議して…ということに追われてしまう。地域振興協議会等足繁く通つての顔の見える関係づくりなど、理解はできるが現実問題できるか不安がある。

○個別ケース(対応)で終わってしまっている(地域課題につながっていない)。

### 要保護児童地域対策協議会、福祉事務所

#### ① 相談窓口等の支援体制の問題点

(生活保護) 困窮と保護、社協と一緒に訪問して相談しながら支援。

(生活困窮) 社協への来所相談が8~9割 自宅へのアウトリーチができていない。8050問題のケースがあると思われるが、包括やケアマネからの情報提供が1件もない。他の関係機関からの紹介もない。社協で行っている「なんでも相談」の件数が激減。家計相談員が介入し家計が黒字になるが数か月後滞納発生。アフターフォロー体制に課題。

(要対協) 親の養育疲れがある。放課後児童クラブ等あるが、子どもに特性がありうまく行っていない。

#### ② 保健福祉サービスの資源整備の課題

(生活保護)

○保護世帯では生活面の支援。とくに買い物・通院の支援が課題。

○地域との関係性が希薄な方は特に孤立。障がい者向けの訪問介護系のサービスが不足している。頻繁にあいのわ銀行で急な対応してもらうことはできないと認識している。→相談をしてもらいたい。(社協)

(要対協) ファミリーサポートセンターの登録者はあるが、会員数が増えない、利用実績がない。利用につながらない。

#### ③ 地域包括ケアシステム・包括的支援体制の確立に向けた課題

(生活保護) 民生委員との連携は図れていない。障がい世帯では障がい相談員、作業所、保健師と連携。障がい支援対象の事業所の数が少なく必要な支援を調整することができない。

(生活困窮)

○食糧支援が必要な場合や生活全体にかかわるケースでは民生委員さんに協力してもらう。支援調整会議にも積極的に参加してもらっている。支援会議の開催について関係機関との連携は良好。

○行政・民生委員さんとの連携は図れている。支援にのらない場合も支援会議を行っている。(要対協) 情報を教育委員会に提供しても、卒業後にひきこもりになっているケースあり。教育委員会との情報連携ができていない。→当事者による福祉教育、福祉学習の必要性。学校、地域、当事者、専門職との連携。

#### ④ 福祉専門職としての資質向上に向けた課題

(生活保護) 困窮者については社協と連携して対応している。

(生活困窮) 自立支援としての就労支援ではハローワークと連携。債務問題では法律事務所と連携。

(要対協) 保育園、小、中、高校と連携し対象者ができれば関係者感で解決方法、方針を決めて支援を行っていく。子育て支援センターネウボラで毎回リスク判定会。年1回代表者会議で各学校の校長先生、園長、社協(生活困窮)、関係各課で要保護児童の研修開催。

### 教育委員会事務局

#### ① 相談窓口等の支援体制の問題点

○隣保館が町全体に開かれた場になることが必要と感じている。

○児童館と連携し、支援が必要な子どもや家庭に寄り添う活動をしてはどうか。

○隣保館が福祉と連携し、支援を必要としている人が気兼ねなく利用できる子ども食堂(地域食堂)ができないか。

#### ② 保健福祉サービスの資源整備の課題

○ひとり親世帯の割合が高くなっている。

○子ども、高齢者、地域の人、誰でも集まって来られる共生型の食堂。

○仕掛けはするけど、主体は地域。それぞれが役割分担をして実施するとよい。

○配食サービスを高齢者だけでなく、対象を広げてみてはどうか。例えば、産後で家事が大変なお母さんへのお弁当とか。

#### ③ 地域包括ケアシステム・包括的支援体制の確立に向けた課題

○学校で全児童生徒を対象に「なんぶっこ塾」を実施。参加は原則児童生徒の希望で、地域の方がボランティアとして先生となり、見守りや言葉かけをするなどしている。

○地域の人権学習のなかで、高齢者、児童虐待、認知症などをテーマに学ぶ機会をもっている。

○町では、保小中15年間を見据えた人権教育プログラムを策定し、町内の全園、全校で実施している。人権教育プログラムは「まち未来科」ともリンクしている。

○学校と地域の連携のひとつとして、人権擁護委員協議会を通じて風船バレーの体験や社会福祉協議会の夏休み事業での作業所体験を実施。

○教育支援センター「さくらんぼ」は不登校、不登校傾向の児童生徒に安心して過ごせる場を提供し、学校復帰を導いている。町内の高校生も受け入れている。

#### ④ 福祉専門職としての資質向上に向けた課題

- 子ども食堂、地域食堂（地域）×専門職の連携。
- 生きた福祉の学びを学校と地域と当事者でつくっていく。
- 地域と学校、地域振興協議会と学校がタイアップして子どもが地域に出る流れをつくれるか。
- 役立ち感、自分の存在を肯定するためには誰かの役に立っていると思うことが大事。
- 民間フリースクールへの支援。

## 2 南部町地域福祉計画策定委員会について

### (1) 南部町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく、南部町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、南部町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉団体に関係する者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 地域住民を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の最初の会議は町長が招集する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、所管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## (2) 南部町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	団体	役職	氏名	氏名(変更)	備考
行政	南部町	副町長	松田 繁	土江 一史	副委員長
福祉団体	社会福祉法人南部町社会福祉協議会	副会長	佐藤 重明		委員長
福祉団体	社会福祉法人伯耆の国		吉持 節子		
福祉団体	公益社団法人青年海外協力協会(JOCA) 南部事務所	所長	亀山 明生		
福祉団体	南部町老人クラブ連合会	事務局長	垂水 英俊		
福祉団体	南部町赤十字奉仕団	副委員長	遠藤 和子		
地域代表	東西町地域振興協議会	会長	原 和正	谷口 秀人	
地域代表	天津地区地域振興協議会	会長	種 紹夫	大塚 賢一	
地域代表	大国地区地域振興協議会		瀬尾 睦夫	西本 和行	
地域代表	法勝寺地区地域振興協議会	会長	内藤 眞哉		
地域代表	南さいはく地域振興協議会	会長	井上 仁志		
地域代表	あいみ手間山地域振興協議会	会長	唯 仁司		
地域代表	あいみ富有の里地域振興協議会	会長	宮脇 敏泰		
民生委員	南部町民生児童委員協議会	副会長	瀧山 寛		
民生委員	南部町民生児童委員協議会		古川由美子		
学識経験	鳥取大学地域学部	准教授	竹川 俊夫		
公募委員			山中 文雄		
公募委員			吉田 智子		

## (3) 南部町地域福祉計画策定委員会の開催状況(開催経緯)

開催期日	内容
令和元年5月29日(水)	第1回 (1) 南部町地域福祉計画改定について (2) 今後について
令和元年12月19日(木)	第2回 (1) 南部町地域福祉計画改定の進捗状況について (2) 南部町地域福祉計画策定スケジュールの変更について

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 地域福祉計画の構成について</li> <li>(4) 関係団体等ヒアリングについて</li> </ul>
令和2年7月27日(月)	<p>第3回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 南部町地域福祉推進計画改定のスケジュールの変更について</li> <li>(2) 南部町地域福祉推進計画骨子(案)及び計画素案について</li> </ul>
令和2年8月7日(金)	<p>第4回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 南部町地域福祉計画推進骨子(案)及び計画素案について ※第3回の続き</li> </ul>
令和2年9月29日(火)	<p>第5回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 南部町地域福祉計画基本理念について</li> <li>(2) 南部町地域福祉推進計画(修正案)について</li> <li>(3) 今後の予定について</li> </ul>
令和3年2月19日(金)	<p>第6回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) パブリックコメント結果について</li> <li>(2) 南部町地域福祉推進計画(最終案)について</li> <li>(3) 今後の予定について</li> </ul>
令和3年3月17日(水)	<p>第7回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 最終提案</li> <li>(2) ロードマップについて</li> </ul>

### 3 関連法規

#### ■社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」 抜粋

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 包括的な支援体制の整備に関する事項（条文要約）

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的にその策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### ■社会福祉法第106条の4「重層的支援体制整備事業」抜粋（令和2年6月新設）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策（地域福祉への住民参加の促進、生活困窮者自立支援事業など）として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に

基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助

二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備

3 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援事業を行う事業者、その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図れる

よう努めるものとする。

### ■社会福祉法第109条「市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会」

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### ■成年後見制度利用促進法第14条「市町村の講ずる措置」

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 南部町地域福祉推進計画

発行年月 令和3年3月

発行 南部町・南部町社会福祉協議会

編集 南部町健康福祉課

〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭 482 番地 健康管理センターすこやか

電話 0859-66-5524 FAX 0859-66-5523

社会福祉法人南部町社会福祉協議会

〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 331 番地 1 総合福祉センターしあわせ

電話 0859-66-2900 FAX 0859-66-2901